

令和8年

第6回教育委員会会議

議案第19号

秋田県教育委員会

## 議案第19号

### 第4期あきたの教育振興に関する基本計画の改定（案）について

第4期あきたの教育振興に関する基本計画について、別添のとおり改定します。

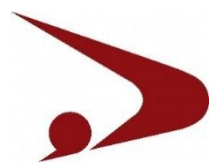
令和8年3月27日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

#### 理 由

「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～」の策定に伴い、「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」の推進指標等を改める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号 令和8年3月改定案



# 第4期あきたの教育振興に関する基本計画 ～みんなでつくろう「教育立県あきた」～



令和7年3月

(令和8年3月一部改定)

秋田県教育委員会



# 目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1 計画策定の趣旨	
第2 計画の位置付け	
第3 計画の期間	
第2章 本県教育の現状と課題	3
第1 本県教育を取り巻く社会状況の変化	
第2 第3期あきたの教育振興に関する基本計画の成果と課題	
第3章 計画の方向性	16
第1 本県教育の目指す姿	
第2 最重点の教育課題	
第3 目指す姿の実現に向けた基本方針	
第4 横断的に取り組む重点施策	
第4章 施策体系	20
基本方針1 社会の持続的な発展を牽引する力の育成	21
(1) 家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の推進	
(2) 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進	
(3) グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進	
(4) 探究・STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進	
基本方針2 確かな学力の育成	26
(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進	
(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	
(3) 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進	
基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進	29
(1) インクルーシブ教育システムの推進による特別支援教育の充実	
(2) 不登校児童生徒への支援の推進	
(3) 多様なニーズに対応した教育機会の確保	
基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成	33
(1) 自他を尊重する心を育む教育の推進	
(2) 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進	
(3) 学校における体育活動の充実と健康教育の推進	

<b>基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築</b> . . . . .	<b>37</b>
(1) 学習の質を高めるための教育環境の整備	
(2) 教職員の指導体制の充実と学校における働き方改革の推進	
(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	
<b>基本方針6 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築</b> . . . . .	<b>41</b>
(1) 多様な学びの場づくりと学びを通じた地域づくりの推進	
(2) 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用	
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> . . . . .	<b>44</b>
第1 計画の周知	
第2 国・市町村・関係部局、多様な主体との連携・協働	
第3 推進状況の点検・評価	

※ この計画において、「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び高等学校中等部を含みます。

# 第1章 計画の策定に当たって

## 第1 計画策定の趣旨

本県では、平成18年に改正された教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき、平成23年10月に「あきたの教育振興に関する基本計画」（以下「第1期計画」という。）、平成27年3月に「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」（以下「第2期計画」という。）、令和2年3月に「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」（以下「第3期計画」という。）をそれぞれ策定し、本県の実情を踏まえた教育施策を着実に実施してきました。

この間、人口減少・少子高齢化やグローバル化が加速するとともに、AIやIoTなどの技術革新が急速に進んでおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際紛争などとも相まって、将来予測が困難な時代を迎えています。

そうした中、国では、令和5年6月に新たな「教育振興基本計画」が閣議決定され、コンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本的な方針に基づき様々な施策を講ずることとしています。

このため、本県においても、時代の変化を的確に捉え、これまで本県教育が積み重ねてきた教育実践とのベストミックスを図りながら、新たな時代に対応した学びの実現に取り組むため、今後の本県教育の方向性を示した「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」を策定しました。

### 【国の教育振興基本計画（概要）】

#### コンセプト

#### ◎ 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持・発展させていく
- 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

#### ◎ 日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

### 今後の教育政策に関する基本的な方針

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## 第2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する本県の教育振興基本計画であるとともに、「[秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～](#)」における教育分野に関する個別計画です。

国の教育振興基本計画を参酌しつつ、将来を見据え、本県が目指す教育の理念や方向性を明らかにした上で、その実現に向けて今後推進すべき具体的施策を示しています。

計画の推進に当たっては、上位計画である「[秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～](#)」の推進指標に加え、本計画独自の指標を設定し、同計画と一体的に進めていきます。

### 【教育基本法】

#### （教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 第3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

## 第2章 本県教育の現状と課題

### 第1 本県教育を取り巻く社会状況の変化

#### 1 人口減少と少子高齢化の進行

本県の総人口は、1956（昭和31）年の135万人をピークに減少に転じ、オイルショックによる全国的な景気低迷の影響等により転出が減少したことで一時的に持ち直したものの、1982（昭和57）年以降、減少の一途をたどっており、2023（令和5）年で91万人となっています。

若年層を中心とした転出超過による「社会減」と、出生数の減少や高齢化に伴う死亡数の増加による「自然減」が続いており、このままのペースで推移した場合、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、2050年の本県人口は、56万人まで減少し、人口減少率と高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が全国最大になるなど、人口減少・少子高齢化が一層進むことが予想されています。

こうした中であって、今後も社会の持続的な発展を維持していくためには、質の高い教育により、一人一人の可能性を伸ばし、生産性や創造性をより一層高めていく必要があります。

また、子どもたちが幸せや生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々と共につくっていくことで、子どもたちのウェルビーイングを高めるとともに、社会全体のウェルビーイングにつなげていく必要があります。

#### 2 急速な技術革新の進展

人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方が大きく変わる超スマート社会「Society5.0」時代が到来しつつあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークや遠隔診療など、社会全体のデジタル化・オンライン化が大きく促進され、学校教育においても、ICT環境の整備や、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン授業の導入が急速に進められました。

社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速していく中、教育分野においても、デジタルの強みを活かし、一人一人に応じた学びや支援の充実を図るとともに、教員の働き方改革を推進していく必要があります。

また、これからの時代の働き手には、AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを

創り出す創造力や、他者と協働してチームで問題解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に対応した人材を育成していく必要があります。

### 3 VUCA時代の到来

現代は、人口減少・少子高齢化やグローバル化、技術革新の急速な進展に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化などにより、先行き不透明で将来予測が困難な「VUCA<sup>2</sup>の時代」と言われています。

こうした中であって、今を生きる子どもたちが、将来、社会の担い手として活躍し、豊かな人生を切り拓いていくためには、様々な社会の変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働しながら、課題を解決していく力や態度を身に付けさせていく必要があります。

### 4 多様性に満ちた社会づくりの推進

社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、性別、性的指向、性自認、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することが求められています。

本県では、あらゆる差別の解消を図り、全ての県民が、個性を尊重し合いながら、多様な文化や価値観を受け入れ、互いに支え合う社会の形成を目指し、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（令和4年秋田県条例第6号）」を制定し、令和4年4月1日から施行しました。

学校教育においても、様々な背景により多様な教育的ニーズのある子どもたちの学びの充実を図りながら、学校の多様性と包摂性を高めていく必要があります。

## 第2 第3期あきたの教育振興に関する基本計画の成果と課題

### 基本方向1 自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた人材を育てます

基本方向1では、自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた人材の育成を目指し、家庭や地域、企業等と連携したキャリア教育や社会の変化と要請に応える専門教育の充実に取り組みました。

#### (取組と成果)

- 小・中学校において、地域の伝統を受け継ぐ活動や地域の産業に関わる活動、地域の課題につ

2 「Volatility（変動性）」、「Uncertainty（不確実性）」、「Complexity（複雑性）」、「Ambiguity（曖昧性）」の4つの単語の頭文字をとった造語

いて考え、発信する活動など、ふるさと教育の視点を取り入れたキャリア教育に取り組みました。  
「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と思う児童生徒の割合は、全国平均を大きく上回っています。

\*数値は肯定的な回答の割合（%）、（ ）内の数値は全国平均との差（ポイント）

質問事項	小学校6年生	中学校3年生
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。	90.7(+7.2)	86.9(+10.8)

（出典）文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」

- 平成30年8月に開設した、児童生徒が職業調べや職場体験等を行う際に県内企業等の情報を検索できるウェブサイト「広域職場体験システム（A-キャリア）」の登録企業数は、年々増加しており、令和6年3月現在で487の企業等が登録されています。
- 県立高校に就職支援員等を配置し、積極的な求人開拓や、生徒・保護者に対するきめ細かな情報提供・進路相談を行ったことにより、令和6年3月新規高卒者の就職決定率は、99.6%と、高い水準となりました。県内就職率（就職者全体に占める県内就職者の割合）は、令和6年3月卒で71.3%と、令和2年3月卒の65.0%から大きく上昇しました。
- 県立特別支援学校に職域拡大推進員を配置し、進路指導担当教員と連携し、特別支援学校生が就労可能な職域の拡大や職場定着支援を行いました。令和5年度は、推進員の事業所訪問により、新規受入可能事業所を151事業所、新規雇用相談可能事業所を86事業所、開拓しました。
- デジタル人材の育成に向け、普通科のある高校10校に「デジタル探究コース」を設置し、デジタルを活用した探究学習活動を推進したほか、全ての県立高校にEdTech<sup>4</sup>教材及び実習キット「micro:bit（マイクロビット）<sup>5</sup>」を配付し、プログラミング教育を実施しました。

### （課題）

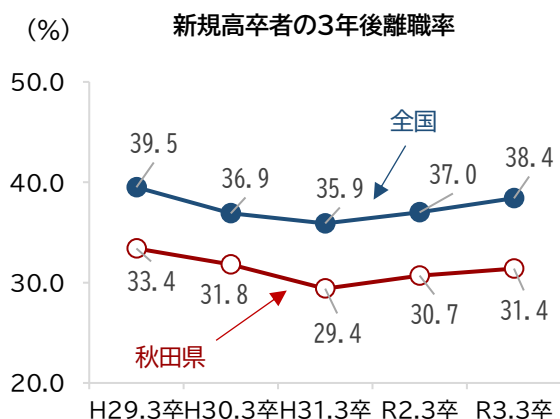
- 高校生の県内就職率は、新型コロナウイルス感染症の収束や好調な県外求人等を背景に、令和3年度（令和4年3月卒）の75.4%をピークに、減少傾向にあります。
- 本県の高校卒業生の3年後の離職率（令和3年3月卒）は31.4%と、全国平均の38.4%を下回ったものの、依然として高い水準にあります。
- 特別支援学校生が就労するために必要となる資質・能力を育成するための適切な職業教育が不足しています。また、事業所等職員の障害者理解や受入体制が整っていない状況にあります。

3 （R4～）大館国際情報学院、仁賀保、湯沢、羽後、（R5～）鹿角、能代松陽、秋田北、新屋、大曲、横手城南

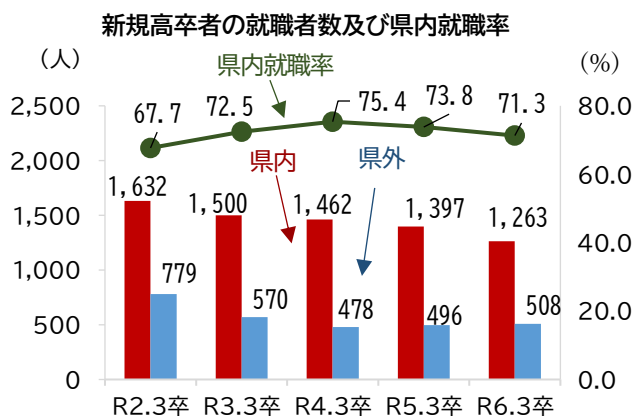
4 教育（Education）とテクノロジー（Technology）を組み合わせた造語。教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

5 イギリスの公共放送局BBCが開発した教育用の小さなコンピュータ

- 科学技術の進展や産業構造の変化等に伴い、企業が生徒に求める専門的な知識・技術が変化しており、高校教員が指導する内容も一層高度化しています。



(出典) 秋田労働局職業安定部調べ



(出典) 県高校教育課「秋田県高等学校卒業者の進路状況調査」

## 基本方向2 子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着を図ります

基本方向2では、子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着を目指し、少人数学習の推進や「秋田の探究型授業」の充実など、子ども一人一人の個性や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援に取り組まれました。

### (取組と成果)

- 少人数学習の推進によるきめ細かな指導により、学習の基礎・基本の定着が図られており、全国学力・学習状況調査においては、平成19年度の調査開始以来、概ね良好な状況にあります。

### 全国学力・学習状況調査の平均正答率 (%)

\*( )内の数値は全国平均との差 (ポイント)

年度	小学校6年生			中学校3年生			
	国語	算数	理科	国語	数学	理科	英語
R6	73(+5)	65(+2)		60(+2)	53(±0)		
R5	72(+5)	65(+2)		74(+4)	52(+1)		44(-2)
R4	71(+5)	66(+3)	71(+8)	73(+4)	54(+3)	52(+3)	
R3	71(+6)	72(+2)		68(+3)	60(+3)		
R2	(コロナ禍のため実施なし)			(コロナ禍のため実施なし)			

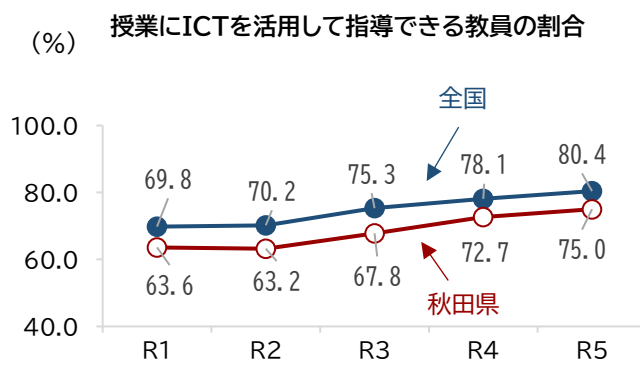
(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果によると、本県の児童生徒は、家庭学習に主体的に取り組むなど、望ましい学習習慣を身に付けています。

- 令和2年度に、秋田きらり支援学校内に病弱教育サポートセンターを設置し、相談支援の充実を図るとともに、令和3年度には、県北・県南の高校各1校（大館鳳鳴高校及び横手高校）に通級指導教室を設置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する学びの場を整備しました。
- 就学前教育・保育教職員と小学校教諭が接続期の学びや育ちについての協議等を通して相互理解を図る合同研修会を開催し、円滑な接続についての理解促進を図ったこと等により、幼稚園・保育所等と連携してスタートカリキュラム<sup>6</sup>を編成している小学校や、幼稚園・保育所等と合同で研究会等を実施する小学校が増加しています。
- スーパーサイエンスハイスクール<sup>7</sup>に秋田中央高校と横手高校が指定され、先進的な理数教育、カリキュラムの開発・実践や調査研究、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習が進められました。

### (課題)

- 定年による教員の大量退職と、それに伴う新規採用教員の増加が続く中、ベテラン教員から若手教員への知識・技術の継承が困難になっています。
- 授業にICTを活用して指導することができる教員の割合は向上しているものの、全国平均より低い状況が続いているほか、教員一人一人のICT活用指導力の差については依然として大きい状況にあります。



(出典) 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

- 子どもの育ちや学びの連続性を踏まえた就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続の必要性については、全ての市町村において広く認識されているものの、幼保小の関係者が連携・協働して架け橋期<sup>8</sup>のカリキュラムの開発・実施に着手している市町村は、令和6年度時点で2市と、少ない状況にあります。

6 幼稚園・保育所等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

7 文部科学省が平成14年度から実施している事業で、将来の国際的な科学技術人材を育成することを目指し、理数系教育に重点を置いた研究開発を行うものとして指定を受けた高校

8 生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期である、5歳児から小学校1年生までの2年間

### 基本方向3 世界で活躍できるグローバル人材を育てます

基本方向3では、世界で活躍できるグローバル人材の育成を目指し、実践的な英語コミュニケーション能力の向上と、国際感覚を身に付け、協働して課題解決する力や英語による発信力の育成に取り組みました。

#### (取組と成果)

- 生徒に求められる英語力の達成状況を検証するとともに、主体的な学習意欲の向上を図るため、中学2年生から高校生までの全ての生徒を対象に「英検 I B A<sup>9</sup>」を実施しました。
- 児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上と異文化理解の促進を図るため、イングリッシュキャンプ<sup>10</sup>やファンライティング<sup>11</sup>を実施したほか、英語での発信力や論理的思考力を育成するため、即興型英語ディベート<sup>12</sup>大会及び e-Debate 交流会（オンラインによる英語ディベート交流会）を開催しました。
- 大館国際情報学院高校、能代松陽高校、由利高校及び横手清陵学院高校を A K I T A グローバルネットワーク事業の指定校とし、国際交流活動や4校合同の研究発表交流会を通して、地域やグローバルな課題について考察し、課題解決に向けて行動できる人材の育成に取り組みました。
- 国際系の学科を設置している能代松陽高校及び由利高校では、韓国語や中国語、ロシア語など、英語以外の外国語を学ぶ機会の充実と国際交流の推進を図りました。

#### (課題)

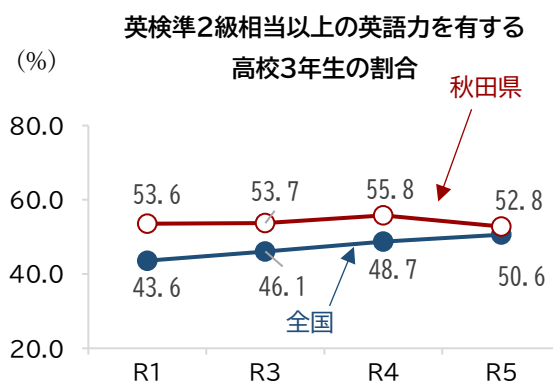
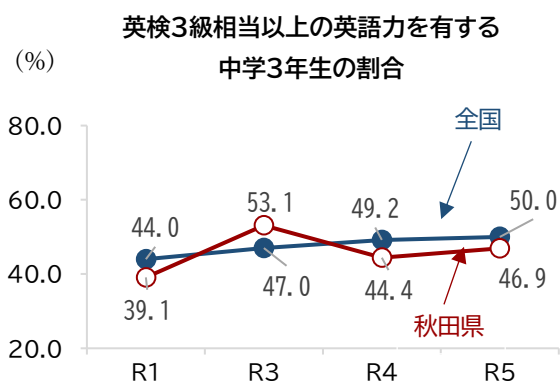
- 英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合は上昇傾向にあるものの、文部科学省の求める割合（50%）を下回っています。また、英検準2級相当以上の英語力を有する高校3年生の割合は、全国平均よりも高い状況にあるものの、近年その差は縮まりつつあり、更なる向上を図る必要があります。

9 (公財)日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定と共通のスコア尺度で成績比較を可能とするテスト

10 A L T (外国語指導助手)との交流を通して、生きた英語や異文化等を体験する終日英語を使用するプログラム

11 A L T との手紙での英語を用いたやり取りを通し、英語への興味・関心を高めるとともに英語コミュニケーション能力の向上を図る取組

12 与えられた論題について、肯定側と否定側のチームに分かれて英語で意見を述べ、第三者であるジャッジを説得する討論。「即興型」は、論題が発表されてから15分から30分程度の準備期間の後でディベートを開始する。



(出典) 文部科学省「英語教育実施状況調査」 \*R2はコロナ禍のため実施なし

- 令和5年度全国学力・学習状況調査の教科調査において、中学校英語で、全国平均を下回っています。また、令和5年度秋田県学習状況調査の結果においても、中学校2年生英語で、問題の通過率が設定した基準を10ポイント以上下回っています。
- 本県の児童生徒は、学校の授業以外で英語に触れる機会が少なく、授業改善を通して英語学習への動機付けを図り、授業以外でも英語を学ぼうとする意欲を醸成する必要があります。

\*数値は肯定的な回答の割合(%)、( )内の数値は全国平均との差(ポイント)

質問事項	小学校6年生	中学校3年生
これまで、学校の授業以外で、英語を使う機会がありましたか。	36.8(-9.7)	26.2(-3.8)
家庭学習の課題(宿題)として、どの程度ICT機器を活用して、英語の音声を聞いたり英語を話す練習をしたりしていますか。	【週1回以上】 17.2(-12.3)	【週1回以上】 16.8(-6.1)

(出典) 文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

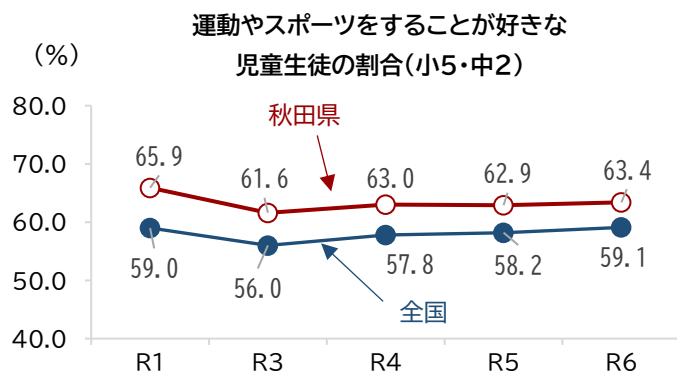
#### 基本方向4 豊かな人間性と健やかな体を育みます

基本方向4では、豊かな人間性と健やかな体の育成を目指し、道徳教育・人権教育・体験活動の充実、いじめ・不登校等の未然防止・早期発見や相談体制の整備、共生社会の形成に向けた取組、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力の育成に取り組まれました。

##### (取組と成果)

- 各学校において、いじめの定義やいじめを正確に漏れなく認知することの重要性についての理解が進んだこと等により、児童生徒千人当たりのいじめの認知件数は、大幅に増加しています。学校では、いじめの積極的な認知と即時対応に努めており、令和5年度における認知したいじめの解消率は、90.9%と、全国平均の77.5%を10ポイント以上上回っています。

- 通常の学級と特別支援学校における交流及び共同学習を計画的に実施し、障害理解の促進を図りました。特別支援学校小・中学部の児童生徒との居住地校交流を実施した小・中学校の割合は、令和5年度で52.5%と、令和元年度の38.9%から大きく上昇しています。
- 運動やスポーツの専門性を有する地域の人材等を小・中学校に派遣し、教員の専門的な指導法の工夫・改善を図るとともに、体育の授業を始めとする体育的活動において、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりを進めたことにより、運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合（小5・中2）は、全国トップクラスを維持しています。



(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」 \*R2はコロナ禍のため実施なし

- 令和3年度より、県内市町村において、中学校における運動部活動の地域移行に係る実践研究や実証事業を実施し、成果と課題の検証・情報共有を行いました。また、県総括コーディネーターを配置し、各市町村の実情に応じた個別支援を行ったほか、広域的な指導者の発掘・確保に向け、指導者登録システムを構築しました。
- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果では、児童生徒が望ましい生活習慣を身に付けている状況が表れています。

\*数値は肯定的な回答の割合(%)、( )内の数値は全国平均との差(ポイント)

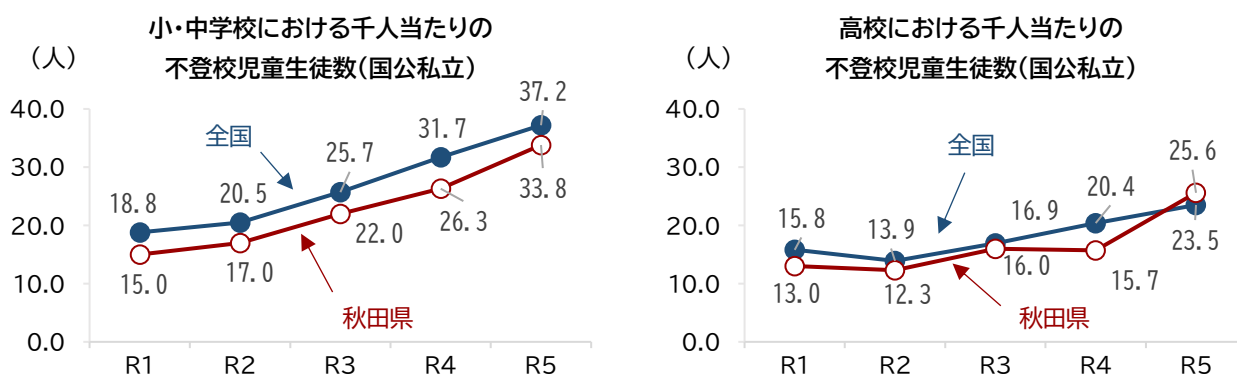
質問事項	小学校6年生	中学校3年生
朝食を毎日食べていますか。	94.9(+1.2)	94.0(+2.8)
毎日、同じくらいの時刻に起きていますか。	93.5(+1.9)	94.4(+1.9)

(出典) 文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」

**(課題)**

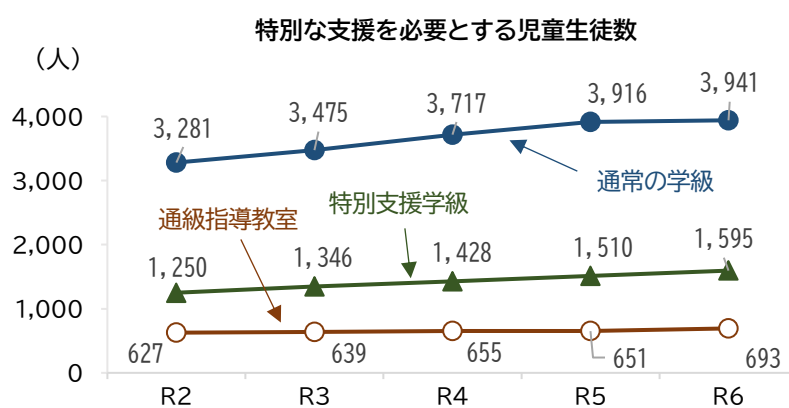
- 児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、近年、増加傾向にあり、特に、小学校から中学校への進学に伴って増加しています。令和6年度においては、全ての中学校・県立高校にスクール

カウンセラー<sup>13</sup>を配置するとともに、教育事務所等7箇所スクールソーシャルワーカー<sup>14</sup>14名を配置し、児童生徒・保護者等へのきめ細かな支援に努めておりますが、今後、更なる相談体制の充実に取り組む必要があります。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

- スマートフォンの保有世帯の増加等に伴い、インターネット利用の低年齢化が進んでおり、全国調査では、2歳で約6割、5歳で約8割の幼児児童がインターネットを利用しています。低年齢の子どもたちをインターネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないためには、保護者のインターネットリテラシーの向上を含め、家庭における取組を支援することが重要となります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室を利用する児童生徒、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあります。また、高校においても、特別な支援を必要とする生徒が在籍しています。



(出典) 県特別支援教育課「小・中学校特別支援学級等の実態調査」

13 児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法など心に関する授業を行う心理の専門家

14 児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないだり、手続きの補助などをしたりする福祉の専門家

- 本県児童生徒の体力合計点は、全国トップクラスを維持しているものの、コロナ禍前に比べ、体力の低下や運動時間の減少が懸念されます。

### 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点

\*( )内の数値は全国平均との差 (ポイント)

	小学校5年生		中学校2年生	
	男子	女子	男子	女子
R 6	54.45(+1.91)	56.46(+2.53)	44.64(+2.95)	48.82(+1.60)
R 1	56.06(+2.45)	58.59(+3.00)	43.87(+2.31)	50.92(+0.89)

(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

## 基本方向5 子どもの成長を支える魅力的で良質な学びの場をつくります

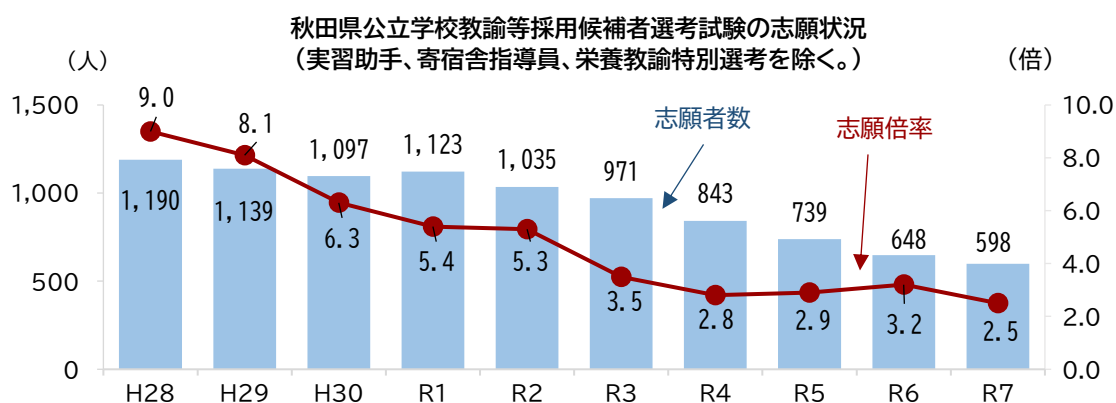
基本方向5では、魅力的で良質な学びの場づくりを目指し、教職員の資質能力の向上や県立学校の整備、学校・家庭・地域が連携協力し地域ぐるみで子どもを育む体制の整備等に取り組みました。

### (取組と成果)

- 秋田県高等学校総合整備計画に基づき、県立高校の再編整備等を推進し、令和3年4月には、能代工業高校・能代西高校の2校を統合して能代科学技術高校を、令和6年4月には、花輪高校・十和田高校・小坂高校の3校を統合して鹿角高校を開校しました。
- 国が推進するG I G Aスクール構想に呼応し、全ての学校に児童生徒用1人1台端末と通信ネットワーク環境を構築するなど、学校におけるI C T環境を整備しました。
- Googleの提供するGoogle for Education™ パートナー自治体プログラムに参画し、同社の協力を得て、県立高校において、最先端のI C T教育や教員研修を実施しました。
- 教員免許法及び教育公務員特例法の改正を受け、教職員一人一人のキャリアステージや職務に対応した研修講座を拡充するとともに、校長等管理職向けの能力開発研修や、教職員が自らの働き方に合わせて受講できるオンデマンド形式の研修を新たに導入しました。
- 教職員の働き方改革を推進するため、令和5年度に、全ての県立高校において統合型校務支援システムを導入しました。また、市町村の連携・協働により、市町村立学校における次世代型校務支援システムを共同調達し、令和6年度から導入しました。(初年度の参加は7市町村)
- 生徒・保護者の利便性の向上と教職員の働き方改革を推進するため、令和6年度に、公立高等学校入学者選抜に係る手続きをデジタル化・オンライン化し、入試業務の大幅な効率化と省力化を図る「高校入試WE B出願システム」を構築しました。(令和8年度入学者選抜から本格運用)

(課題)

- 少子化により児童生徒数の減少が加速しており、これに伴い、学校の小規模校化が進んでいます。
- 県立学校施設の多くが昭和 40～50 年代の建築であり、老朽化対策が急務となっていますが、建設資材価格の高騰や労務単価の上昇等に伴い工事費が大幅に増加しており、県の財政状況が厳しい中、学校の新築・改築を進めることが困難となっています。
- 教員の大量退職に伴う大量採用期が続き、講師登録者数の減少と相まって、教員採用試験の志願者数も減少しており、教員不足が深刻化しています。



(出典) 県高校教育課調べ

- 「教職員が実感できる多忙化防止計画」(令和6年度からは「教職員の働き方改革推進計画」)に基づき各種施策に取り組んだことにより、教員の月当たりの平均時間外在校等時間<sup>15</sup>は、令和5年度で 37.2 時間(令和3年度比▲0.3 時間)となるなど、勤務時間の縮減や勤務環境の改善に一定の成果が見られるものの、依然として長時間勤務を行っている教員が多い状況が続いています。

令和5年度における教員の時間外在校等時間

	月当たりの平均時間外在校等時間	月当たり時間外在校等時間毎の教員の割合			年間時間外在校等時間が 360 時間を超えた教員の割合
		0～45 時間	45～80 時間	80 時間～	
小学校	31.5 時間	77.8%	20.9%	1.3%	53.1%
中学校	46.5 時間	51.3%	37.0%	11.7%	75.8%
高校	44.3 時間	59.0%	26.6%	14.4%	86.3%
特別支援学校	22.3 時間	92.9%	7.0%	0.2%	23.2%
全校種	37.2 時間	68.4%	24.7%	6.8%	62.9%

(出典) 県義務教育課・高校教育課・特別支援教育課調べ

<sup>15</sup> 在校等時間から正規の勤務時間を除いた期間(在校等時間には、校外で行う研修・引率等を含み、勤務時間外における自己研鑽や業務外の時間や休憩時間を除く。)

- 県内21の市町村において、全ての小・中学校がコミュニティ・スクール<sup>16</sup>となりましたが、県立学校では導入が進んでいません。(矢島高校・大曲工業高校・六郷高校・ゆり支援学校に続き、令和5年度に西仙北高校が県内5校目のコミュニティ・スクールとなりました。)

## 基本方向6 地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会をつくります

基本方向6では、地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会の創出を目指し、県民が生涯にわたって学ぶことのできる機会の充実や読書活動の推進、子どもたちが優れた芸術・文化に触れることのできる機会の充実、地域の貴重な財産である文化遺産等の保存・活用等に取り組みました。

### (取組と成果)

- 中・高生に対し読書の魅力を発信するため、「中学生・高校生ビブリオバトル<sup>17</sup>大会」を毎年開催し、令和5年度には、全国大会において本県代表の中学生が優秀賞を受賞しました。最近では、校内で独自にビブリオバトルを開催する学校も出てくるなど、その取組は県内に拡がりつつあります。
- 県民に魅力的で良質な文化芸術に親しむ機会を提供するため、県立美術館・県立近代美術館・県立博物館・県立農業科学館の4館では、他施設や民間企業等との連携により、多様な特別展を開催しました。
- 美術館・博物館のDXを推進し、県立近代美術館では、最先端技術「メタバース<sup>18</sup>」による仮想近代美術館「メタバース×キンビ」を構築しました。これにより、いつでもどこでも県立近代美術館の特色あるコンテンツを体験できるだけでなく、鑑賞者同士や学芸員との交流も可能となりました。
- 大湯環状列石(鹿角市)及び伊勢堂岱遺跡(北秋田市)を含む「北海道・北東北縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向け、北海道・青森県・岩手県及び関係市町と連携し取組を進めた結果、令和3年7月にユネスコ世界文化遺産に登録されました。また、令和4年11月には、「西馬音内の盆踊」(羽後町)及び「毛馬内の盆踊」(鹿角市)を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。
- 秋田の郷土食の保存と活用を図るため、県内の現況を把握し、文化財的価値を明らかにするための調査を行い、郷土食等一覧表を作成するとともに、26件の郷土食について、特色ある郷土食

16 一定の法令上の権限を持ちながら、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」が設置された学校

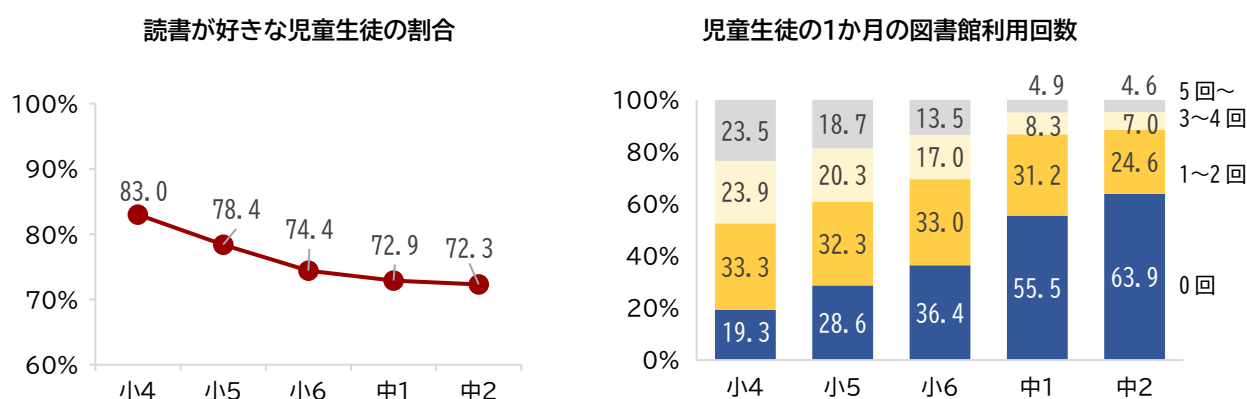
17 発表者がおすすめの本の魅力を5分間で紹介し合い、聴衆者全員で「一番読みたくなった本」(チャンプ本)を投票で決める知的書評ゲーム

18 「超越(meta)」と「宇宙(「universe)」を組み合わせた造語で、インターネット上の仮想空間

として調理・製造等の技術を記録しました。

### (課題)

- 障害者の生涯学習や情報格差の解消等をはじめとする地域における現代的課題や、地域課題の解決に資する生涯学習・社会教育に関する取組事例が少なく、人材や予算の確保、取組に係るノウハウの不足等が課題となっています。
- 「読書が好き」、「学校図書館を利用している」と答える児童生徒の割合は、年齢が上がるほど低下する傾向にあり、子どもの発達段階に応じた支援を、幼児期から切れ目なく行っていくことが求められています。



(出典) 県義務教育課「令和5年度秋田県学習状況調査」

- 令和5年4月に改正博物館法が施行され、美術館・博物館には、「調査研究」、「展示公開」、「教育普及」といった従前からの役割に加え、「デジタル技術の積極的活用」、「他の博物館及び地域の多様な主体との連携」、「地域的・社会的課題への対応」、「地域の活力向上への取組」など、新たな役割が求められています。
- 縄文遺跡群や民俗芸能、郷土食など本県の文化財の魅力が認められつつあるものの、保存や活用に向けては、地域住民と連携した取組が不十分です。

## 第3章 計画の方向性

### 第1 本県教育の目指す姿

#### ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり

本県では、第1期計画において「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を本県教育の目指す姿として掲げ、第2期計画及び第3期計画においても継承しながら、本県教育の基本である「ふるさと教育」を推進し、心豊かで郷土愛に満ち、志高く未来を切り拓く人材の育成に取り組んできました。

近年、情報通信技術の進展によりグローバル化が加速し、人・物・情報等が地球規模で行き交う時代となっており、ふるさとの自然や歴史、伝統文化を理解し、自らが生まれ育ったふるさとに誇りと愛着をもちつつ、異文化や多様な価値観を理解し、グローバルな視野で考え、自分の考えを積極的に表明し、行動できる人材を育てていくことが一層重要となっています。

また、少子高齢化・人口減少の加速化や生成AIをはじめとした急速な技術革新などにより、社会の変化が激しさを増す中であって、こうした変化を前向きに捉え、未来を作っていく一人としての自覚をもち、困難や失敗を恐れず、積極果敢に挑戦する力や態度を身に付けた人材を育てていく必要があります。

このため、本計画においても、これまで第1期計画から掲げてきた「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を引き続き本県教育の目指す姿として掲げ、その実現に向けた施策を総合的・計画的に推進していきます。



## 第2 最重点の教育課題

目指す姿の実現に向け、「地域に根ざしたキャリア教育の充実」と「“問い”を発する子ども”の育成」を、全教育活動を通して取り組む最重点の教育課題に位置付け、課題解決に向けた取組を進めていきます。

### 地域に根ざしたキャリア教育の充実

地域との関わりを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むことで、子どもたち一人一人が「生きる力」を身に付け、様々な課題に対し、柔軟に、かつ、たくましく対応していくことができるよう、地域に根ざしたキャリア教育の充実を図ります。

### “問い”を発する子ども”の育成

子どもたちが、自他の営みを積極的に工夫改善し、発信していくことができるよう、「問う」ことを通して自ら学び、問題を発見し、他者との関わりを通して主体的に問題を解決していく子どもの育成を図ります。

## 第3 目指す姿の実現に向けた基本方針

目指す姿の実現に向け、6つの基本方針を設定します。

### 基本方針1 社会の持続的な発展を牽引する力の育成

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力や、デジタル・グリーン等の成長分野を担う専門的な力を育成するとともに、グローバルな視点をもって地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする高い志をもった人材を育成します。

### 基本方針2 確かな学力の育成

乳幼児期の教育・保育において、生活や遊びを通して、学びに向かう力や人間性等、子どもたちの「生きる力」の基礎を育むとともに、小・中・高校を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題解決するために必要となる思考力・判断力・表現力を育成します。

### 基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進

障害や不登校、性的マイノリティなど、様々な困難を有する子どもたちの多様なニーズに対応した教育を推進するとともに、子どもたちはもとより、県民一人一人が多様な他者を理解・尊重し、共に生きる社会を実現します。

## 基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成

公共の精神や相手を思いやる気持ち、希望と勇気を持ち、困難や失敗を恐れず、積極果敢に挑戦する強い意志など、豊かな心を育むとともに、生涯にわたってたくましく生きるために必要な体力や、健康で充実した生活を送るための資質・能力を育成します。

## 基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築

教職員の資質能力の向上や働き方改革を推進し、教育の質の向上を図るとともに、県立学校の統合等再編整備や地域ぐるみで子どもを育む体制の構築に取り組むことにより、生徒数が減少する中にもあっても魅力ある教育環境づくりを進めます。

## 基本方針6 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築

県民の、ライフステージや生活スタイルに応じた学びを充実させるとともに、優れた文化芸術や貴重な文化遺産に触れ、体験することのできる機会を創出することにより、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境づくりを進めます。

## 第4 横断的に取り組む重点施策

6つの基本方針にまたがる重要な4つの施策を設定し、今後5年間で横断的かつ重点的に取り組みます。

### ◎重点施策1 持続可能な社会の創り手となる人材の育成に向けた教育の推進

将来予測が困難な時代において、今を生きる子どもたちが、未来に向けて自ら社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められています。

このため、あらゆる教育活動を通じて、何事にも前向きに挑戦し、失敗しても粘り強く取り組む力や、自ら課題を発見し、他者と協働しながら新しい価値を創造する力などの資質・能力を身に付けた人材の育成に取り組めます。

### ◎重点施策2 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた教育の推進

誰一人取り残されず、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する包摂的な社会を実現し、一人一人の多様なウェルビーイングの向上、さ

らには社会全体のウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

このため、子どもの権利等の理解促進や人権感覚の涵養<sup>かん</sup>に取り組むとともに、様々な体験活動の機会を提供し、自己肯定感・自己有用感等の向上を図ります。

また、様々な困難を抱える子どもに対するきめ細かな支援や学びの保障に努めるとともに、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会や異なる環境に身を置く機会の充実を図ります。

### ◎重点施策3 生涯にわたって主体的に学び続ける力を育む教育の推進

---

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸張し、「人生100年時代」といわれる中であって、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生モデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへの転換が予測されており、生涯学習の必要性が高まっています。

このため、学校教育において、生涯学習の基盤となる基礎的な学力の定着を図るとともに、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を育成します。

また、社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識の向上を図ります。

### ◎重点施策4 教育DXの推進

---

社会全体のDXが加速化していく中であって、教育においても、ICTの活用を「日常化」し、デジタル化を更に推進していく必要があります。

このため、学校においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するとともに、最新のICT環境の整備や学びの保障としての遠隔・オンライン学習を推進するほか、校務のICT化による学校における働き方改革に取り組みます。

また、Society5.0時代の到来を見据え、デジタル社会に対応し、デジタル技術を活用して新たな価値を創造する人材の育成に取り組みます。

## 第4章 施策体系

目指す教育の姿：ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり

### 最重点の教育課題

◎地域に根ざしたキャリア教育の充実 ◎“「問い」を発する子ども”の育成

<b>&lt;基本方針1&gt;</b> 社会の持続的な発展を <sup>けん</sup> 牽引する力の育成	(1) 家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の推進
	(2) 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進
	(3) グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進
	(4) 探究・STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進
<b>&lt;基本方針2&gt;</b> 確かな学力の育成	(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
	(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
	(3) 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進
<b>&lt;基本方針3&gt;</b> 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進	(1) インクルーシブ教育システムの推進による特別支援教育の充実
	(2) 不登校児童生徒への支援の推進
	(3) 多様なニーズに対応した教育機会の確保
<b>&lt;基本方針4&gt;</b> 豊かな心と健やかな体の育成	(1) 自他を尊重する心を育む教育の推進
	(2) 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進
	(3) 学校における体育活動の充実と健康教育の推進
<b>&lt;基本方針5&gt;</b> 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築	(1) 学習の質を高めるための教育環境の整備
	(2) 教職員の指導体制の充実と学校における働き方改革の推進
	(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
<b>&lt;基本方針6&gt;</b> 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築	(1) 多様な学びの場づくりと学びを通じた地域づくりの推進
	(2) 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用
<b>横断的に取り組む重点施策</b>	
1 持続可能な社会の創り手となる人材の育成に向けた教育の推進	
2 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた教育の推進	
3 生涯にわたって主体的に学び続ける力を育む教育の推進	
4 教育DXの推進	

## 基本方針1 社会の持続的な発展を牽引する力の育成



農業体験



県内企業における技術研修



高校のデジタル探究コース  
における探究学習

### (1) 家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の推進

#### ① ふるさを学びのフィールドとした学習活動の推進

児童生徒の郷土や国際社会で自立的・協働的・創造的にたくましく生き抜く力を育成するため、ふるさを学びのフィールドとした学習や体験活動等を推進します。

##### 【主な取組】

- ▶ 自然や文化等に触れる体験的な活動の充実
- ▶ 地域の活性化に貢献する活動等の推進
- ▶ 社会性・自主性を育む集団宿泊活動の充実

#### ② 社会的・職業的自立を目指した教育活動の充実

児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育成するため、家庭や地域社会、企業等と連携しながら、発達段階に応じた系統的・組織的な学習や体験活動等を推進します。

##### 【主な取組】

- ▶ キャリアノート<sup>19</sup>等の効果的な活用の促進
- ▶ 各校種の教員等によるキャリア教育の充実に向けた協議会等の実施
- ▶ 職場見学、職場体験・インターンシップ、ボランティア活動等の充実
- ▶ 大学や地元企業等との連携による起業家精神（アントレプレナーシップ）教育<sup>20</sup>の推進

#### ③ きめ細かな就職支援と職場定着の推進

地元企業や関係機関と連携し、就職を希望する高校生の就職を支援するとともに、ミスマッチ等による早期離職の防止に向けた職場定着支援を行います。

19 児童生徒がキャリア教育に関する学習の履歴を記録する冊子

20 自ら社会課題を見つけ、課題解決にチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける教育

#### 【主な取組】

- ▶ 職場定着就職支援員による就職相談、県内求人開拓、企業情報の提供
- ▶ 就職情報ネットワークを活用した求人情報等の共有
- ▶ ふるさと企業紹介の実施
- ▶ 就職準備セミナー・コミュニケーションセミナーの実施
- ▶ 卒業後に早期離職した者に対する求人情報の提供

## (2) 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進

### ① 地域資源を活用した最先端の学びの推進

地元企業や関係機関と連携し、最先端の専門知識・技術や、地域の課題解決に果敢に挑戦するチャレンジ精神や起業家精神を身に付けるための実践的・体験的な学びを推進します。

#### 【主な取組】

- ▶ 最新の専門知識や技術・資格等を有する人材を活用した特別講義の実施
- ▶ 県内企業における技術研修の実施
- ▶ 専門高校の教員等を対象とした最先端技術等に関する指導力向上研修会の実施
- ▶ 産業教育フェア・ものづくりコンテストの実施

### ② 高等教育機関との連携の推進

より高いレベルでの学習に対する意欲を高めるとともに、学問を究めようとする探究心を育むため、高等教育機関との連携を推進します。

#### 【主な取組】

- ▶ 地域人材を活用した学問別ガイダンス等の実施
- ▶ 大学コンソーシアムあきた<sup>21</sup>が実施する高大連携事業への参加促進
- ▶ 県内大学の専門人材を活用した講義・実習

### ③ 最先端のデジタル教育の推進

これからのデジタル社会で活躍できる資質・能力を育成するため、最新のICT教材や専門人材を活用した最先端のデジタル教育を推進します。

#### 【主な取組】

- ▶ 全ての高校におけるEdTech教材やマイクロビットを活用したプログラミング教育の実施
- ▶ プログラミングや生成AI等を活用した探究的な学習活動の実施
- ▶ 県内外のIT企業等におけるインターンシップの実施
- ▶ 専門高校における実習環境のデジタルネットワーク化、学科・学校間の連携

21 大学間連携による教育・研究の活性化や地域貢献活動の推進を図るため、県内の高等教育機関で構成された連携組織

- ▶ 県内大学の専門人材を活用した最先端のデジタル技術に関する講義・実習

### (3) グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進

#### ① 児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上

小・中・高校を通じて、児童生徒の実践的な英語コミュニケーション能力の向上を図ります。

##### 【主な取組】

- ▶ 発信力の向上を図るためのパフォーマンステスト<sup>22</sup>の充実
- ▶ 外部試験受験機会の提供及び活用
- ▶ 小・中・高校一貫した英語教育構築のための校種間連携の推進
- ▶ ALT<sup>23</sup>（外国語指導助手）による教育活動の充実
- ▶ 思考力及び発信力の向上に資する即興型英語ディベートの推進
- ▶ CAN—DO形式の学習到達目標リスト<sup>24</sup>の効果的な運用

#### ② 教員の指導力と英語力の向上

外国語活動担当教員・英語担当教員の英語力と指導力の向上を図るとともに、外部試験等を活用した自己研鑽の機会を提供し、教員の英語力向上を図ります。

##### 【主な取組】

- ▶ 小学校外国語集中実践セミナーの実施
- ▶ 英語担当教員の英語力と指導力の向上を図るための研修の実施
- ▶ ALTの指導力の向上を図るための研修の実施
- ▶ 大学教員と指導主事による小・中・高校への学校訪問指導の実施

#### ③ 異文化体験活動の促進

児童生徒の国際感覚の醸成と異文化理解を促進するとともに、英語学習に対する意欲を高めるため、児童生徒が海外の人々と英語でコミュニケーションを図り、異文化に触れることのできる機会を提供します。

##### 【主な取組】

- ▶ 英語学習の意欲向上に向けたイングリッシュキャンプの充実
- ▶ 県内大学と連携した留学生との交流の充実
- ▶ 海外の高校等との交流の推進
- ▶ 英語への興味・関心を高めるファンライティングの充実
- ▶ 英語以外の外国語指導の充実

22 外国語表現の能力を評価するためのスピーキングテスト、ライティングテスト等の総称

23 「Assistant Language Teacher」の略で、学校又は教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員の助手として授業を補助したり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動に従事したりする外国人講師

24 学習到達目標について英語を用いて「～することができる」という能力記述文の形で設定したもの

## (4) 探究・STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進

### ① 「総合的な学習の時間」等における探究的な学習活動の充実

総合的な学習（探究）の時間・理数探究をはじめ、各教科等における探究的な学習活動において、文理の枠を超えた複合的な課題を解決し、新たな価値を創造するための資質・能力の育成を図ります。

#### 【主な取組】

- ▶ 探究的な学習の過程<sup>25</sup>の充実に向けた指導の工夫改善
- ▶ 総合的な学習（探究）の時間と各教科等の相互の関わりを意識したカリキュラム・マネジメント<sup>26</sup>の充実
- ▶ 探究活動や調べ学習における学校図書館・公共図書館の活用促進

### ② 数学的・科学的に探究する力を育む理数教育の充実

自然科学や工学などの理系分野に関心を持ち、論理的思考を基に、数学的・科学的な知識を活用しながら新たな価値を創造するための資質・能力の育成を図ります。

#### 【主な取組】

- ▶ 理工学系分野の博士号教員や大学教員等による最先端の講義や指導の充実
- ▶ 「理数探究」を中心としたSTEAM教育<sup>27</sup>の推進
- ▶ STEAM・ステーション<sup>28</sup>を拠点とした理科、数学、データサイエンス等の分野に関する発展的な探究活動の推進
- ▶ 各学校段階を通じたプログラミング教育の推進
- ▶ SSH指定校事業の充実と研究成果の共有
- ▶ 科学の甲子園全国大会秋田県予選会の実施
- ▶ 理数科合同研修会の実施

25 「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」のプロセス

26 子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図る取組

27 科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術・リベラルアーツ (Arts)、数学 (Mathematics) の5つの領域の学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習

28 理数科のある高校のオープンスペースに設置した、ICTの利点を最大限に活用した理数探究の拠点

【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (小6、中3) ※	81.0%	85.0%
②	自校のキャリア教育のねらいを地域や保護者に知らせている小・中学校の割合	84.6%	87.0%
③	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 (小6、中3)	88.8%	90.0%
④	持続可能な地域づくりを意識した地域と連携した教育活動を実施する学校数 (県立高校)	20 校 (R5)	25 校
⑤	高校生のインターンシップ参加率 (公立) ※	61.3% (R5)	66.0%
⑥	高校生の県内就職率 (公私立、全日制・定時制) ※	71.3% (R5)	80.0%
⑦	<u>特別支援学校高等部卒業生の就職者の割合</u> ※	34.7%	40.0%
⑧	<u>専門性を生かした地域貢献を行った生徒の割合</u> ※	—	50.0%
⑨	英検3級相当以上の英語力を有する中学校3年生の割合※	46.9% (R5)	60.0%
⑩	英検準2級相当以上の英語力を有する高校3年生の割合※	52.8% (R5)	62.0%
⑪	パフォーマンステスト「話すこと」「書くこと」の両方を実施している学校の割合 (中・高)	60.0% (R5)	73.0%
⑫	英語ディベート大会等への参加生徒数	151 人 (R5)	165 人
⑬	総合的な学習の時間において、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる児童生徒の割合 (小6、中3) ※	89.4%	92.0%
⑭	博士号教員の派遣回数※	59 人 (R5)	80 人
⑮	<u>「情報Ⅰ」で求められる資質・能力が身につけている生徒の割合</u> ※	—	80.0%

※ 秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～ (R8～11) における指標

## 基本方針2 確かな学力の育成



I C Tを活用した探究型授業



学習ポータルサイト  
「わか杉学びネット」



就学前・小学校等地区別合同研修会

### (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

#### ① 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進

これまでの実践とI C Tを最適に組み合わせながら、児童生徒が問いを発し、他者と関わりながら主体的に問題解決に取り組む「秋田の探究型授業」の更なる充実を図ります。

##### 【主な取組】

- ▶ 児童生徒の視点に立った授業改善の取組を支援する学校訪問指導等の実施
- ▶ 「秋田の探究型授業」の充実を図るための共同研究・校内研修への支援
- ▶ 学校改善支援プラン等による効果的なI C T活用の取組等の提示
- ▶ I C T活用と授業力向上を両輪とした授業改善の取組に関わる実践的調査研究等の実施

#### ② 学力向上を目指した検証改善サイクルの推進

確かな学力の定着・向上を目指し、全国学力・学習状況調査、県学習状況調査及び高校入試を一体として捉えた検証改善サイクルを推進します。

##### 【主な取組】

- ▶ 検証改善委員会による全国学力・学習状況調査等の結果分析及び改善等に向けた提言
- ▶ 全国学力・学習状況調査の活用による指導改善・充実のための学校訪問指導等の実施
- ▶ 学力向上支援We b・学習ポータルサイトによる単元評価問題やオンライン学習に活用できる教材等の配信

### (2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

#### ① 少人数学習や習熟度別学習等によるきめ細かな指導の充実

児童生徒の学力向上を目指し、少人数学習や習熟度別学習等による、児童生徒一人一人に対応したきめ細かな学習指導の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ▶ 小・中・義務教育学校における 30 人程度学級の実施と運用の改善
- ▶ 生活集団や学習集団の少人数化によるきめ細かな指導を行うための教員の配置
- ▶ 小学校等において、各教科の専門性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行うための教科担任制の拡充
- ▶ 高校における 35 人程度学級の実施

### ② ICTを活用した教育の推進

ICTを積極的に活用し、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていきます。

#### 【主な取組】

- ▶ ICT活用指導力の向上を図るための研修等の実施
- ▶ ICTの効果的な活用等についてのオンラインによる情報発信
- ▶ 教育データの記録・共有によるきめ細かな学習支援の工夫
- ▶ ICT活用による個々の障害の状態等や学習上の困難さを踏まえた各教科・科目等の授業改善の推進
- ▶ 組織的・計画的な情報モラル教育の実施
- ▶ 児童生徒等のインターネットの健全利用に向けた取組の充実

## (3) 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進

### ① 就学前教育・保育の質の向上

乳幼児期の教育・保育における見方・考え方を生かし、生活や遊びを通した総合的な指導により、子どもが自ら身近なあらゆる環境に関わり、発達に必要な体験を積み重ねる教育・保育の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ▶ 市町村における幼児教育推進体制の構築・充実に向けた支援
- ▶ 保育者の資質向上に向けた体系的な研修機会の提供
- ▶ 就学前教育・保育施設におけるカリキュラム・マネジメントの充実に向けた支援
- ▶ 特別な配慮を必要とする子どもに対する就学前教育・保育施設の取組への支援

### ② 就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続

乳幼児期の教育・保育において育まれた資質・能力が切れ目なく小学校以降の学びや生活につながるよう、円滑な接続を図る取組を推進します。

### 【主な取組】

- ▶ 遊びを通して小学校以降の学びの芽生えを培う乳幼児期の教育・保育の理解啓発
- ▶ 市町村の幼保小関係者による連携の充実に向けた支援
- ▶ 幼保小の協働による架け橋期のカリキュラム開発・実施への支援

### 【推進指標】

	指標名	現状値 (R6)	R11 年度
①	秋田県学習状況調査における設定通過率 <sup>29</sup> を超えた設問数の割合 (小・中)	75.8% (R5)	75.0%
②	学んだことを振り返って次の学習につなげることができる児童生徒の割合 (小6、中3) ※	86.5%	86.5%
③	授業の目標を意識して学習に取り組んでいると思う児童生徒の割合 (小5、中2)	88.8% (R5)	90.0%
④	学級の友達との間で話し合う活動に進んで取り組んでいると思う児童生徒の割合 (小5、中2)	92.0% (R5)	92.0%
⑤	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思う児童生徒の割合 (小5、中2)	88.3% (R5)	89.0%
⑥	勉強が好きだと思う児童生徒の割合 (小5、中2)	58.7% (R5)	61.5%
⑦	大学志望達成率 (公私立、全日制)	89.1% (R5)	90.0%
⑧	教職員と児童生徒がやりとりする場面において、児童生徒1人1台端末等のICT機器を使用している小・中学校の割合 (週1回以上) ※	74.0%	84.0%
⑨	低年齢化に対応したインターネット環境整備に関する講座を実施した市町村数 (累積)	16 市町村 (R5)	25 市町村
⑩	就学前教育・保育アドバイザー <sup>30</sup> を配置している市町村数※	10 市町村	14 市町村
⑪	幼保小の協働による架け橋期カリキュラムの策定市町村数※	2 市町村	25 市町村

※ [秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～ \(R8～11\)](#) における指標

29 問題ごとに、どの程度の通過率であれば「おおむね満足できる状況」とするかをあらかじめ定めた値

30 就学前教育・保育の質の向上を目指し、各施設等を巡回して指導・助言等を行う者

## 基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進



交流及び共同学習



教員とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる協議



スペース・イオ

### (1) インクルーシブ教育システム<sup>31</sup>の推進による特別支援教育の充実

#### ① 園・小・中・高校等における特別支援教育の推進

幼稚園・保育所等、小・中・高校に在籍する障害のある幼児児童生徒に対する一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるとともに、管理職のリーダーシップによる校（園）内支援体制の機能強化と全教職員の理解促進を図ります。

##### 【主な取組】

- ▶ 各学びの場の実践研修における好事例の蓄積と発信
- ▶ 特別支援教育コーディネーター<sup>32</sup>連絡協議会での事例紹介と協議による取組の促進
- ▶ 合理的配慮を明記した個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用・引継ぎの促進
- ▶ 特別支援教育校内支援体制ガイドラインの活用促進
- ▶ 特別支援学校のセンター的機能<sup>33</sup>等の活用による研修の充実
- ▶ 交流及び共同学習の充実に向けた障害理解授業の効果的な実施

#### ② 特別支援学校における教育の充実

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるとともに、社会に開かれた教育課程の実現と特色ある教育活動の展開を図ります。

##### 【主な取組】

- ▶ 指導・支援の充実に向けた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用
- ▶ 地域の資源や教育力を生かした教育課程の編成と実施
- ▶ 職域や就労形態の拡大による職場の開拓と実習等の実施

31 障害者が精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある方と障害のない方が共に学ぶ仕組み

32 各学校（園）における特別支援教育の推進のため、学校職員の中から指名され、校（園）内委員会や校（園）内研修など校（園）内の役割のほか、関係機関との連絡調整や保護者の相談窓口の役割を担う職員

33 地域における特別支援教育を推進する体制を整備する上で、特別支援学校が中核的な役割を果たし、高い専門性を生かしながら地域の幼稚園・保育所等、小・中・高校を支援する機能

- ▶ 学校の専門性を生かすセンター的機能の強化

### ③ 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

全ての教職員が、特別支援教育に関する知識・技能を身に付けるための研修を継続的に受ける機会を設定するとともに、特別支援学校の教職員の更なる専門性の向上を図ります。

#### 【主な取組】

- ▶ 秋田県教職キャリア指標を踏まえた特別支援教育に関する研修の実施
- ▶ 研修人事交流教員のニーズに応じた研修の充実
- ▶ 特別支援学校教諭普通免許状取得の促進
- ▶ 障害種毎の教育専門監の配置と組織的な活用

### ④ 切れ目ない支援に向けた関係機関との連携強化と特別支援教育への理解促進

特別な支援を必要とする幼児児童生徒が就学から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備に向け、関係機関との連携を強化し、特別支援教育に対する理解促進を図ります。

#### 【主な取組】

- ▶ 就学相談・支援の充実に向けた各特別支援教育アドバイザー<sup>34</sup>と市町村との情報共有
- ▶ 家庭・学校・放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた会議等の実施
- ▶ 医療機関及び福祉行政等との連携による安心・安全な医療的ケアの実施
- ▶ 障害理解研修会やあきた県庁出前講座の実施

## (2) 不登校児童生徒への支援の推進

### ① 不登校における課題の未然防止と早期支援の充実

不登校は誰にでも起こりうるものと認識し、児童生徒の心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援するとともに、児童生徒が毎日通いたいと思える魅力ある学校づくりに取り組みます。

#### 【主な取組】

- ▶ 日常の観察や計画的な教育相談等の実施
- ▶ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談の充実
- ▶ フリーダイヤル「すこやか電話<sup>35</sup>」等による相談の実施
- ▶ 誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進

### ② 不登校児童生徒の学びの保障

不登校児童生徒一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を確保し、全ての児童生徒が学び

34 小学校に設置した特別支援教育地域センター等で、障害のある幼児児童生徒の就学相談を中心に相談・支援を行う職員

35 県が設置する、不登校やいじめ、就学や進路、学習に関する悩みを相談できる窓口

たいと思ったときに学ぶことのできる環境を整備します。

#### 【主な取組】

- ▶ 校内教育支援センター<sup>36</sup>や空き教室等を活用した学習支援
- ▶ オンラインを活用した学習支援と学習成果の適切な評価の実施
- ▶ スペース・イオ<sup>37</sup>、教育支援センターにおける学習支援
- ▶ NPO・フリースクール等、学校外の多様な学びの場や専門的な支援機関との連携強化
- ▶ 市町村における学びの多様化学校<sup>38</sup>の設置に向けた支援

### (3) 多様なニーズに対応した教育機会の確保

#### ① 高校中退者等に対する就学機会の提供

高校等の中途退学者や不登校を経験した児童生徒、社会人等に対し、就学機会を提供できるよう、教育環境の整備を行います。

#### 【主な取組】

- ▶ 定時制課程・通信制課程の特色を生かした取組の充実
- ▶ 通信制課程の生徒が受けるスクーリング等の負担軽減に向けた方策の検討
- ▶ 教育支援センターや地域若者サポートステーション<sup>39</sup>等、関係機関との連携促進
- ▶ 夜間中学を含めた、義務教育未修了者等に係る学び直しの機会の確保についての調査研究

#### ② 性の多様性を尊重した教育の推進

学校において、性の多様性に対する理解を深め、性同一性障害や性的指向・性自認で悩みを抱える児童生徒が安心して通える学校づくりを推進します。

#### 【主な取組】

- ▶ 教育活動全体における、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導の充実
- ▶ 性同一性障害や性的指向・性自認に関する教職員の正しい理解の促進
- ▶ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな相談・支援の実施
- ▶ 校則の定期的な見直し等による、生徒の多様性に配慮した取組の推進

36 学校には行けるが自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋

37 学校へ行きたいけれども行くことができないでいる児童生徒や中卒者を対象に、安心して過ごすことができる「心の居場所」を提供しながら学習支援等を行う県教育委員会が設置するフリースクールの空間

38 学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（旧・不登校特例校）

39 都道府県が設置する、働くことに悩みを抱えている15～49歳までの者を対象に就労に向けた支援を行う機関

### ③ 外国人児童生徒等への支援の充実

「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」に基づき、外国籍等の子どもの受入体制を整備し、日本語指導が必要な児童生徒等に対する指導・支援体制を充実させるとともに、校(園)内における多文化共生に対する理解促進を図ります。

#### 【主な取組】

- ▶ 日本語教育等を必要とする児童生徒が在学する学校への教員の加配
- ▶ 外国人児童生徒一人一人の履修状況や理解状況に応じた指導の実施
- ▶ 日本語指導のノウハウを持つ日本語教育人材や日本語教室等との連携強化

#### 【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	特別支援学校小・中学部の児童生徒との居住地校交流を実施した小・中学校の割合	47.3% (R5)	54.5%
②	居住地校交流を行った特別支援学校の小・中学部児童生徒数の割合	34.0% (R5)	37.0%
③	1人1台端末を持ち帰り、家庭学習等に活用した特別支援学校児童生徒の割合※	23.2%	38.0%
④	交流及び共同学習の充実に向けた障害理解授業を実施した小・中学校の割合	42.8% (R5)	60.0%
⑤	特別支援学校高等部卒業生の就職者の割合	37.8% (R5)	40.5%
⑥	特別支援教育に関する研修を受講した高校教員の割合	86.3% (R5)	95.0%
⑦	特別支援教育に関する校内研修を実施した小・中・高校の割合※	75.9% (R3)	88.0%
⑧	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導を受けた児童生徒の割合 (小・中学校)	59.3% (R5)	75.0%
⑨	不登校児童生徒に対してICTを活用した学習活動等の支援を月1回以上行った小・中学校の割合	27.5%	52.5%
⑩	スペース・イオ入所者の高校進学率	98.0% (R5)	98.0%
⑪	公立小・中学校の校内教育支援センター設置率※	40.6%	90.0%
⑫	学び直しを教育課程上に位置付けている公立学校数	15校	15校

※ 秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～(R8～11)における指標

## 基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成



道徳科の授業



模擬選挙



地域人材を活用した体育授業

### (1) 自他を尊重する心を育む教育の推進

#### ① 人権教育の推進

児童生徒が人権の意義・内容や重要性、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自他の人権を守ろうとする意識や態度を醸成するため、学校における教育活動全体を通して人権教育の充実を図ります。

##### 【主な取組】

- ▶ 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくりの推進
- ▶ 効果的な学習教材を活用した人権感覚を育成する指導方法の工夫改善
- ▶ 児童生徒の発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育<sup>40</sup>」の推進
- ▶ 教職員の人権感覚の育成に向けた研修の充実

#### ② 道徳教育の推進

児童生徒が命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、「特別の教科 道徳」（道徳科）を要としつつ、学校における教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。

##### 【主な取組】

- ▶ 道徳教育の全体計画及び別葉に基づく、道徳教育推進教師等を中心とした組織的な指導の充実
- ▶ 道徳教育推進協議会の開催等を通じた県内における道徳教育の成果の普及・啓発
- ▶ 道徳教育に関わる授業公開や情報発信等による家庭や地域社会との連携の推進

40 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すもの

### ③ いじめの未然防止と早期発見・早期対応の推進

いじめに対する教職員の意識と組織的な対応力を高め、いじめを積極的に認知し、未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめを生まない環境づくりを進めます。

#### 【主な取組】

- ▶ いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進等によるいじめを許さない学校風土の醸成
- ▶ 日常の観察や定期的な調査、計画的な教育相談等の実施
- ▶ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談の充実
- ▶ フリーダイヤル「すこやか電話」等による相談の実施
- ▶ いじめ防止等に向けた実効的な対応を行う校内組織の設置や連絡協議会等の開催
- ▶ ネットパトロールの実施による「ネットいじめ」等の未然防止と早期発見

### ④ 体験活動・交流活動の充実

たくましく社会を生き抜く力、郷土の自然や文化を愛する心、自律性、協調性、創造性、思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、学校や社会教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動などの充実に取り組みます。

#### 【主な取組】

- ▶ 少年自然の家等における宿泊体験活動の推進
- ▶ あきたアドベンチャープログラム<sup>41</sup>（AAP）の充実と提供
- ▶ 幅広い年齢層のニーズに応じたプログラムの開発と提供

## （2）主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進

### ① 主権者や消費者の育成に係る指導の充実

選挙権年齢及び成年年齢が引き下げられたことに鑑み、主権者や自立した消費者として権利と責任を自覚し、社会を生き抜く力や、よりよい社会の実現に向けて社会の形成に主体的に参画する態度の育成に取り組みます。

#### 【主な取組】

- ▶ 各教科等を通じて横断的・総合的に取り組む主権者教育・消費者教育の充実
- ▶ 政治への関心や政治参加意識を高めるための出前授業や模擬選挙等の実施
- ▶ 生徒主体による校則の見直し等に係る取組事例の収集・周知
- ▶ 弁護士会、生活センター等と連携した消費者教育の実施
- ▶ 金融機関等と連携した金融リテラシー講座の実施

41 仲間と協力しながら課題を解決していく中で、人間として成長するための「気付き」を体験し、信頼関係を構築する教育プログラム

## ② 持続可能な社会の創り手を育成する環境教育の推進

命や環境を大切に作る心を育み、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる力や態度を育成するため、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を踏まえ、各教科等の目標や内容との関連付けが図られた環境教育を推進します。

### 【主な取組】

- ▶ 各教科等を通じて横断的・総合的に取り組む環境教育の充実
- ▶ 発達段階に応じた豊かな自然体験活動等の推進
- ▶ 家庭、地域、社会教育施設等との連携による体験活動や交流活動の推進

## (3) 学校における体育活動の充実と健康教育の推進

### ① 学校体育・運動部活動の充実

児童生徒の運動への関心や意欲、運動の知識・技能を培い、健康でたくましく生きるための基礎となる体力を育むとともに、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質・能力の育成に取り組めます。

### 【主な取組】

- ▶ 望ましい運動習慣の確立と体力の向上に向けた取組の推進
- ▶ 新体力テスト<sup>42</sup>等の各種調査結果による児童生徒の体力等の実態把握・分析・活用
- ▶ 専門性を有する地域人材の活用による授業や運動部活動の充実への支援
- ▶ 「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」の活用による適正な運動部活動環境の整備・充実
- ▶ 運動部活動の地域移行に向けた学校と地域クラブ活動との連携促進
- ▶ 運動部活動の一層の充実及び活力アップの推進に向けた指導者の資質向上や校種間連携等の支援

### ② 保健教育の推進と学校給食・食育の充実

児童生徒が、健康の保持増進に必要な情報を主体的に得て、適切な判断や行動のもと、規則正しく健康的な生活を実践することができる資質・能力の育成に取り組めます。

### 【主な取組】

- ▶ 健康な生活を送るための望ましい生活習慣の確立に向けた指導の充実
- ▶ 医療関係者等との連携による児童生徒の現代的健康課題（性の問題、がん、薬物乱用、アレルギー疾患など）の解決に向けた講座や指導者研修会の実施

42 文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に、平成11年度から毎年実施している調査

- ▶ 食育に携わる教職員を対象とした食に関する指導の充実を図るための研修会の実施
- ▶ 学校給食施設における衛生管理体制の強化に向けた訪問指導
- ▶ 学校給食における地場産物活用の促進

### 【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合 (小6、中3) ※	86.7%	90.0%
②	認知したいじめの解消率 (国公立、小・中・高・特別支援) ※	90.9% (R5)	<u>100%</u>
③	高校生の中途退学率 (公私立) ※	1.1%	0.6%
④	少年自然の家的一般利用者数	2,500 人 (R5)	3,000 人
⑤	<u>少年自然の家等における児童生徒の利用者数</u> ※	<u>23,454 人</u>	<u>25,000 人</u>
⑥	少年自然の家等の利用者満足度調査における肯定的評価の割合	—	96.0%
⑦	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 (小6、中3) 【再掲】	88.8%	90.0%
⑧	運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合 (小5、中2) ※	62.9% (R5)	67.5%
⑨	<u>秋田県スポーツ指導者登録システムの登録者数</u> ※	<u>30 人</u>	<u>400 人</u>
⑩	すっきり目が覚めた児童の割合 (小5・6)	27.3% (R5)	32.0%
⑪	朝食の摂取率 (小5・6)	86.0% (R5)	92.0%

※ 秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～ (R8～11) における指標

## 基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築



教職員研修



学校運営協議会



小・中学校合同による  
逃げ地図づくり

### (1) 学習の質を高めるための教育環境の整備

#### ① 教職員の資質能力の向上を図るための研修の充実

管理職から指導助言を受けながら、自己の年間研修計画を策定する教職員に対し、資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修を提供するとともに、研修推進体制を整備します。

##### 【主な取組】

- ▶ 教職員一人一人のキャリアステージや職務に応じた研修の実施
- ▶ 校種や教科特有の課題に対応した研修の実施
- ▶ 教育専門監<sup>43</sup>を活用した教員の指導力向上に向けた取組の充実
- ▶ 学校の課題解決に向けた校内研修に対する支援

#### ② 活気に満ちた魅力ある学校の整備

県民の理解を得ながら、県立学校の再編整備や長寿命化改修等を進めるとともに、教育環境の質の向上を図り、活気に満ちた魅力ある教育環境づくりを推進します。

##### 【主な取組】

- ▶ 秋田県高等学校総合整備計画による高校の学校規模の適正化と望ましい配置の実現
- ▶ 秋田県特別支援教育総合整備計画による教育的ニーズに応じた特別支援学校の整備
- ▶ 男鹿地区統合校・横手地区統合校の開校に向けた取組の推進
- ▶ 公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の計画的な改修
- ▶ 最新のICT環境や新しい技術に対応した実習設備の整備

#### ③ 私立学校教育の振興

私立学校の運営や教育活動に対する支援を行い、私立学校教育の振興を図ります。

43 県教育委員会が認定する教科指導等に卓越した力を有する教諭。その資質能力を複数の学校に活用し、学校の教育力を高めることを狙いとする本県独自の取組で、平成18年度に導入。

【主な取組】

- ▶ 私立学校の運営等に係る経費への支援
- ▶ 私立学校の特色ある教育活動に対する支援

④ 高校生、大学進学者等に対する経済的支援の充実

経済的な理由等により修学が困難となっている高校生等の家庭に対して経済的支援を行い、修学しやすい環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ▶ 高校の授業料負担の軽減を図るための就学支援金の支給
- ▶ 低所得者世帯に対する学用品等の負担軽減を図るための奨学給付金の支給
- ▶ 高校生や大学進学者等に対する奨学金の貸与

## (2) 教職員の指導体制の充実と学校における働き方改革の推進

① 優れた教職員の確保と適正な配置

学校組織の活力の維持・向上と学校運営機能の強化を図るため、豊かな人間性と社会性を備え、専門性の高い優秀な教職員の確保を図るとともに、学校が特色ある教育課程を実施できるよう、教職員の適正な配置に努めます。

【主な取組】

- ▶ 採用候補者選考試験における優遇措置や特別選考の実施
- ▶ 人事異動による教員の適正配置
- ▶ 学校マネジメント機能の強化に向けた副校長や教頭の複数配置
- ▶ 教育専門監の活用促進
- ▶ 教職員の人事評価システムの推進と人事評価に係る管理職研修の充実

② 教職員の働き方改革の推進

「教職員の働き方改革推進計画」に基づき、教職員の多忙化の防止と働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 学校における業務改善計画の策定と着実な実行
- ▶ 調査・照会業務や会議の精査・効率化の推進
- ▶ ICTを活用した校務の効率化
- ▶ 教職員をサポートする専門スタッフや部活動指導員の配置充実
- ▶ 中学校における部活動の地域移行の推進

### ③ 教職員の健康管理の推進

全ての学校における労働安全衛生管理体制の強化を図り、教職員の健康の保持増進、疾病の早期発見・早期対応に努めます。

#### 【主な取組】

- ▶ 定期健康診断等の実施と事後措置の徹底
- ▶ 管理職等への安全衛生に関する研修の実施
- ▶ メンタルヘルス相談体制の充実
- ▶ 病気休職者の円滑な職場復帰と再発防止に向けた支援
- ▶ 教職員が健康について意識する機会の充実

## (3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

### ① 地域社会全体で子どもの成長を支える体制の構築

学校・家庭・地域が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる体制づくりに取り組みます。

#### 【主な取組】

- ▶ 地域学校協働活動<sup>44</sup>の運営支援と一体的な実施の促進
- ▶ 社会教育主事や地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動を支える人材の養成と活用
- ▶ コミュニティ・スクールに関する教職員等への理解促進と円滑な運営体制構築への支援
- ▶ あきた型学校評価システム<sup>45</sup>の推進

### ② 学校安全の取組の推進

児童生徒が安全・安心に過ごすことができるよう、地域や関係機関との連携・協働による質の高い学校安全の取組を推進します。

#### 【主な取組】

- ▶ 学校安全に係る教職員の資質・能力の向上を図るための研修会の実施
- ▶ 安全教育の充実に向けた学校等への外部講師の派遣
- ▶ 学校安全の質の向上を図るための学校訪問による指導の実施
- ▶ 実践的・実効的な学校安全の取組に対する支援

### ③ 家庭教育支援の充実

地域全体で家庭教育を支える取組や体制づくりを支援します。

44 学校支援活動、放課後や土曜日の学習支援、家庭教育支援及び学びによるまちづくり等の地域活動等により、地域と学校が協働して子どもたちの成長を支えていく取組

45 各学校（園）において当該年度に達成すべき目標の重点化を図り、目標達成のための具体的な取組状況を保護者や地域住民に公開して支援や協力を得ることで、学校（園）・家庭・地域が一体となって学校教育の充実を図る取組

【主な取組】

- ▶ 家庭教育支援を担う人材の育成と家庭教育支援チームの組織化の推進
- ▶ アウトリーチ型支援の取組を拡充させるための研修等の実施
- ▶ 家庭教育支援チームによる相談や学習機会の提供への支援

【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	学校の勉強がよく分かると思う児童生徒の割合 (小5、中2)	87.6% (R5)	89.0%
②	総合教育センターの研修に自律的に取り組むことができたと思う教職員の割合	—	90.0%
③	授業にICTを活用して指導することができる教員の割合	75.0% (R5)	85.0%
④	月当たり時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合	68.4% (R5)	100.0%
⑤	年間時間外在校等時間が360時間以内の教員の割合	37.1% (R5)	100.0%
⑥	コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まったと思う教職員の割合	93.0%	93.0%
⑦	コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	68.8% (R5)	86.3%
⑧	<u>学校運営協議会制度を導入している学校(コミュニティ・スクール)の割合(県立学校)※</u>	<u>8.3%</u>	<u>100%</u>
⑨	学校運営協議会の構成員として、地域学校協働活動推進員・地域コーディネーター等が参画している小・中学校の割合	67.8%	73.0%
⑩	<u>地域学校協働本部に教育委員会が委嘱した推進員を配置している割合※</u>	<u>69.2%</u>	<u>94.0%</u>
⑪	地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合(公立、幼・小・中・高・特別支援)	61.6% (R4)	70.0%
⑫	子どもの安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で連携を図っている学校の割合(公立、幼・小・中・高・特別支援)	95.8% (R4)	100.0%
⑬	<u>家庭教育支援チーム設置市町村数※</u>	<u>12市町村</u>	<u>20市町村</u>

※ 秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～(R8～R11)における指標

## 基本方針6 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築



ビブリアバトル



県立博物館における特別展



子ども民俗芸能交流大会

### (1) 多様な学びの場づくりと学びを通じた地域づくりの推進

#### ① 生涯学習の機会の充実

県民が生涯にわたり学ぶことができるよう、多様なニーズに応じた学習機会を提供します。

##### 【主な取組】

- ▶ 民間企業や関係団体等との連携による県民の学習機会の充実
- ▶ 県民のニーズに対応したあきた県庁出前講座の実施
- ▶ 地域課題や現代的課題に関する学習機会の充実
- ▶ 県内の生涯学習情報に係るウェブサイト上での提供

#### ② 地域コミュニティの活性化に向けた社会教育の推進

住民同士が地域で共に学び、地域の将来を考え、自らも当事者としてよりよい地域づくりに持続的に取り組もうとする意欲を高めるため、学びの場を通じた住民相互のつながりを提供します。

##### 【主な取組】

- ▶ 地域課題の解決に向けたコンソーシアム等の実施
- ▶ ICTの活用による、多様な主体との連携・協働に向けた取組事例の共有
- ▶ 社会教育人材のネットワーク構築に向けた交流機会の充実

#### ③ 読書活動の推進

県民が生涯にわたって読書に親しむことができるよう、子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するとともに、子どもと関わる大人に向けた読書の楽しさの理解啓発に取り組めます。

##### 【主な取組】

- ▶ 地域の読書環境の充実に向けた市町村立図書館等への支援
- ▶ 子どもたちの読書習慣の形成に向けた学校図書館への支援

- ▶ 乳幼児から高齢者まで多様な読書ニーズに対応した図書資料の充実
- ▶ 地域や学校等において読書活動を推進する人材の育成
- ▶ 読書を通じた多世代交流の機会の充実

## (2) 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用

### ① 文化芸術体験機会の充実

子どもたちの豊かな心や感性、創造性を育むため、発達段階に応じて優れた文化芸術に親しみ、体験できる機会を提供します。

#### 【主な取組】

- ▶ 児童生徒に対する優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供
- ▶ 芸術家の派遣による学校における文化芸術の鑑賞・体験機会の提供
- ▶ 児童生徒が伝統文化を計画的・継続的に体験・習得できる機会の提供
- ▶ 美術館・博物館における秋田ゆかりの展示及び教育普及の充実
- ▶ 文化部活動の充実と地域移行に向けた取組の推進

### ② 全ての人に開かれた美術館・博物館づくりの推進

美術館・博物館を中核として、多様な主体が連携・協働し、年齢や障害の有無等にかかわらず、文化芸術を通じて多様な人々が出会い、共に学び合うことのできる場づくりに取り組みます。

#### 【主な取組】

- ▶ 良質な文化芸術に親しみ、楽しむことができる魅力的な特別展の開催
- ▶ 美術館・博物館を核とした多様な主体との連携・協働による地域課題・文化観光需要等への対応
- ▶ 県内の美術館・博物館等によるネットワークの形成と強化
- ▶ 美術館・博物館におけるデジタルアーカイブ化をはじめとするDXの推進

### ③ 文化遺産の保存・活用の推進

私たちの祖先が守り伝えてきた文化財を、県民の貴重な文化遺産として保存・活用し、後世に引き継ぎます。

#### 【主な取組】

- ▶ 文化遺産等の調査による文化財指定等の推進
- ▶ 有形文化財や記念物の保存修理、防災施設整備への支援
- ▶ 民俗文化財の後継者育成に向けた「子ども民俗芸能交流大会」の開催
- ▶ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値と魅力を伝える取組の推進
- ▶ 文化財の展示や体験学習等、地域の歴史や文化に親しむ取組の推進

## 【推進指標】

指標名		現状値 (R6)	R11 年度
①	地域の現状やニーズを踏まえた課題の解決に向け、関係者による推進体制を構築し、取り組んでいる自治体数（累積）	10 市町村 (R5)	25 市町村
②	<u>地域の学びを支えるプラットフォーム参加市町村数（累積）※</u>	—	<u>25 市町村</u>
③	<u>県立図書館及び市町村立図書館の来館者数※</u>	<u>2,261 千人</u>	<u>2,350 千人</u>
④	県立図書館のテーマ別図書セットの利用施設の割合	40.0% (R5)	60.6%
⑤	「秋田県読書フェスタ」における県主催読書イベントの実施市町村数	18 市町村 (R5)	25 市町村
⑥	県立美術館・近代美術館・県立博物館・農業科学館の来館者数※	262,755 人 (R5)	<u>290,000 人</u>
⑦	県立美術館・近代美術館・県立博物館・農業科学館における特別展に対する満足度	96.6% (R5)	90.0%
⑧	国・県指定等文化財の件数※	804 件 (R5)	836 件

※ 秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～（R8～11）における指標

## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1 計画の周知

計画の着実な実施に向けて、教育関係者や保護者、地域住民をはじめとする県民に理解され、共有されるよう、広報誌、ウェブサイトなど多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動に努め、計画内容や推進状況の周知を図ります。

### 第2 国・市町村・関係部局、多様な主体との連携・協働

計画を着実に推進するためには、様々な分野から総合的に取り組む必要があることから、国、市町村、関係部局と相互に連携・協力を図りながら取り組んでいくことが重要です。

このため、国に対しては、教育施策・支援制度の拡充や必要な財政上の措置が講じられるよう働きかけていくとともに、市町村に対しては、それぞれの地域の実情に応じた特色ある教育活動が展開されるよう、市町村の主体性を尊重しつつ、広域的な立場から適切な指導・助言・援助を行い、本県全体の教育水準の向上に取り組んでいきます。

また、教育施策に関し知事と教育委員会との間の意思疎通を図る場として設置されている秋田県総合教育会議を通じて、両者が方向性を共有し、それぞれの権限に属する事務の執行に当たります。

さらに、学校、家庭、地域住民をはじめ、NPO、ボランティア、企業、教育関係団体、青少年団体、大学などの多様な主体との連携を図りながら、全ての県民が、子どもたちの成長に関わる当事者であるという意識を高め、県民総参加による「教育立県あきた」の実現を目指します。

### 第3 推進状況の点検・評価

本計画に定める施策を効果的かつ効率的に実施するためには、客観的な根拠により課題を把握し、その後の施策に生かす、実効性のあるPDCAサイクルを確立することが重要です。

このため、本計画に定める施策の推進状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年度、定期的な点検・評価を行うとともに、当該点検・評価結果や各種調査結果等を踏まえ、次年度以降における施策の改善を図ります。

また、計画の実施過程においては、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改定など教育を取り巻く状況の変化に応じて、計画の適時・適切な見直しを行います。

## 第4期あきたの教育振興に関する基本計画

---

令和7年3月策定

(令和8年3月一部改定)

秋田県教育庁総務課

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

TEL 018-860-5112 FAX 018-860-5851

E-mail [soumu-edu@pref.akita.lg.jp](mailto:soumu-edu@pref.akita.lg.jp)

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/education>

---



令和8年

第6回教育委員会会議

議案第20号

秋田県教育委員会

議案第二十号

秋田県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則案

秋田県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

秋田県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理由

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督  
に関する規則を廃止する規則案要綱

1 廃止理由

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行に伴い、教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する必要がある。

2 内容

公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の全部が改正され、主務官庁による公益信託の監督を定める規定が廃止されたことに伴い、監督に関して定めた規則を廃止することとする。

3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

令和8年

第6回教育委員会会議

議案第21号

秋田県教育委員会

## 議案第21号

### 知事の権限に属する公益信託に係る事務の教育委員会の事務局の 職員の補助執行について

知事の権限に属する事務のうち、教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益信託に係る公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）に規定する監督等に関する事務を、秋田県教育委員会の事務局の職員が補助執行することについて同意する。

令和8年3月27日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

#### 理 由

知事の権限に属する公益信託の監督等に関する事務のうち、教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益信託については、教育に関する事務について知見を有し現に当該事務を所掌している教育委員会において監督等を行った方が、より迅速かつ効率的な事務の執行が期待できることから、教育委員会の職員が補助執行することについて、秋田県知事から協議がなされている。これが、この議案を提出する理由である。

【参考】

『補助執行』とは、知事が、その権限に属する事務の一部を、教育委員会等の他の執行機関と協議して、当該執行機関の事務職員等にその事務を執行させるもの（地方自治法第180条の2）。

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

行経 一 1707  
令和8年3月10日

秋田県教育委員会  
教育長 安田 浩幸 様

秋田県知事 鈴木 健太  
(公 印 省 略)

知事の権限に属する公益信託に係る事務の教育委員会の事務局の  
職員の補助執行について(協議)

別紙記載の事務について、令和8年4月1日以降、教育委員会の事務局の職員に補助執行させたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議します。

なお、この補助執行に係る要綱を別添のとおり制定することを予定していますので、申し添えます。

<担当> 総務部行政経営課企画チーム 吉田 TEL 018-860-1054
--

## 教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務

別に定めがあるものを除くほか、教育委員会の所掌事務に関する事項を目的とする公益信託（注）に係る公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。）に規定する次に掲げる事務とする。

### 1 監督の事務

- (1) 公益信託法第12条の規定に基づく公益信託の変更等の認可に係る事務
- (2) 公益信託法第13条の規定に基づく申請書の経由に係る事務
- (3) 公益信託法第14条の規定に基づく公益信託の変更の届出等に係る事務
- (4) 公益信託法第15条の規定に基づく受託者の辞任の届出等に係る事務
- (5) 公益信託法第21条の規定に基づく財産目録等の提出等に係る事務
- (6) 公益信託法第22条の規定に基づく公益信託の併合等の認可に係る事務
- (7) 公益信託法第25条の規定に基づく信託の終了の届出等に係る事務
- (8) 公益信託法第26条の規定に基づく清算の届出等に係る事務
- (9) 公益信託法第28条の規定に基づく報告徴収及び立入検査に係る事務
- (10) 公益信託法第29条の規定に基づく勧告、命令等に係る事務
- (11) 公益信託法第30条の規定に基づく公益信託認可の取消しに係る事務
- (12) 公益信託法第32条の規定に基づく行政庁への意見に係る事務
- (13) 公益信託法第38条の規定により準用する同法第34条の規定に基づく合議制の機関への諮問に係る事務
- (14) 公益信託法第38条の規定により準用する同法第35条の規定に基づく答申の公表等に係る事務
- (15) 公益信託法第38条の規定により準用する同法第37条の規定に基づく合議制の機関による勧告等に係る事務
- (16) 公益信託法第39条の規定に基づく都道府県知事による通知等に係る事務
- (17) 公益信託法附則第16条において準用する同法附則第13条の規定に基づく合議制の機関への諮問に係る事務
- (18) 公益信託法附則第16条において準用する同法附則第14条の規定に基づく答申の公表等に係る事務
- (19) 公益信託法附則第16条において準用する同法附則第15条（第1号（ロに係る部分に限る）を除く。）の規定に基づく都道府県知事による通知に係る事務

### 2 その他の事務

- (1) 公益信託法第40条の規定に基づく協力依頼に係る事務
- (2) 公益信託法第41条の規定に基づく情報の提供に係る事務
- (3) 相談または不服申立への対応その他の関連事務

注 教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益信託とは、次に掲げるものをいう。

- 1 この協議の際現に教育委員会が所管している公益信託（根本記念母子家庭奨学基金、伊藤勝三スポーツ振興基金、日の出交通遺児育英基金及び武藤茂太郎助成基金）であって、この協議の日以後に公益信託法附則第4条の規定による移行認可を受けたもの。ただし、同条の規定による移行認可を受けないものは、同法附則第2条第2項に規定する移行期間が満了する日までとする。
- 2 教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする信託であって、公益信託法第6条の規定による公益信託の認可を受けるもの。
- 3 県の行政機関以外の行政機関が所管している教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益信託であって、この協議の日以後に公益信託法附則第4条の移行認可を受けたもの。

令和8年

第6回教育委員会会議

議案第22号

秋田県教育委員会



(義務教育課の分掌事務)

第六条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〇七 略

八 義務教育及び就学前教育に係る教育研究団体に関すること。

九〇十五 略

十六 公立幼稚園の管理運営についての指導及び助言等に関する  
こと(中央教育事務所の所管区域に係るものに限る。)

十七 公立幼稚園の組織編制、教育課程、学習指導その他幼稚園  
教育の専門的事項についての指導及び助言に関すること。

十八 公立幼稚園の教職員及び幼児教育の指導者等の研修に関す  
ること。

十九 幼児教育と小学校教育の接続に関すること。

(教育事務所)

第十二条 略

二〇四 略

三 就学前教育の施策に係る企画、立案等に関すること。

四 就学前教育に係る教育研究団体に関すること。

五 公立幼稚園の教職員及び幼児教育の指導者等の研修に関する  
こと。

六 公立幼稚園及び保育所の整備及び運営指導に関すること。

七 保育士に関すること。

八 保育所の設置の認可、検査等に関すること(中央教育事務所  
の所管区域に係るものに限る。)

九 社会福祉法人の認可に関すること。

十 社会福祉法人の検査等に関すること(中央教育事務所の所管  
区域に係るものに限る。)

十一 認定こども園に関すること。

十二 私立の幼稚園に関すること。

(義務教育課の分掌事務)

第六条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〇七 略

八 義務教育  
に係る教育研究団体に関すること。

九〇十五 略

(教育事務所)

第十二条 略

二〇四 略



二十四 指導主事補	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課 教育事務所	略
-----------	---	---

(教育機関)

第十六条 教育委員会の所管に属する教育機関のうち、組織等に関しこの規則で定めるものは、次のとおりとする。

略	名	称
略	秋田県立図書館	
略	秋田県青少年交流センター	

(青少年交流センター)

第二十条 秋田県青少年交流センター(以下「青少年交流センター」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 青少年教育に関すること
- 二 青少年交流センターの利用に関すること。

(教育機関の長)

第二十九条 総合教育センター、青少年交流センター、生涯学習センター、少年自然の家及び埋蔵文化財センターに所長を、図書館、近代美術館、博物館及び農業科学館に館長を置く。

2 略

(職員の職)

第三十条 略

二十四 指導主事補	幼保推進課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課 教育事務所	略
-----------	--	---

(教育機関)

第十六条 教育委員会の所管に属する教育機関のうち、組織等に関しこの規則で定めるものは、次のとおりとする。

略	名	称
略	秋田県立図書館	

第二十条 削除

(教育機関の長)

第二十九条 総合教育センター、生涯学習センター、少年自然の家及び埋蔵文化財センターに所長を、図書館、近代美術館、博物館及び農業科学館に館長を置く。

2 略

(職員の職)

第三十条 略



理由

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

令和八年度の組織改編に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

令和8年度の組織改編に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 知事部局で実施している子育て支援等との連携を深めることにより、こども政策の一体的な推進を図るため、幼保推進課を知事部局に移管することとする。（第3条、第5条及び第31条関係）
- (2) 幼保推進課を知事部局に移管することに伴い、関係所属における職及び分掌事務の整備を行うこととする。（第6条、第12条及び第15条関係）
- (3) 県が秋田県青少年交流センターの管理及び運営を行うことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。（第16条、第20条、第29条及び第30条関係）
- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

### 3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

令和8年

第6回教育委員会会議

議案第23号

秋田県教育委員会

議案第二十三号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用時間）</p> <p>第九条 略</p> <p>2 青少年交流センターの長（以下この章において「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。</p> <p>（休所日等）</p> <p>第十条 青少年交流センターの休所日は、次に掲げる日とする。</p> <p>一 月曜日及び火曜日</p> <p>二 一月一日から同月三日までの日</p> <p>三 十二月二十九日から同月三十一日までの日</p> <p>2 第三条第三項及び第四項の規定は、青少年交流センターの休所日の取扱い等について準用する。</p> <p>（使用の許可の申請等）</p> <p>第十一条 秋田県青少年交流センター条例（平成十一年秋田県条例第五号。以下この章において「条例」という。）<u>第三条</u>の規定により青少年交流センターの施設又は土地の使用の許可を受けようとする者は、<u>所長</u>の定めるところにより、<u>申請書を所長</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p>	<p>（使用時間）</p> <p>第九条 略</p> <p>2 教育長 は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。</p> <p>（休所日等）</p> <p>第十条 青少年交流センターの休所日は、次に掲げる日とする。</p> <p>一 一月一日から同月三日までの日</p> <p>二 十二月二十九日から同月三十一日までの日</p> <p>2 教育長は、必要があると認めるときは、臨時に休所日を設け、又は前項に定める休所日を変更することができる。</p> <p>3 教育長は、必要があると認めるときは、休所日であっても青少年交流センターを使用させることができる。</p> <p>（使用の許可の申請等）</p> <p>第十一条 秋田県青少年交流センター条例（平成十一年秋田県条例第五号。以下この章において「条例」という。）<u>第二条</u>の規定により青少年交流センターの施設又は土地の使用の許可を受けようとする者は、<u>教育長</u>の定めるところにより、<u>申請書を教育長</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p>

2 所長は、青少年交流センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしてはならない。  
一・二 略

(使用料の減免の申請)

第十二条 条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第十三条の二 条例第八条の規定により青少年交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の使用時間及び休所日は、第九条第一項及び第十条第一項の規定にかかわらず、第九条第一項に定める使用時間及び第十条第一項に定める休所日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第九条第二項並びに第十条第二項において準用する第三条第三項及び第四項の規定の適用については、第九条第二項中「青少年交流センターの長(以下この章において「所長」という。)」とあり、並びに第十条第二項において準用する第三条第三項及び第四項中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第九条第二項中「前項に定める」とあり、及び第十条第二項において準用する第三条第三項中「前二項に定める」とあるのは「第十三条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休所日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第九条第二項若しくは第十条第二項において準用する第三条第三項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休所日を設け

2 教育長は、青少年交流センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしてはならない。  
一・二 略

(使用料の減免の申請)

第十二条 条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第十三条の二 条例第七条の規定により青少年交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の使用時間及び休所日は、第九条第一項及び第十条第一項の規定にかかわらず、第九条第一項に定める使用時間及び第十条第一項に定める休所日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第九条第二項並びに第十条第二項及び第三項の規定の適用については、第九条第二項中「所長」とあり、並びに第十条第二項及び第三項中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第九条第二項及び第十条第二項中「前項に定める」とあり、及び第十条第二項中「前二項に定める」とあるのは「第十三条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休所日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第九条第二項若しくは第十条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休所日を設け

たときは、その使用時間及び休所日を青少年交流センターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等)

第十三条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される第三条第一項」と、「所長」の定めるところにより、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 略

(利用料金の承認の申請等)

第十三条の四 指定管理者は、条例第十二条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第十二条第四項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(補則)

第十四条 この章に定めるもののほか、青少年交流センターの管理及び運営に関し必要な事項は、所長が教育長と協議して別に定める。

2 略

(休業日等)

第二十九条 略

たときは、その使用時間及び休所日を青少年交流センターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等)

第十三条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される第二条第一項」と、「教育長」の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「教育長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 略

(利用料金の承認の申請等)

第十三条の四 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第十一条第四項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(補則)

第十四条 この章に定めるもののほか、青少年交流センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 略

(休業日等)

第二十九条 略

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。
- 3 教育長は、必要があると認めるときは、休業日であっても体験活動センターを使用させることができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開所時間等)  
第三十二条の二 略

- 2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二十八条第二項並びに第二十九条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第二十八条第二項及び第二十九条第二項

中「前項に定める」とあるのは「第三十二条の二第一項の規定による」とする。

- 3 指定管理者は、第一項の規定により開所時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二十八条第二項若しくは第二十九条第二項の規定によりこれらの変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その開所時間及び休業日を体験活動センターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等)

- 第三十二条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

- 2 第十条第二項及び第三項の規定は、体験活動センターの休業日の取扱い等について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開所時間等)  
第三十二条の二 略

- 2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二十八条第二項並びに第二十九条第二項において準用する第十条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する第十条第二項中「前項に定める」とあるのは「第三十二条の二第一項の規定による」とする。

- 3 指定管理者は、第一項の規定により開所時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二十八条第二項若しくは第二十九条第二項において準用する第十条第二項の規定によりこれらの変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その開所時間及び休業日を体験活動センターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等)

- 第三十二条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「教育長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 略	<p>(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)</p> <p>第三十六条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。</p>
2 略	<p>(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)</p> <p>第三十六条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「教育長」とあるのは「指定管理者」とする。</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

秋田県青少年交流センター条例の一部改正に伴い、秋田県青少年交流センターの管理及び運営に関する事項について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

秋田県青少年交流センター条例の一部改正に伴い、秋田県青少年交流センターの管理及び運営に関する事項について所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 青少年交流センターの休所日に、月曜日及び火曜日を加えることとする。  
(第10条関係)
- (2) 青少年交流センターの使用許可に係る申請書の提出先を、青少年交流センター所長に改めることとする。(第11条関係)
- (3) 引用している秋田県青少年交流センター条例の条項を改めることとする。  
(第11条から第12条、第13条の2から第13条の4関係)
- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

### 3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

令和8年

第6回教育委員会会議

議案第24号

秋田県教育委員会

議案第二十四号

秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（人事評価の対象者、評価者及び調整者）</p> <p>第二条 人事評価の対象者（以下「評価対象者」という。）は、次の表の評価対象者の欄に掲げる者とし、人事評価を行う者及び人事評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の一次評価者、二次評価者及び調整者の欄に定める者とする。</p>			
2・3略	評価対象者	一次評価者	二次評価者
	校長	市町村教育委員 会教育長が指定する者	市町村教育委員 会教育長
	副校長、教頭、統括事務長	校長	市町村教育委員 会教育長
	教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員（統括事務長を除く。）	副校長又は教頭	校長
<p>（人事評価の対象者、評価者及び調整者）</p> <p>第二条 人事評価の対象者（以下「評価対象者」という。）は、次の表の評価対象者の欄に掲げる者とし、人事評価を行う者及び人事評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の一次評価者、二次評価者及び調整者の欄に定める者とする。</p>			
2・3略	評価対象者	一次評価者	二次評価者
	校長	市町村教育委員 会教育長	市町村教育委員 会教育長
	副校長、教頭、統括事務長	校長	市町村教育委員 会教育長
	教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員（統括事務長を除く。）	教頭 又は共同調理場の長等	校長又は共同調理場の長等

(人事評価の種類及び基準等)  
 第三条 略

2 略  
 3 個別評語及び全体評語は、次の表の上欄に掲げる五段階の評語とし、それぞれの中欄に掲げる評価基準及び下欄に掲げる評価事実を総合した状況に基づいて決定する。

評語	評価基準	評価事実を総合した状況
S	組織の期待水準を大幅に上回っている	ほとんど標準レベルを超えており、学校教育目標の達成に大きく貢献するなどの顕著な評価事実があった。総合的に見て、標準を大きく超えているものと評価できる。
A	組織の期待水準を上回っている	ほとんどが標準以上のレベルにあり、総合的に見て標準を上回っていると評価できる。
B (標準)	組織の期待水準に達している	標準レベルのものが多く、総合的に見ておおむね良好であり、標準レベルであると評価できる。
C	組織の期待水準をやや下回っている	標準レベルのものもあるが、標準に達しないものが多く、総合的に見て標準に達していないものと評価される。課題の解消に向けて取り組む必要がある。
D	組織の期待水準を大幅に下回っている	標準レベルに達しないものがほとんどで、中には大きく下回るものがあり、業務に支障をきたしたことがあった。総合的に見

(人事評価の種類及び基準等)  
 第三条 略

2 略  
 3 個別評語及び全体評語は、次の表の上欄に掲げる五段階の評語とし、それぞれの中欄に掲げる評価基準及び下欄に掲げる評価事実を総合した状況に基づいて決定する。

評語	評価基準	評価事実を総合した状況
S	職務を遂行する上で標準を大きく上回っている	ほとんど標準レベルを超えており、学校 目標の達成に大きく貢献するなどの顕著な評価事実があった。総合的に見て、標準を大きく超えているものと評価できる。
A	職務を遂行する上で標準を上回っている	ほとんどが標準以上のレベルにあり、総合的に見て標準を上回っていると評価できる。
B	職務を遂行する上で標準を満たしている	中には標準に達しないものもあるが、標準レベルのものが多く、総合的に見ておおむね良好であり、標準レベルであると評価できる。
C	職務を遂行する上で標準を下回っている	標準レベルのものもあるが、標準に達しないものが多く、総合的に見て標準に達していないものと評価される。課題の解消に向けて取り組む必要がある。
D	職務を遂行する上で標準を大きく下回っている	標準レベルに達しないものがほとんどで、中には大きく下回るものがあり、業務に支障をきたしたことがあった。総合的に見

<p>4・5 略</p> <p>て標準から大きく下回っていると評価される。職務遂行において他の職員の支援が必要となるなど、問題点が顕著であり、課題を解決することが急務である。</p>	<p>3 前項により一次評価者から評価シートの提出を受けた二次評価者</p> <p>は、第一項の職員の自己評価及び前項の一次評価者の評価を踏まえて、前条第三項の基準及び教育長が定める標準職務遂行能力に基づき、評価シートにより二次評価及び全体評価をする。</p>
<p>4・5 略</p> <p>て標準から大きく下回っていると評価される。職務遂行において他の職員の支援が必要となるなど、問題点が顕著であり、課題を解決することが急務である。</p>	<p>3 前項により一次評価者から評価シートの提出を受けた二次評価者(二次評価者の定めがない場合は一次評価者。以下同じ。)</p> <p>は、第一項の職員の自己評価及び前項の一次評価者の評価を踏まえて、前条第三項の基準及び教育長が定める標準職務遂行能力に基づき、評価シートにより二次評価及び全体評価をする。</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

市町村教育委員会が行う県費負担教職員の人事評価において、人事評価を行う者及び評価基準等に関し、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

市町村教育委員会が行う県費負担教職員の人事評価において、人事評価を行う者及び評価基準等に関し、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 人事評価を行う者について整理し、全ての評価対象者に対して、一次評価者及び二次評価者を置くこととする。（第2条関係）
- (2) 人事評価における個別評語及び全体評語を決定する評価基準について、組織の期待水準に対する優劣に基づくものに改める。（第3条関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

### 3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

令和8年

第6回教育委員会会議

議案第25号

秋田県教育委員会

議案第二十五号

秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案  
 秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

秋田県立学校職員の人事評価に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（人事評価の対象者、評価者及び調整者）                      第二条 人事評価の対象者（以下「評価対象者」という。）は、次の表の評価対象者の欄に掲げる者とし、人事評価を行う者及び人事評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の一次評価者、二次評価者及び調整者の欄に定める者とする。</p>			
<p>評価対象者</p> <p>校長</p> <p>副校長、教頭、事務長</p> <p>教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員</p> <p>事務職員（事務長を除く。）、学校栄養職員、海事職員、現業職員</p>	<p>一次評価者</p> <p>教育次長又は主管課長</p> <p>校長</p> <p>副校長又は教頭</p> <p>事務長</p>	<p>二次評価者</p> <p>教育長</p> <p>主管課長</p> <p>校長</p> <p>校長</p>	<p>調整者</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>
<p>評価対象者</p> <p>校長</p> <p>副校長、教頭、事務長</p> <p>教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員</p> <p>事務職員（事務長を除く。）、学校栄養職員、海事職員、現業職員</p>	<p>一次評価者</p> <p>教育長</p> <p>校長</p> <p>校長</p> <p>事務長</p>	<p>二次評価者</p> <p>教育長</p> <p>校長</p> <p>校長</p>	<p>調整者</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>

員  
2・3  
略

3  
2  
2  
第三  
条  
略  
(人事評価の種類及び基準等)

3 個別評語及び全体評語は、次の表の上欄に掲げる五段階の評語とし、それぞれの中欄に掲げる評価基準及び下欄に掲げる評価事実を総合した状況に基づいて決定する。

評語	評価基準	評価事実を総合した状況
S	組織の期待水準を大幅に上回っている	ほとんど標準レベルを超えており、学校教育目標の達成に大きく貢献するなどの顕著な評価事実があった。総合的に見て、標準を大きく超えているものと評価できる。
A	組織の期待水準を上回っている	ほとんどが標準以上のレベルにあり、総合的に見て標準を上回っていると評価できる。
B (標準)	組織の期待水準に達している	標準レベルのものが多く、総合的に見ておおむね良好であり、標準レベルであると評価できる。
C	組織の期待水準をやや下回っている	標準レベルのものもあるが、標準に達しないものが多く、総合的に見て標準に達していないものと評価される。課題の解消に向けて取り組む必要がある。
D	組織の期待水準を	標準レベルに達しないものがほ

員  
2・3  
略

3  
2  
2  
第三  
条  
略  
(人事評価の種類及び基準等)

3 個別評語及び全体評語は、次の表の上欄に掲げる五段階の評語とし、それぞれの中欄に掲げる評価基準及び下欄に掲げる評価事実を総合した状況に基づいて決定する。

評語	評価基準	評価事実を総合した状況
S	職務を遂行する上で標準を大きく上回っている	ほとんど標準レベルを超えており、学校 目標の達成に大きく貢献するなどの顕著な評価事実があった。総合的に見て、標準を大きく超えているものと評価できる。
A	職務を遂行する上で標準を上回っている	ほとんどが標準以上のレベルにあり、総合的に見て標準を上回っていると評価できる。
B (標準)	職務を遂行する上で標準を満たしている	中には標準に達しないものもあるが、標準レベルのものが多く、総合的に見ておおむね良好であり、標準レベルであると評価できる。
C	職務を遂行する上で標準を下回っている	標準レベルのものもあるが、標準に達しないものが多く、総合的に見て標準に達していないものと評価される。課題の解消に向けて取り組む必要がある。
D	職務を遂行する上	標準レベルに達しないものがほ

<p>4・5 略</p> <p>大幅に回っている。下</p> <p>とんどで、中には大きく下回るものがあり、業務に支障をきたしたことがあった。総合的に見て標準から大きく下回っていると評価される。職務遂行において他の職員の支援が必要となるなど、問題点が顕著であり、課題を解決することが急務である。</p>	<p>（能力評価の実施）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項により一次評価者から評価シートの提出を受けた二次評価者</p> <p>は、第一項の職員の自己評価及び前項の一次評価者の評価を踏まえて、前条第三項の基準及び教育長が定める標準職務遂行能力に基づき、評価シートにより二次評価及び全体評価をする。</p>
<p>4・5 略</p> <p>で標準を大きく下回っている。</p> <p>とんどで、中には大きく下回るものがあり、業務に支障を来したことがあった。総合的に見て標準から大きく下回っていると評価される。職務遂行において他の職員の支援が必要となるなど、問題点が顕著であり、課題を解決することが急務である。</p>	<p>（能力評価の実施）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項により一次評価者から評価シートの提出を受けた二次評価者（二次評価者の定めがない場合は一次評価者。以下同じ。）</p> <p>は、第一項の職員の自己評価及び前項の一次評価者の評価を踏まえて、前条第三項の基準及び教育長が定める標準職務遂行能力に基づき、評価シートにより二次評価及び全体評価をする。</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

秋田県教育委員会が行う県立学校に勤務する職員の人事評価において、人事評価を行う者及び評価基準等に関し、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

秋田県教育委員会が行う県立学校に勤務する職員の人事評価において、人事評価を行う者及び評価基準等に関し、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 人事評価を行う者について整理し、全ての評価対象者に対して、一次評価者及び二次評価者を置くこととする。（第2条関係）
- (2) 人事評価における個別評語及び全体評語を決定する評価基準について、組織の期待水準に対する優劣に基づくものに改める。（第3条関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

### 3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

令和8年

第6回教育委員会会議

議案第26号

秋田県教育委員会

議案第二十六号

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則案  
 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則  
 (市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第四章 給料の調整額、管理職手当、第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(第五十五条―第五十八条の十一)</p> <p>第五章 第十章 略</p> <p>附則 別表</p> <p>第五条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 八 略</p> <p>(級別資格基準表の適用方法)</p> <p>第九条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第四章 給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(第五十五条―第五十八条の十一)</p> <p>第五章 第十章 略</p> <p>附則 別表</p> <p>第五条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。</p> <p>六 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。</p> <p>七 十 略</p> <p>(級別資格基準表の適用方法)</p> <p>第九条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区</p>

分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する級別資格基準表の職務の級欄に定める数字は、

級に決定するための必要経験年数を示す。

当該職務の

2  
5  
4  
略

## 第十二条 削除

(新たに職員となつた者の職務の級)

## 第十三条 略

2 職員から人事交流等により引き続き第十八条各号のいずれかに掲げる者となつた者であつて、当該者から人事交流等により引き続き職員となつたものの職務の級について、同条各号のいずれかに掲げる者となつた日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前項第二号の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定することができるものとする。

3 第十八条各号のいずれかに掲げる者から職員となつた者(前項

分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する級別資格基準表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2  
5  
4  
略

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第十二条 次各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

一 第十八条の規定の適用を受けた職員及び第十九条に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める期間

二 第二十六条第一項又は第二十六条の三第一項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める期間

(新たに職員となつた者の職務の級)

## 第十三条 略

2 第十八条各号のいずれかに掲げる者から職員となつた者

の規定の適用を受ける者を除く。)又は第十九条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項第二号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると教育委員会が認めた場合は、級別資格基準表に定める必要経験年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、同表の必要経験年数とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第十七条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十四条第一項の規定による号給(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月

で除した数に四(新たに職員となつた者が第三十一条第一項に規定する特定管理職員であるときは、三)を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

2・3 略

(人事交流等により異動した場合の号給)

第十八条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる

又は第十九条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項第二号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると教育委員会が認めた場合は、級別資格基準表に定める必要経験年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、同表の必要経験年数とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第十七条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十四条第一項の規定による号給(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては十八月)で除した数に四(新たに職員となつた者が第三十一条第一項に規定する特定管理職員であるときは、三)を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

2・3 略

(人事交流等により異動した場合の号給)

第十八条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号給について、前二条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると教育委員会が認めるときは、これ

場合その他これに準ずる場合として教育委員会が定める場合には、前二条の規定にかかわらず、人事委員会と協議して別に定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第二十条 削除

(昇格)  
第二十一条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者に属する職務の級を一級上位の職務の級に決定するものとする。

一 略  
二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数を有していること。  
2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第二号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて同表の必要経年数とするこ  
とができる。

ら  
の規定にかかわらず、人事委員会と協議して別に定めるところによりその者の号給を決定することができる。

(特定の職員についての号給)  
第二十条 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分(これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。)の適用を受ける職員については、第十六条から前条までの規定は適用しない。ただし、第十八条各号に掲げる者から引き続き職員となつた者その他その採用について特別の事情があると教育委員会が認める者については、人事委員会と協議して別に定めるところにより、その号給を決定することができる。

(昇格)  
第二十一条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者に属する職務の級を一級上位の職務の級に決定するものとする。

一 略  
二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要に級年数を有していること。  
2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第二号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要に級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経年数又は必要に級年数とするこ  
とができる。

3 第一項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が一年に満たない者を特に昇

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)  
第二十六条 略

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、同表の必要経過年数とする事ができる。

第四章 給料の調整額、管理職手当、第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当

(第二種初任給調整手当の特定額)

第五十六条の四 条例第十三条の四第一項の規定で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額(同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。)の算定の基礎となる額として規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第六条第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額
- 二 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第六条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に

格させる必要があると教育委員会が認めた場合においてはこの限りでない。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)  
第二十六条 略

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

第四章 給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当

百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。）

2 条例第十三条の四第一項の規則で定める時間は、七時間四十五分（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第二項又は第三項の規定の適用を受ける職員にあつては、七時間四十五分に同条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間に十八を乗じて得た時間とする。）

（第二種初任給調整手当の基準額）

第五十六条の五 条例第十三条の四第一項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額は、人事院規則九―三四（初任給調整手当）別表第三に掲げる額とする。

（第二種初任給調整手当の支給期間の終期）

第五十六条の六 条例第十三条の四第一項の規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

（第二種初任給調整手当の支給額）

第五十六条の七 条例第十三条の四第二項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数から第五十六条の四第二項に規定する時間を減じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては

その額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により採用された短時間勤務職員にあつてはその額に同条第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第五十六条の八 条例第十三条の四第三項の規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第一項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となつた日から権衡職員特定額が基準額以上となつた日の前日までとする。

3 前条の規定は、第一項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(第二種初任給調整手当の支給)

第五十六条の九 第二種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(扶養親族の範囲)

第五十七条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者(以下「扶養親族」という。)には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 略

(扶養親族の範囲)

第五十七条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者(以下「扶養親族」という。)には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 略

二 年額百三十万円以上（十八歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで）の間に  
ある者にあつては、年額百五十万円以上）の恒常的な所得がある  
と見込まれる者

（期末手当に係る在職期間）

第六十七条の六 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 五 略

六 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）について

は、その二分の一の期間

(一)・(二) 略

(三)

その職員の職務に密接に関連が

あると認められる学術研究その他の業務に従事することによ  
る休職の期間のうち、教育委員会が人事委員会と協議して定  
める期間

七 九 略

第六十七条の七 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算  
入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常  
勤である者にあつては短時間勤務職員に限る。）が条例の適用  
を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者  
として勤務した期間

イ 八 略

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常

二 年額百三十万円以上  
の恒常的な所得があ  
ると見込まれる者

（期末手当に係る在職期間）

第六十七条の六 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 五 略

六 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）について

は、その二分の一の期間

(一)・(二) 略

(三) 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二

号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、公立大  
学法人（地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公  
立大学法人をいう。）その他の教育委員会が人事委員会と協  
議して定める法人において、その職員の職務に密接に関連が

あると認められる学術研究その他の業務に従事することによ  
る休職の期間のうち、教育委員会が人事委員会と協議して定  
める期間

七 九 略

第六十七条の七 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算  
入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常  
勤である者にあつては短時間勤務職員に限る。）が条例の適用  
を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者  
として在職した期間

イ 八 略

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常

勤である者にあつては短時間勤務職員に限る。)が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合には、その期間内においてそれらの者として勤務した期間  
イ〜二 略

- 2 略
- 3 第一項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除外する。

(一時差止処分に係る在職期間)  
第六十七条の八 略

- 2 前条第一項第一号イからハまで及び同項第二号イからニまでに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として勤務した期間は、前項の在職期間とみなす。

別表第三 級別資格基準表 (第八条関係)  
級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校長	略		0
	略		0
	略		0
教頭	略		0
	略		0
教諭 養護教諭	略		0

勤である者にあつては短時間勤務職員に限る。)が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間  
イ〜二 略

- 2 略
- 3 第一項の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。

(一時差止処分に係る在職期間)  
第六十七条の八 略

- 2 前条第一項第一号イからハまで及び同項第二号イからニまでに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

別表第三 級別資格基準表 (第八条関係)  
級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校長	略	-----	0
	略	-----	0
	略	-----	0
教頭	略	-----	0
	略	-----	0
教諭 養護教諭	略	-----	0

栄養教諭	略		0
	略		別に定める
	略		別に定める
助教諭 養護教諭 講師	略		別に定める
	略		別に定める
備考 略			

栄養教諭	略	-----	0
	略	-----	別に定める
	略	-----	別に定める
助教諭 養護教諭 講師	略	-----	別に定める
	略	-----	別に定める
備考 略			

ロ 教育職給料表(二)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校長	略		0
	略		0
副校長 教頭	略		0
	略		0
教諭 養護教諭 栄養教諭	略		0
	略	0	2.5
助教諭	略	0	別に定める

ロ 教育職給料表(二)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校長	略	-----	0
	略	-----	0
副校長 教頭	略	-----	0
	略	-----	0
教諭 養護教諭 栄養教諭	略	-----	0
	略	-----	2.5
助教諭	略	-----	0
			別に定める

備考 略	養護教諭	略	略	0	別に定める
	講師	略	略	0	別に定める
備考 略	養護教諭	略	略	0	別に定める
	講師	略	略	0	別に定める

(市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)  
 第二条 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(令和七年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後		改正前
<p>1～2 略</p> <p>(令和十年三月三十一日までの間における地域手当)</p> <p>3 この規則の施行の日から令和十年三月三十一日までの間における市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第三十四号)附則第五項の教育委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 十三パーセント級地 百分の十三</p> <p>四 八パーセント級地 百分の八</p> <p>五 略</p> <p>4～8 略</p>	<p>1～2 略</p> <p>(令和十年三月三十一日までの間における地域手当)</p> <p>3 この規則の施行の日から令和十年三月三十一日までの間における市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第三十四号)附則第五項の教育委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 十四パーセント級地 百分の十四</p> <p>四 九パーセント級地 百分の九</p> <p>五 略</p> <p>4～8 略</p>		

附 則  
 (施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に新たに職員となった者の同日における号給については、同日以後に新たに職員となった者との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則第五十六条の四の規定を適用する。

令和八年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和八年秋田県条例第三十二号）の施行により、第二種初任給調整手当の支給額を定める等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年秋田県条例第32号）の施行により、第二種初任給調整手当の支給額を定める等の必要がある

### 2 改正内容

(1) 市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和32年秋田県教育委員会規則第13号）の一部改正（第1条による改正）

- ① 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数を廃止することとする。（第5条、第9条、第12条、第21条、第26条及び別表第3関係）
- ② 人事交流等により引き続いて職員となった者の級・号給について、人事交流等による異動等の前の級・号給を踏まえて決定することができることとする。（第13条及び第18条関係）
- ③ 経験年数を有する者が新たに職員となる場合の号給について、当該経験年数の月数を12月（改正前：5年を超える経験年数の月数においては18月、その他の月数においては12月）で除した数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができることとする。（第17条関係）
- ④ 第二種初任給調整手当に関し、次に掲げる職員は、それぞれ次に掲げる額を基礎として勤務1時間当たりの給与に相当する額（以下「特定額」という。）を算定することとする。（第56条の4関係）
  - ア 定年前再任用短時間勤務職員 給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額
  - イ 条例附則第2項の規定の適用を受ける職員 給料表の給与月額に100分の70を乗じて得た額
- ⑤ 第二種初任給調整手当に関し、民間の賃金の最低基準を考慮して定める額（以下「基準額」という。）は、人事院規則9—34（初任給調整手当）別表第3に掲げる額とすることとする。（第56条の5関係）
- ⑥ 第二種初任給調整手当の支給期間の終期は、特定額が基準額以上となった日の前日とすることとする。（第56条の6関係）

- ⑦ 第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に1年当たりの勤務時間を乗じ、その額を12で除して得た額とすることとする。（第56条の7関係）
  - ⑧ 新たに採用された職員とみなして第二種初任給調整手当に関する規定を適用した場合に特定額に相当する額が基準額を下回る職員に対して、第二種初任給調整手当を支給することとする。（第56条の8関係）
  - ⑨ 第二種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給することとする。（第56条の9関係）
  - ⑩ 扶養親族に係る所得限度額について、19歳年度から22歳年度の間にある者の所得限度額を年額150万円（現行130万円）に引き上げることとする。（第57条関係）
  - ⑪ 期末手当の在職期間に算入する研究休職期間の要件のうち研究を行う法人に係る要件を廃止することとする。（第67条の6関係）
  - ⑫ その他所要の規定の整備を行うこととする。
- (2) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年秋田県教育委員会規則第5号）の一部改正（第2条による改正）
- 次に掲げる地域における地域における令和8年度の地域手当の支給割合を次のとおりとすることとする。（附則第3項関係）

級地区分	令和7年度	令和8年度	(参考) 令和10年度
14パーセント級地	100分の14	100分の13	100分の12
9パーセント級地	100分の9	100分の8	100分の8

### 3 施行期日等

- (1) この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。
- (2) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

令和8年

第6回教育委員会会議

議案第27号

秋田県教育委員会

議案第二十七号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案  
市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第三条 職員は、新たに条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合及び同項の職員が次の各号の一に該当する場合には、教育委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに教育委員会又はその権限に属する事務を委任された者（以下「教育委員会等」という。）に届出なければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第十六条第四項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつた場合</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第四条 教育委員会等は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第十三条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(届出)</p> <p>第三条 職員は、新たに条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合及び同項の職員が次の各号の一に該当する場合には、教育委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに教育委員会又はその権限に属する事務を委任された者（以下「教育委員会等」という。）に届出なければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し</p> <p>、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第四条 教育委員会等は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示</p> <p>を定める等の方法により確認し、その者が条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p>

第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の四第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第十六条第八項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

(二) 略

二・三 略

（併用者の区分及び支給額）

第八条の四 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 略

二 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。次号及び第十六条第三項において「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が条例第十六条第二項第二号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第四項

第一号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額（駐車場等

第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の四第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第十六条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

(二) 略

二・三 略

（併用者の区分及び支給額）

第八条の四 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 略

二 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。次号及び第十三条第三項において「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が条例第十六条第二項第二号に定める額

以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額

利用職員にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。）  
同条第二項第二号に定める額

（駐車場等の要件）

第十三条 条例第十六条第四項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 勤務公署の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会と協議して定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を利用するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体その他人事委員会の定める法人から貸与された施設でないこと（その利用料金の水準が当該施設の近隣の自動車等の駐車のための施設に係る利用料金の水準と同程度以上であると認められるものを除く。）

四 その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十四条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると教育委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が人事委員会と協議して別に定める要件とする。

同項第二号 未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。）  
に定める額

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第十四条 条例第十六条第四項の規則で定める職員は、第八条の四  
第二号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第十五条 条例第十六条第四項第一号の規則で定める額は、次の各  
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五  
千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

一 一の駐車場を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

(一) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当  
該料金の額

(二) 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定められた期  
間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそ  
のわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数が  
あるときは、その端数を切り捨てた額)

(三) (一)及び(二)に掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額  
二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等につ  
いて前号(一)から(三)までに定める額を合計した額

(支給日等)

第十六条 条例第十六条第六項の規則で定める日は、市町村立学校  
職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則  
第十三号)第四十六条に規定する給料の支給日(以下この項及び  
次項において「支給日」という。)とする。ただし、支給日まで  
に第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、  
支給日に支給することができないときは、支給日後の日とするこ  
とができる。

2 支給単位期間(次項に規定する通勤手当に係るものを除く。)  
又は同項に定める期間(第十八条第二項第二号及び第二十一条に

(支給日等)

第十三条 条例第十六条第五項の規則で定める日は、市町村立学校  
職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則  
第十三号)第四十六条に規定する給料の支給日(以下この項及び  
次項において「支給日」という。)とする。ただし、支給日まで  
に第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、  
支給日に支給することができないときは、支給日後の日とするこ  
とができる。

2 支給単位期間(次項に規定する通勤手当に係るものを除く。)  
又は同項に定める期間(第十五条第二項第二号及び第十八条に

において「支給単位期間等」という。)に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が秋田県の休日と定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において最も近い県の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十六条第六項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等(第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第十六条第二項第二号に定める額(第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。)、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額)及び条例第十二条第四項第一号に定める額の合計額(第十八条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十六条第六項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

#### 第十七条 略

(返納の事由、額等)

第十八条 条例第十六条第七項の規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 略

二 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

において「支給単位期間等」という。)に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が秋田県の休日と定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において最も近い県の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十五条第五項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等(第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第十六条第二項第二号に定める額(第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。)、及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第十五条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十五条第五項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

#### 第十四条 略

(返納の事由、額等)

第十五条 条例第十六条第六項の規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 略

二 通勤経路、通勤方法  
又は通勤のため負担する運賃等の額  
に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項若しくは職員  
の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号。  
以下「休職条例」という。）第二条の規定により休職にされ、  
法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従  
許可」という。）を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣  
される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第  
二号）第二条第一項の規定による派遣（以下「外国派遣」とい  
う。）をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三  
年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項  
の規定により育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に  
関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第二条第二項  
の規定による派遣（以下「公益的法人等派遣」という。）をさ  
れ、大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第  
一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以  
下同じ。）をし、自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に  
規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をし、配偶者同  
行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業を  
いう。以下同じ。）をし、又は法第二十九条の規定により停職  
にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に  
復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十条  
第二項において「派遣等となつた場合」という。）

#### 四 略

2 条例第十六条第七項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場  
合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

##### 一・二 略

3 条例第十六条第七項の規定により職員に前項に定める額を返納  
させる場合には、教育委員会の定めるところにより、事由  
発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くこと  
ができる。

三 月の中途において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六  
十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項若しくは職員  
の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号。  
以下「休職条例」という。）第二条の規定により休職にされ、  
法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従  
許可」という。）を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣  
される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第  
二号）第二条第一項の規定による派遣（以下「外国派遣」とい  
う。）をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三  
年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項  
の規定により育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に  
関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第二条第二項  
の規定による派遣（以下「公益的法人等派遣」という。）をさ  
れ、大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第  
一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以  
下同じ。）をし、自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に  
規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をし、配偶者同  
行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業を  
いう。以下同じ。）をし、又は法第二十九条の規定により停職  
にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に  
復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十七条  
第二項において「派遣等となつた場合」という。）

#### 四 略

2 条例第十六条第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場  
合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

##### 一・二 略

3 条例第十六条第六項の規定により職員に前項に定める額を返納  
させる場合には、教育委員会の定めるところにより、事由  
発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くこと  
ができる。

(支給単位期間)

第十九条 条例第十六条第八項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一・二 略

2 略

第二十条 支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2・3 略

第二十一条～第二十三条 略

(支給単位期間)

第十六条 条例第十六条第七項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一・二 略

2 略

第十七条 支給単位期間は、第十四条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2・3 略

第十八条～第二十条 略

別表を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から駐車場等（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第八十二号）第二条による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）第十六条第四項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用してゐる職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより同日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の市町村立学校職員の通勤手当に関する規則第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならぬ。

令和八年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第八十二号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 別表（第八条の二関係）

## 自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	手当額
	円
4キロメートル未満	2,000
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,200
6キロメートル以上8キロメートル未満	4,400
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,600
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,800
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,000
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,200
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,400
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,600
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,800
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,000
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,200
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,400
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,600
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,800
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,000
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,200
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,400
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600
40キロメートル以上42キロメートル未満	24,800
42キロメートル以上44キロメートル未満	26,000
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,200
46キロメートル以上48キロメートル未満	28,400
48キロメートル以上50キロメートル未満	29,600
50キロメートル以上52キロメートル未満	30,800
52キロメートル以上54キロメートル未満	32,000
54キロメートル以上56キロメートル未満	33,200
56キロメートル以上58キロメートル未満	34,400
58キロメートル以上60キロメートル未満	35,600
60キロメートル以上62キロメートル未満	36,800
62キロメートル以上64キロメートル未満	38,000
64キロメートル以上66キロメートル未満	39,200
66キロメートル以上68キロメートル未満	40,400
68キロメートル以上70キロメートル未満	41,600
70キロメートル以上72キロメートル未満	42,800

72キロメートル以上74キロメートル未満	44,000
74キロメートル以上76キロメートル未満	45,200
76キロメートル以上78キロメートル未満	46,400
78キロメートル以上80キロメートル未満	47,600
80キロメートル以上82キロメートル未満	48,800
82キロメートル以上84キロメートル未満	50,000
84キロメートル以上86キロメートル未満	51,200
86キロメートル以上88キロメートル未満	52,400
88キロメートル以上90キロメートル未満	53,600
90キロメートル以上92キロメートル未満	54,800
92キロメートル以上94キロメートル未満	56,000
94キロメートル以上96キロメートル未満	57,200
96キロメートル以上98キロメートル未満	58,400
98キロメートル以上100キロメートル未満	59,600
100キロメートル以上	60,800

## 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年秋田県条例第82号）の施行により、駐車場等に係る通勤手当の支給要件及び支給額を定める等の必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 駐車場等に係る通勤手当の対象となる駐車場等の要件は、次のいずれにも該当することとする。（改正後の第13条関係）
  - ① 勤務公署の周辺又は通勤経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
  - ② 自転車を駐車するために使用する施設でないこと。
  - ③ 国、地方公共団体等から貸与された施設でないこと（利用料金が近隣の駐車場等の利用料金の水準と同程度以上であると認められるものを除く。）。
  - ④ 職員の配偶者等に利用料金を支払うこととなる施設でないこと。
- (2) 駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員は、交通機関と自動車等を併用する職員のうち、自動車等に係る通勤手当が支給されないものとしてすることとする。（改正後の第14条関係）
- (3) 駐車場等に係る通勤手当の額は、次のとおり（その額が5千円を超える場合にあっては、5千円）としてすることとする。（改正後の第15条関係）
  - ① 月を単位として定められている料金を負担する場合 当該料金の額
  - ② 複数月又は年を単位として定められている料金を負担する場合 当該料金を当該料金に係る期間の月数で除して得た額
  - ③ ①②以外の場合（コインパーキング等） 教育委員会が人事委員会と協議して別に定める額（※）

※ 住居と勤務公署との間を一往復するのに要する駐車料金の通勤21回分
  - ④ 2以上の駐車場等を利用する場合 ①～③の合計額
- (4) 自動車等使用者に対する通勤手当の額について、100km以上を上限とする新たな距離区分（2km刻み）を新たに設け、上限額を60,800円とすることとする。（別表関係）
- (5) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日等

- (1) この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。
- (2) この規則の施行の日前から駐車場等を利用している職員であって、同日において駐車場等に係る通勤手当の対象となるものは、その実情を届け出なければならないこととする。

令和8年

第6回教育委員会会議

議案第28号

秋田県教育委員会

議案第28号

秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について

秋田県いじめ防止対策推進条例（平成28年秋田県条例第54号）第24条第2項の規定に基づき、秋田県いじめ問題対策審議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	笠松 昌平	医療	令和8年4月1日～令和10年3月31日
2	佐藤 進	教育	令和8年4月1日～令和10年3月31日

令和8年3月27日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

秋田県いじめ問題対策審議会の委員の任期が令和8年3月31日をもって満了するため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 秋田県いじめ問題対策審議会委員名簿

以下、個人情報のため表示しません。

## 協議会等委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

令和7年度秋田県いじめ問題対策審議会 開催概要

- 1 日 時 令和8年1月13日（火） 14：00～15：05
- 2 開催場所 秋田地方総合庁舎 総601会議室
- 3 出席者 委員3名（1名欠席）  
嵯峨 宏（嵯峨法律事務所 弁護士）  
綾部 直子（秋田大学教育文化学部地域文化学科地域社会・心理実践講座 講師）  
齋藤 透（秋田公立美術大学美術教育センター 特任教授）
- 4 日 程
  - (1) 開会行事
    - ・教育委員会挨拶
    - ・出席者紹介
  - (2) 報 告
    - ・「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について
  - (3) 協 議
    - 【テーマ】いじめ事案に係る保護者との連携のあり方について
- 5 審議要旨
  - ・令和6年度のいじめの状況について  
本県の小・中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は4,764件で、前年度から27件増加した。小・中学校では冷やかしかからかいが一番多いが、高等学校においてはパソコンや携帯電話等による誹謗中傷が高い数値を示す特徴がある。
  - ・保護者との連携と専門家の活用について  
子どもの心を守ることを最優先とし、保護者の心情に寄り添いながら一緒に解決に向かっていく関係性を築くことが重要である。その上で、対応に苦慮するケースもあるため、心理職や法律家などの専門家の役割を明確にし、いじめ事案の解決に活用していく時期に来ている。
  - ・スクールロイヤー制度の導入と関係機関との連携について（提言）  
いじめ問題の多様化・複雑化が進む中、保護者との信頼関係を維持するためには、学校が公正かつ誠実で透明性の高い説明責任を果たすことが極めて重要である。その説明責任を全うさせ、教職員に適切な対応をとらせるために「スクールロイヤー制度」を導入し、さらに子どもの最善の利益を図る目的でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師等とも連携しながら事態の沈静化を目指すことが相当であるとの提言がまとめられた。

議事録は「美の国あきたネット <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/22236>」に公開しています。

令和8年

第6回教育委員会会議

報告事項（1）

外国籍等の子どもへの教育に関する方針について

秋田県教育委員会

# 外国籍等のこどもへの教育に関する方針

(案)

令和8年3月

秋田県教育委員会

## 目次

### 第1章 序論

- 1 策定趣旨と目的 . . . . . |
- 2 秋田県における外国籍等のこどもの現状と課題 . . . . . |

### 第2章 基本理念

- 1 人権尊重と教育機会の保障 . . . . . 3
- 2 自立と社会参加の促進 . . . . . 3
- 3 多様性の尊重と多文化共生の推進 . . . . . 3
- 4 一人一人のニーズに応じた支援と、「長所・強み」への着目 . . . . . 4

### 第3章 具体的施策

- 1 外国籍等のこどもの就学（園）促進 . . . . . 4
  - (1) 県の推進体制
  - (2) 市町村に求められる役割
    - ①「教育方針」等への外国籍等のこどもへの教育の明確な位置付け
    - ②外国籍等のこどもの就学促進
- 2 学校の受入れ体制の整備 . . . . . 10
  - (1) 日本語能力及び支援ニーズの的確な把握
  - (2) 学校全体での指導・支援体制の構築
  - (3) 学校における各関係機関との連携・協働について
  - (4) 保護者の相談支援体制
    - ①よりよい関係づくりに向けて
    - ②親子間のコミュニケーションを促す支援について
- 3 日本語指導の充実 . . . . . 13
  - (1) 日本語指導担当教員の育成
    - ①外国籍等のこどもへの教育関係者研修会（教員等向け）
    - ②「日本語指導指導者養成研修」への教員派遣等
    - ③人的配置：日本語指導に係る教員の加配措置
  - (2) 学習言語能力の確実な育成に向けた日本語指導の充実
  - (3) 各学校段階における日本語指導の目標と指導
    - ①乳幼児期の教育・保育段階
    - ②小学校教育段階
    - ③中学校教育段階
    - ④高等学校教育段階
  - (4) 障害のある外国籍等のこどもへの指導・支援
- 4 進路指導の充実 . . . . . 17
  - (1) 学校での体制づくり
  - (2) 高等学校等への進学に向けた支援
  - (3) 高等学校卒業後の進路実現に向けた支援
  - (4) 在留資格等について

### 第4章 参考資料：外国籍等のこどもの指導に役立つウェブサイト等 . . . . . 19

# 第1章 序論

## 1 策定趣旨と目的

本方針は、秋田県内に居住する全ての幼児児童生徒に対し、国籍や言語的背景に関わらず、公平で質の高い教育を提供するという本県の責務を明確にするために策定するものです。近年、グローバル化の進展により、日本国内で生活する外国人の数は増加傾向にあり、それに伴い、外国にルーツをもつ幼児児童生徒も各地の学校（園）に在籍するようになってきました。秋田県においても、これらの幼児児童生徒が学校（園）生活に円滑に適応し、その能力を最大限に発揮できるよう、教育環境を整備することが喫緊の課題となっています。

なお、本方針では、本人が日本国籍であっても、家庭内の言語や生活習慣が日本とは異なる場合があるため、本人の国籍を問わず、文化的言語的に多様な背景をもつこどものことを「外国籍等のこども」とすることとし、幼児、児童、生徒を含むこととします。

こうした状況の中で、本方針は、外国籍等のこどもの教育に関わる全ての教育関係者（教職員、教育委員会、支援員等）が、その指導・支援に当たって共有すべき基本的な考え方や具体的な方策を示し、県全体として組織的かつ計画的に取組を推進するための包括的な枠組みを確立することを目的に策定するものであります。

秋田県は令和6年3月に「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」を策定しており、その中で「日本語教育の推進を通じて、日本人県民と外国人県民が互いに文化や考え方などを理解し合いながら、誰もが安心して暮らしやすく、活力に満ちた『多文化共生』の地域社会づくりを目指す」ことを表明しています。本方針は、この県全体の日本語教育推進方針を教育現場、特に幼児児童生徒への支援という側面から具体化し、強化するものです。

## 2 秋田県における外国籍等のこどもの現状と課題

秋田県における外国籍等のこどもの教育を推進するに当たり、まずはその現状を正確に把握し、そこから見えてくる課題を明確に認識することが不可欠です。文部科学省の令和5年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によれば、秋田県内の公立学校において日本語指導が必要な児童生徒<sup>\*1</sup>のうち、外国籍の児童生徒数は53名（小学校39名、中学校9名、高等学校5名）、日本国籍の児童生徒数は17名（小学校9名、中学校3名、高等学校4名、義務教育学校1名）となっています。これらの日本国籍の児童生徒には、海外から帰国したこどもや、国際結婚家庭等で家庭内の言語環境により日本語の支援が必要なこどもなど、多様な背景があり、個々の状況に応じた配慮が求められます。

---

\*1 ①日本語で日常会話が十分にできない児童生徒

②日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒 53 名が 32 校に在籍しています。このデータから読み取れる秋田県の顕著な特徴の一つは、対象となる児童生徒が特定の地域に集中せず、広範囲の学校に少数ずつ在籍している、いわゆる「散在化」の傾向です。これは支援体制を構築する上で配慮を要する点です。全国的にも外国人児童生徒数は過去 10 年間で約 5 万人増加し約 12 万人に達しており、その分布は「集住化」と「散在化」の両極化が進んでいると指摘されています。秋田県は、この「散在化」の課題に直面している典型的な地域と言えます。

表 1：秋田県における日本語指導が必要な外国籍等のこどもの状況（令和 5 年度）

区分	小学校	中学校	高等学校	義務教育学校	合計
日本語指導が必要な外国籍児童生徒数	39 人	9 人	5 人	0 人	53 人
日本語指導が必要な日本国籍児童生徒数	9 人	3 人	4 人	1 人	17 人
日本語指導が必要な外国籍児童生徒が在籍する学校数	21 校	8 校	3 校	0 校	32 校

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和 5 年度）」

この表は、文部科学省の調査による、秋田県における日本語指導が必要な外国籍等のこどもの状況ですが、県内には日本語指導が必要な児童生徒が潜在的にこれ以上いるものと思われます。県教育委員会では、県内では外国人が散在しており、日本語教育人材の不足や高齢化、外国人児童生徒の受入れ体制の未整備、日本語教育に係る各主体の当事者意識の低さといった課題があると認識しています。これらの課題解決のためには、関係者が現状と課題を共有し、それぞれの立場で主体的に取り組む意識を醸成することが不可欠であり、本方針はそのための共通理解の基盤となることを目指します。

このような現状と課題を踏まえ、本方針は、秋田県内に居住する外国籍等のこどもを含む全ての幼児児童生徒が、安心して学び、自らの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会の一員として豊かに生きていくための教育環境を実現することを目指します。

## 第2章 基本理念

本方針は、以下の4つの基本理念に基づき、秋田県における外国籍等のこどもへの教育を推進します。これらの理念は、本方針が目指す教育の姿と、その実現に向けた全ての取組の根幹をなすものです。

### 1 人権尊重と教育機会の保障

全ての人間は、生まれながらにして基本的人権を享有しており、教育を受ける権利はその中でも特に重要なものの一つです。本方針は、国の通知<sup>\*2</sup>に示されている「外国人のこどもには、我が国の義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約<sup>\*3</sup>等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れる」という考え方を踏襲し、いかなる差別もなく、質の高い教育へのアクセスを確保します。この理念の背景には、1979年に日本が批准した国際人権規約があり、これが本方針の法的・倫理的基盤となります。この普遍的な原則に根ざすことで、本方針は、外国籍等のこども一人一人の尊厳を守り、その学習権を確実に擁護することを目指します。

### 2 自立と社会参加の促進

教育の重要な目的の一つは、幼児児童生徒が将来、社会において自立した個人として、また責任ある構成員として生きていくための力を育成することです。本方針は、外国籍等のこどもが、日本の社会及び国際社会において、主体的に自己の生き方を選択し、積極的に社会参加を果たせるよう、必要な日本語能力、学力、社会性、そして職業観を育むことを目指します。外国籍等のこどもが、多様な文化的言語的背景を生かしながら、自らの可能性を信じて未来を切り拓く力を養うことは、本人の幸福のみならず、地域社会の活性化にも繋がるという認識に立ち、そのための教育支援を強化します。

### 3 多様性の尊重と多文化共生の推進

外国籍等のこどもと共に学ぶことは、学校及び地域社会に多様な文化や価値観をもたらし、教育環境全体を豊かにする貴重な機会です。本方針は、外国にルーツをもつ幼児児童生徒と、日本語を主に使用して育ってきた幼児児童生徒が、互いの文化的背景を尊重し合い、共に学び、共に成長できる環境づくりを推進します。これは、秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針で目指す「多文化共生」の地域社会づくりとも深く関連しています。国の指針等<sup>\*4</sup>にも見られるように、多様な文化的言語的背景をもつこどもが共に学ぶ環境を創出することにより、活力あ

---

\*2 「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」（平成31年3月、文部科学省）

\*3 1966年の国際連合において採択され、1976年に発効。日本は1979年に批准。世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。このうち、社会権規約において、教育に関する権利が定められている。

\*4 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

る共生社会の実現を図ることは、全ての幼児児童生徒にとって有益です。「多様性は社会を豊かにする」という価値観を学校教育の場において醸成し、異文化理解教育を推進することで、固定観念や偏見を排し、全ての幼児児童生徒が安心して自己表現できる、開かれた学校（園）文化を創造します。言語・文化・習慣の異なる人々が、共に地域社会の一員として助け合い、安心して暮らし働き、活躍することのできる県づくりは、文化的言語的に多様な背景をもつ子どもへの支援という側面にとどまらず、子ども一人一人の多様性を理解し、国際的な視野や共感力を育む上でも極めて重要であると位置付けます。

#### 4 一人一人のニーズに応じた支援と、「長所・強み」への着目

外国籍等のこどもは、出身国、母語、来日前の教育歴、日本語の習得状況、文化的背景、家庭環境など、一人一人異なる状況に置かれています。また、中には障害のある幼児児童生徒や、日本とは異なる教育制度の下で育ったことにより学習進度や内容に違いが生じている幼児児童生徒もいます。本方針は、このような多様性を深く理解し、画一的な対応ではなく、的確なアセスメントに基づき、個々の幼児児童生徒のニーズや実態に即した、きめ細かく柔軟な支援を提供することを重視します。また、ストレングス・アプローチの考え方の下、全ての外国籍等のこどもがもっている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出していく視点（エンパワメント）を取り入れることを重視します。

### 第3章 具体的施策

上記の基本理念に基づき、以下の具体的な施策を展開します。これらの施策は、他県の先進的な取組を参考にしつつ、秋田県の現状と課題を踏まえて策定するものです。

#### 1 外国籍等のこどもの就学（園）促進

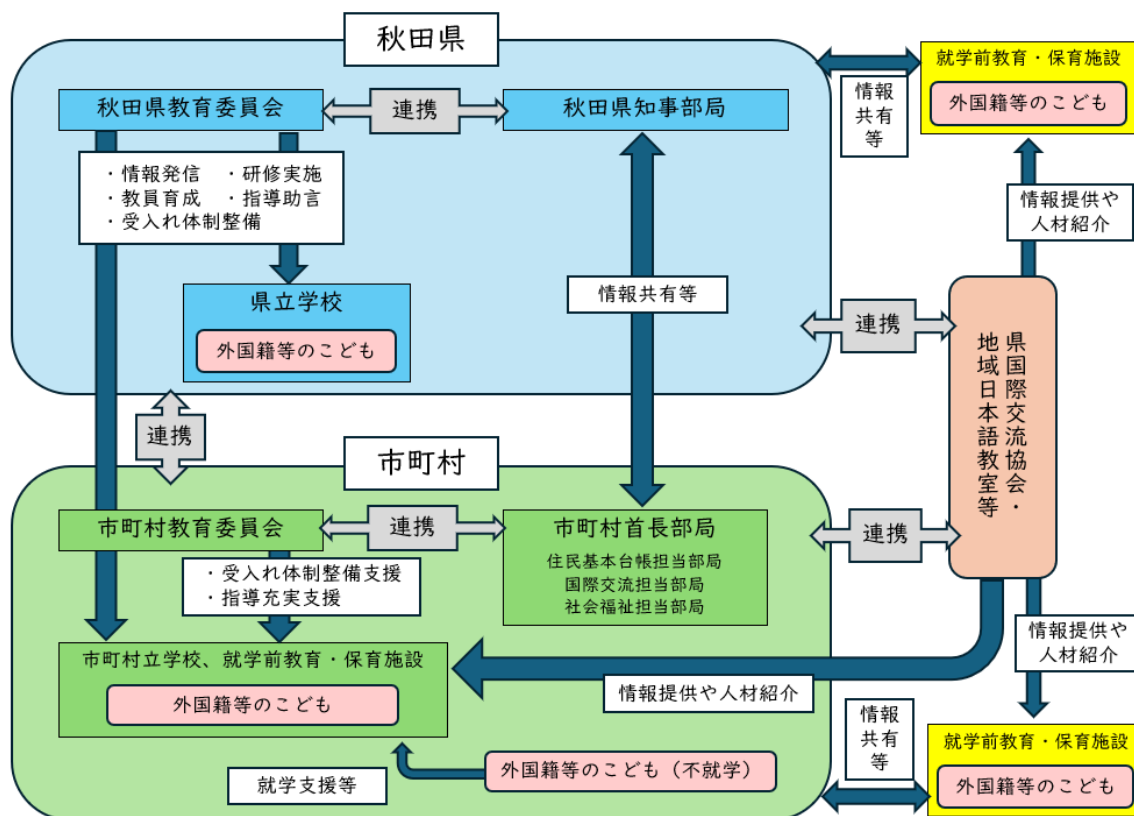
##### （1）県の推進体制

県教育委員会では、今後の多文化共生社会を目指す際の施策を一層推進していくため、本方針により、外国籍等のこどもだけではなく、全てのこどもたちに互いの「違い」を認め合い、多様な価値観を受容しながら共に生きようとする意欲や態度等、多文化共生の資質を育むという基本的視点を関係者と共有していきます。

外国籍等のこどもが社会の担い手として主体的に生きていくことができるよう、その資質・能力を確かに育成していくためには、教育環境を整え、関係者が協力しながら取り組んでいく必要があります。

資質・能力の中でも、日本語の能力は、入国の時期や家庭での言語環境等、様々な要因に影響を受け、個人差が大きく生じることが一般的です。そのため、幼児児童生徒個々の実態を丁寧に見取り、継続的・安定的に日本語指導を含む教育を推進していくことのできる推進体制の構築を目指します。

そのため、下記イメージのような推進体制を整え、取組の促進を図ります。



外国籍等の子どもへの教育の推進には、各関係機関がそれぞれの立場から主体的に関わることが不可欠です。既に「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」において、県、市町村、学校等、県国際交流協会の役割が示されており、本方針ではこれを幼児児童生徒の教育の側面に特化し、より具体的に展開します。

表 2：外国籍等の子どもの支援における主な役割分担

関係機関	主な役割
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育に関する方針の策定・周知、総合的な施策の企画・推進</li> <li>市町村教育委員会、学校（園）への指導・助言</li> <li>広域的な人材育成（研修プログラム開発・実施）、専門的人材の確保・配置支援</li> <li>教材開発・情報提供、先進事例の収集・普及</li> <li>関係省庁、他都道府県との連絡調整、国庫補助事業等の活用推進</li> <li>施策の進捗管理・評価、方針の見直し</li> <li>公立高等学校入学者選抜についての情報提供</li> </ul>

市町村教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「教育方針」等への外国籍等のこどもへの教育の明確な位置付け</li> <li>・ 所管学校（園）への指導・助言、支援員の配置・巡回指導体制の構築</li> <li>・ 就学案内・相談体制の整備、不就学防止対策</li> <li>・ 初期日本語指導教室の設置・運営（必要な場合）</li> <li>・ 地域の関係機関（国際交流協会、地域日本語教室、医療機関、福祉機関等）との連携ネットワーク構築</li> <li>・ 学校（園）間の情報共有・連携促進</li> </ul>
学校（園） （管理職）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国籍等のこどもの日本語習得・適応状況把握と受入れ体制の整備、校（園）内支援体制の構築・運営</li> <li>・ 全教職員への本方針の周知徹底、リーダーシップの発揮</li> <li>・ 「特別の教育課程」の編成・実施の推進、個別の指導計画作成の指導、日本語指導担当教員・支援員等との連携調整、指導環境の整備、支援の記録と関係者間の共有</li> <li>・ 保護者との信頼関係構築</li> <li>・ 多文化共生の学校（園）づくりと地域社会への発信</li> </ul>
学校（園） （教職員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当幼児児童生徒の日本語能力・学習状況・適応状況の把握</li> <li>・ 個別の指導計画に基づく日本語指導・教科学習支援の実践</li> <li>・ インクルーシブな学級経営、多文化理解教育の推進</li> <li>・ 保護者との日常的な連絡・相談対応</li> <li>・ 校（園）内研修への積極的参加、専門性の向上</li> </ul>
日本語指導担当教員・支援員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的な日本語指導の実施、教材作成・選定</li> <li>・ 幼児児童生徒の日本語能力評価、指導記録の作成</li> <li>・ 教科担当教員等への助言・連携、チーム・ティーチングへの参加</li> <li>・ 保護者への学習状況報告・相談対応（必要に応じて母語支援）</li> </ul>
秋田県国際交流協会（A I A）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人相談センターによる外国人住民（幼児児童生徒の保護者等）への情報提供や適切な相談先への取り次ぎ</li> <li>・ 地域日本語教室等において「生活の日本語」*5の学習を支援する「日本語学習支援者」の育成</li> <li>・ 地域日本語教室や日本語学習支援者への助言・相談対応</li> <li>・ 人材バンクによる日本語学習支援者や日本語教師等の紹介</li> <li>・ 外国の文化紹介や通訳・翻訳を行うA I Aコミュニティサポーターの派遣</li> <li>・ 多文化共生理念や「やさしい日本語」*6の普及・啓発、異文化交流の促進</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの就学手続き</li> <li>・ 学校（園）との積極的なコミュニケーション</li> <li>・ こどもの母語・母文化の尊重と継承</li> <li>・ 家庭学習への協力（可能な範囲で）</li> </ul>

	・学校（園）行事への参加、PTA活動等への関与（可能な範囲で）
地域日本語教室 （可能な場合）	・「生活の日本語」の学習支援

この役割分担表は、各主体が連携し、それぞれの専門性やリソースを活かして外国籍等のこどもを多角的に支援するための指針となります。なお、幼児児童生徒の状況によっては、医療機関（小児科、精神科等）、福祉機関（児童相談所、発達支援センター等）との連携が不可欠となる場合があるため、各学校（園）及び市町村教育委員会は、これらの機関との連携や情報共有の方法について平時から確認し、必要な支援を迅速に提供できる体制を整えます。明確な役割分担は、責任の所在を明らかにするとともに、重複や抜け漏れのない効率的な支援体制の構築に不可欠です。

## （２）市町村に求められる役割

### ①「教育方針」等への外国籍等のこどもへの教育の明確な位置付け

各市町村で作成している「教育方針」や「教育ビジョン」等に外国籍等のこどもへの教育を位置付け、「外国籍等のこどもへの教育は学校教育の一環として取り組むべきことである」という教育委員会等としての姿勢を明確にして、各学校（園）や地域に示すことが大切です。国際理解教育の一つである、全ての幼児児童生徒を対象とした「多文化共生教育」等として、地域の実情に応じて位置付けます。

### ②外国籍等のこどもの就学促進

#### ア 小学校新入学相当年齢の外国籍等のこどもへの対応

市町村教育委員会は、全ての外国人幼児児童生徒の学ぶ権利を保障するという考えのもと、小学校新入学相当年齢の外国籍等のこどもをもつ保護者全員に就学案内を行います。小・中学校へ就学させる希望がある場合は、保護者からの相談に応じながら確実な就学に繋げる必要があります。

対応のポイントとして、住民基本台帳担当部局等と教育委員会とで就学に関する情報の共有を行うこと、外国籍等のこどもの保護者に、こどもが翌年小学校新入学相当年齢になることを伝え、就学させることの必要性和重要性の理解を求めること、保護者の使用する言語等に配慮すること、などが挙げられます。

なお、幼稚園・保育所・認定こども園等の就学前教育・保育施設に通う外国籍等のこどもについては、その保護者に対し効果的な就学案内を実施する観点から、教育委員

\*5 在住外国人等が日本語を用いて健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、地域住民と相互理解を図り、社会の一員として生活を送るために必要な日本語のこと。「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案活用のためのガイドブック」（H23文化審議会国語分科会）を参照。

\*6 秋田県で暮らす外国人の国籍や母語は様々であり、すべての情報を母語で伝えることは難しく、また、英語が得意な方ばかりではないため、英語で正しく伝わるとも限らないことから、普段使っている日本語を外国人にも分かりやすいように言い換えた「簡単な日本語」のこと。

会は、幼稚園・保育所・認定こども園等の所管部局や就学前教育・保育施設の設置者・担当保育者と連携を図った上で対応を行うことも効果的です。

外国籍等の幼児については、就学前に集団での生活や言語的なやり取りを経験することは、幼児が安心して義務教育諸学校での学校生活を始めるために重要な基盤であることから、就学前教育・保育施設への入園を促進し、義務教育諸学校への就学に円滑に繋げることが重要です。

経済的な理由で就学前教育・保育施設に通うことをためらう家庭の場合、担当部局と連携のうえ、支援制度等について丁寧に周知し、乳幼児期の教育・保育の大切さについて理解を促すことも必要です。

#### イ 就学（編入学）の手続き

外国籍等のこどもが学校に適應できないケースの一つに、就学直後に困難な面が表面化することがあります。主たる原因として、①日常会話はできるが、学習言語の理解が難しいといった言語面、②学校文化・集団生活の違い、③就学前の経験の違い、④来日直後の生活環境の大きな変化による心理面などが挙げられます。

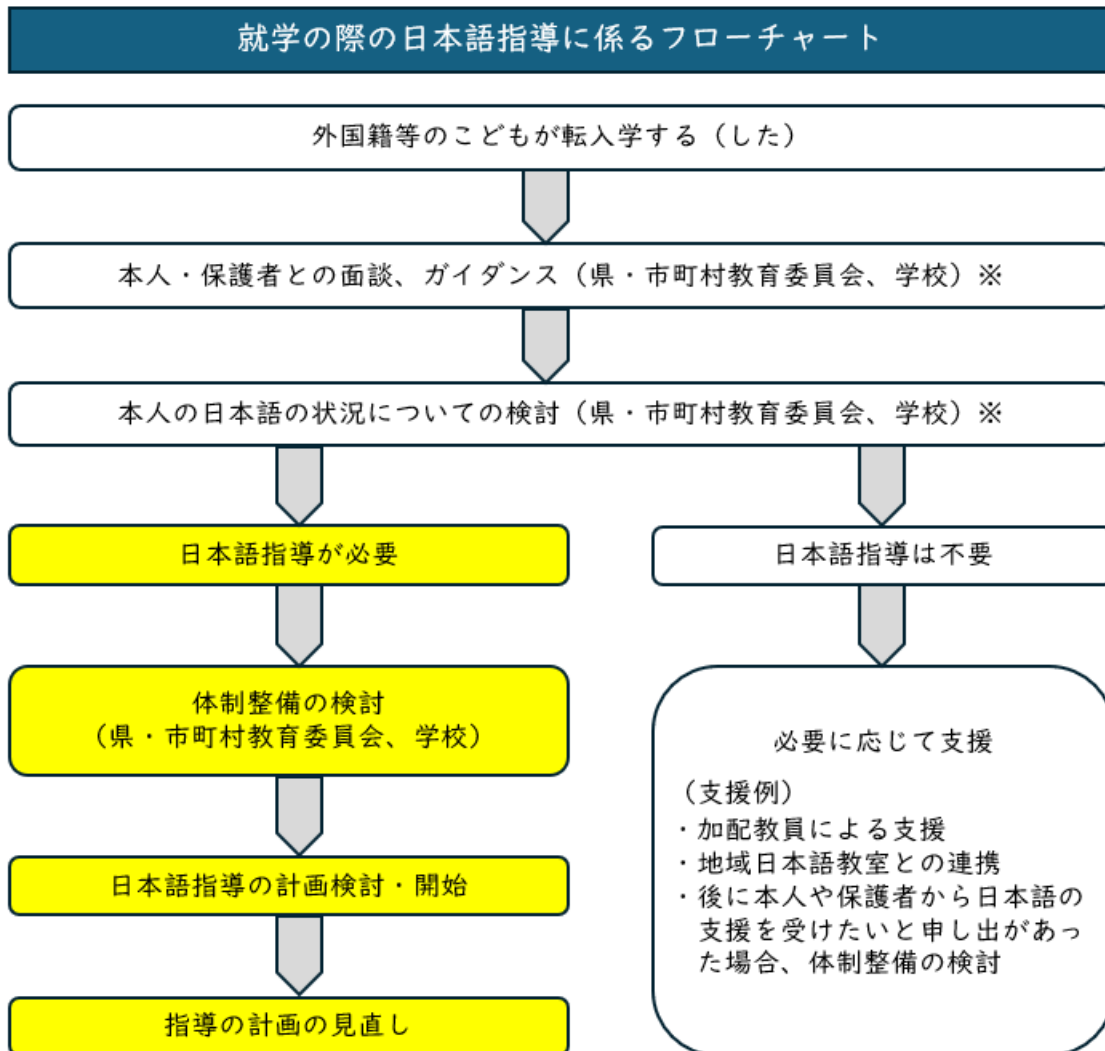
次ページのフローも参考にして、市町村への住民票の転入・転居届（住民基本台帳法）及び居住地の届出（出入国管理及び難民認定法）から、指定学校への就学までの流れが常に円滑に行われるような状態にすることが大切です。

一般的な就学手続きではそれぞれの学校が対応することであっても、通訳者がいないことで意思疎通が図られず、その説明が不十分になる場合もあります。就学に関する説明や指導等を教育委員会が一括して行うなど、外国籍等のこどもの円滑な学校生活のスタートに向けた支援が必要となります。

首長部局担当課（「市民課」、「窓口サービス課」等）ですべきこととして、住民票の転入届等にかかわる事務手続きを行うこと、学齢期のこどもがいた場合は、公立学校への編入希望の有無を保護者に確認することが挙げられます。

教育委員会担当課ですべきこととして、公立の学校へ編入する意思を改めて確認すること、在留カード等で居住地等の確認をすること、編入学にかかわる必要書類（「就学願」、「編入学願」等）を受理すること、編入に際して必要な説明や指導等を行うことが挙げられます。説明は「やさしい日本語」で行い、必要な場合は通訳者を介したりICTを活用したりして保護者との意思疎通を十分に図ることが大切です。

急に編入してきた外国籍等のこどもに対して日本語指導を行う際に、学校によっては通常の教室に余裕がないため、学習環境が整っていない場所で日本語指導が行われていることがありますが、児童生徒が落ち着いて、安心して学べるよう、環境を整えていくことも重要です。市町村教育委員会は、編入の事務手続きが完了した後、受入れ校で児童生徒の学習に必要な50音表、ホワイトボード、デイジー教科書、AI翻訳機等、学習にふさわしい環境が整うよう、学校の相談に応じながら支援を行うことが求められます。



※来日前の学習状況を聞き取って学習経験を把握した上で、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし」（文部科学省）を参照し、日本語能力を把握するための標準的なアセスメントツール（例：文部科学省開発の「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA」等）を活用するなどして、客観的に評価されることが望ましい。

#### ウ 受入れ体制の整備

各市町村では、状況に応じて、「A 拠点校を設置して他校の児童生徒が通級する」、「B 日本語指導担当教員による巡回指導を行う」、「C 各学校で取り組む」等、受入れ体制の整備を進めます。いずれの体制であっても、本人と保護者との共通理解のもと、継続して日本語指導を含む指導を実施できる体制整備を行います。

万一、外国籍等のこどもの成長に伴って受入れ校が変わる必要性が生じた場合には、学校の受入れ体制の状況、当該児童生徒の今後の日本での暮らしの見通し、同年代のこどもたちとの生活の中で培う人間関係から得られる経験等を踏まえて受入れ校の変

更を総合的に判断し、それまでの支援履歴も含めて学校相互での確実な引継ぎを行う必要があります。

受入れ体制のパターンはA、B、C単独とは限らず、複合的な仕組みを構築したり、移行を前提として体制を整えたりするなど、地域の実状に応じた対応が求められます。

※より詳しい留意事項は、文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】」  
(2019年3月)第6章 市町村教育委員会の役割を参照のこと。

## 2 学校の受入れ体制の整備

### (1) 日本語能力及び支援ニーズの的確な把握

個々の外国籍等のこどもに対する効果的な支援計画を立案するため、来日・転入初期の段階で、日本語能力（日常会話レベル、学習言語レベル）及びその他の支援ニーズ（学習の遅れ、心理的ケア、特別な配慮等）を的確に把握する必要があります。また、学校管理職の役割として「日本語習得・適応状況把握」があります。就学前教育・保育歴、児童生徒の母語、来日前の教育歴、学習習慣なども含めた多角的な情報収集に努め、個別の指導計画作成の基礎とします。県教育委員会は、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし」（文部科学省）を参照した上での、日本語能力を把握するための標準的なアセスメントツール（例：文部科学省開発の「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA」等）の活用を推奨し、その実施方法や結果の分析、指導への活用に関する研修機会を提供します。このアセスメントは、定期的実施するなど、対象となる児童生徒の異文化の受入れ状況や言語面での上達等を把握し、支援内容の不断の見直しや次学年での指導・支援に繋げることが重要です。

※来日・転入初期の段階での取り出し指導におけるプログラムについては、文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】」（2019年3月）第3章 日本語指導担当教師の役割を参照のこと。

### (2) 学校全体での指導・支援体制の構築

学校には、外国籍等のこどもに対して「学習言語能力」（p14 参照）を育成できるよう、学校生活に必要な日本語の学習とともに、日本語と教科を統合した学習を行い、教科学習に自律的に参加できる力を養うなど、組織的かつ体系的な指導が必要となります。このためには、「特別の教育課程」による日本語指導など、必要な指導・支援を行うことのできる日本語指導担当教員等を校内に配置することが望ましいです。また、日本語指導補助者や母語支援員等、教員以外の支援者についても、必要に応じて配置し、教員と連携して指導に当たることにより、児童生徒等の状況に応じたきめ細かな指導・支援を行うことができるようになります。そして、外国籍等のこどもが人格の形成及び言語の発達を遂げていくまでに要する

時間を踏まえ、短期的な対応に留まるのではなく、就学前段階から高等学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援が必要であることを全教職員で共有する必要があります。

また、外国籍等のこどもが学校で大半の時間を過ごすのは在籍学級であるため、学級担任が日本語指導担当教員等と連携し、外国籍等のこどもが教科学習や学級の活動等に参加できるような指導・支援を行うことも重要です。

各学校では、管理職を中心として、外国籍等のこどもが安心して学校に通うことのできる環境の整備に努め、すべての児童生徒にとっての教育環境向上に繋がるという意識を醸成しながら、学校全体として外国籍等のこどもへの教育に取り組み、多文化共生社会の実現に向けた教育を推進することを目指します。その際、「やさしい日本語」を使用し、ダイジー教科書や一人一台端末、AI 翻訳機等を活用するなど、児童生徒それぞれの言語能力等に応じたきめ細かな支援をすることや、こどもの母語や文化、対象児童生徒が望む場合には生い立ちや家族の歴史などを教育活動に取り入れ、こどもが安心して過ごせる「居場所」のある学校風土を育むことでこどもが自らの背景に誇りをもち、肯定的なアイデンティティを形成していけるようにすることが望まれます。

外国籍等のこどもの来日の背景には、保護者の仕事等様々な事情があり、必ずしもこども自身の選択ではないケースも考えられます。場合によっては、母国での学校生活や友人関係を断ち切られるなどの経験が、心理的な不安に繋がり、日本語習得や異文化への適応等に影響を及ぼすことにも配慮が必要です。その際、スクールカウンセラーや日本語指導補助者、母語支援員等が、「こどもがいつでも話せる存在」として支援することや、「できること」や「好きなこと」など言語以外の強みでこども同士の関係づくりを支援することが有効です。

### (3) 学校における各関係機関との連携・協働について

学校での外国籍等のこどもに対する日本語指導のために、学校外の人材に協力をお願いするケースも考えられます。その際、教員以外の支援者（日本語指導補助者や母語支援員等）との情報交換を大切にする視点が大切です。外国籍等のこどもへの効果的な指導に当たっては、近隣の大学や公的な機関など（教育委員会、県国際交流協会、地域日本語教室等）からの人材の派遣・紹介を活用することも考えられます。

言葉が分からない中で、不安を抱えながら生活するこどもたちにとって、教員以外の支援者も心強い存在です。そのような支援者の方々を全職員に紹介し、学校要覧などにも職員として氏名を掲載するなど、外部人材の方と学校が良好な協働体制を構築することは、支援を受けるこどもたちにとっても、「温かく受け入れられている」という思いに繋がります。教科等の学習や学校・学年行事なども含め、児童生徒の日々の状況について教員以外の支援者と共有することが、より効果的な支援に繋がります。

学校は、教育に責任をもつ主体として、組織的に作成した外国籍等のこどもに必要な支援計画を基に、支援の目的や協力体制、具体的な役割について、支援者と共有していくことが求められます。

学校は、児童生徒の校外でのくらしが円滑となるよう、地域に繋いだり、地域と協働したりすることが必要です。コミュニティ・スクールの仕組みを活用しながら、学校・家庭・地

域・関係機関等が連携・協働体制を構築し、地域ぐるみで多文化共生の取組を促進していくことが望まれます。

#### (4) 保護者の相談支援体制

##### ①よりよい関係づくりに向けて

保護者の不安は学校についてだけでなく、地域での生活全般に及びます。例えば、学校への転入手続きの際に、保護者に学校や地域の行事での児童生徒の様子を詳しく紹介することで、これからの学校等での生活を理解し、安心して子どもを通学させられるようにするなど、保護者との出会いを大切にし、外国籍等の子どもと保護者に安心感を与えながら、互いの文化・習慣に対する理解を深めていくことが大切です。

在籍後、毎日の生活を通して、児童生徒自身が日本の学校生活について徐々に理解し、活動に参加できるようになっても、その保護者は、自分が経験した出身国・地域の学校教育のイメージをもっているため、日本の学校生活について理解していないまま、子どもの学校生活に対して不安を感じている場合が多くなりがちです。また、保護者が日本語をよく理解できない場合もあります。そのため、ICTの活用等により、丁寧に学校での生活の様子を説明する工夫をし、日本の学校教育のシステムと保護者がもつ学校の概念や教育観との違いなどについて共通理解を図ることが重要です。

また、国によって文化が異なるという前提のもと、宗教など相手にとって大切な価値観を尊重し受け入れる姿勢を基本とし、学校生活について一つ一つ丁寧に伝えたり、調整したりしていくことが大切です。

日頃から他の保護者との接点をつくることができるよう、保護者が学校行事等に参加するよう働き掛けることも重要です。保護者同士の横の繋がりがあれば、情報の交流も頻繁になり、日本語が多少分からなくても、知り合いの保護者ができることで「相談できる人、話せる人」ができ、孤立化を防ぐことができます。

##### ②親子間のコミュニケーションを促す支援について

幼い時期に来日した子どもは、母語を忘れる傾向があり、成長するにつれ、親とのコミュニケーションが難しくなる場合も多いため、外国籍等の子どもの保護者に対しては、家庭では子どもと母語で多くの会話をしたり、読み聞かせや読書をしたりすることを勧め、母語・母文化の継承を尊重する姿勢を示すことも大切です。進学や就職等、重要な決定をする際には、どの子どもも気持ちが揺れ動いたり、不安な気持ちを抱えたりします。日常から、安心して本心話すことのできるコミュニケーション環境を整えておくことが、大切な決断をする時の心理的支えになります。

多くの保護者は、様々な生活場面で、子どもが母語と日本語を使い分けて話している様子を見て、両方の言語力が十分育っていると認識しがちです。しかし、いくら生活言語が育っているように見受けられても、どちらの言語においても、学力を形成していく言語レベルにまで達していないというケースもよくあります。進学の時期を迎えた時になって初めて、保護者が子どもの実態を認識し、驚くこともあるため、日常から保護者

に対し、こどもの言語習得の状況や、日本語の学習の必要性に関する情報を伝え、保護者の疑問に答えられる体制を整えておくことが大切です。保護者に、日本における進学や就職について十分に説明するために、教育委員会や県国際交流協会、地域日本語教室等と連携して、進学や就職など進路に関する情報を収集したりすることも考えられます。

学校には、外国籍等のこどもと保護者の親子間のコミュニケーションが安定したものとなるよう、安心して相談できる体制を整え、適切に助言を行うなどの支援が求められます。

### 3 日本語指導の充実

#### (1) 日本語指導担当教員の育成

教員が日本語指導に精通するためには相当の経験を要します。外国籍等のこどもが散在する本県でも、日本語指導担当として配置された教員が毎年のように交代する状況があります。そのため、県でも、県主催の研修や国の実施する教員研修への派遣により、日本語指導に必要な知識や指導方法を身に付けた人材の育成を継続的に行い、計画的な人材育成に努めます。県教育委員会が計画している日本語指導担当教員の育成に係る取組は以下のとおりです。

##### ①外国籍等のこどもへの教育関係者研修会（教員等向け）

関係機関と連携して、日本語教育の必要性や多文化共生社会の実現に向けた理解の促進に資する研修を県主催で実施します。実施に当たっては市町村教育委員会や学校のニーズを踏まえ、各学校段階の教員等の理解促進や指導力向上を目指し、研修内容の充実を図ります。

##### ②「日本語指導指導者養成研修」への教員派遣等

外国籍等のこどもへの教育に関する必要な知識を有し、適切な支援を行うことができる人材を継続的に育成していくため、独立行政法人教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」への研修者派遣を継続していきます。また、研修修了者が学んできたことを、県内の外国籍等のこどもへの教育の推進に波及させることができるよう、関係機関と連携して取り組んでいきます。

##### ③人的配置：日本語指導に係る教員の加配措置

外国籍等のこどもへの教育の状況や各学校の課題を把握した上で、加配措置により配置する教員が適切な支援を行うことができるよう、必要に応じて市町村教育委員会とも連携し、支援を行います。

## (2) 学習言語能力の確実な育成に向けた日本語指導の充実

外国籍等のこどもを受け入れる学校では、児童生徒の言葉の力を見取り、必要な支援体制や日本語指導の具体的な計画を立案することが求められます。その際には、「日常会話の力と、学習で求められる力は違う」という認識をもつことが必要です。この二つの力は、一般には「生活言語能力」と「学習言語能力」と呼ばれています。

### 生活言語能力 (BICS) Basic Interpersonal Communicative Skills

1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力。ある程度の年齢までは、普段の生活の中で自然に身に付きますが、教員や日本語学習支援者等による支援も必要です。習得までに約2～3年を要すると言われています。

### 学習言語能力 (CALP) Cognitive Academic Language Proficiency

教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるといった思考を支える言語の力。習得までに約5～7年、こどもによっては7～10年かかることもあります。母語でも抽象的な概念の理解が不十分な年齢で来日した場合、母語でも日本語でも学習言語能力の発達状況が学年と一致していない児童生徒も多く存在すると言われています。また、母語が発達すれば、第2言語である日本語の学習の伸びも早いと言われています。

「学習言語能力」については、生活の中で身に付くことはあまり期待できません。そのため、日本語指導担当教員が中心となった計画的な支援が必要になります。

実際の日本語指導の際には、それぞれの児童生徒の生活や学習の状況、適応状況、学習への姿勢や態度などを反映させた「特別の教育課程」の編成と、個別の指導計画の作成により、個々に適した指導を行うことが大切です。

「特別の教育課程」とは、外国籍等のこどもが学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、通常の学級の教育課程の一部の時間に替えて、通常の学級以外の教室で行う教育の形態です。なお、「特別の教育課程」を編成・実施する場合には、各学校において、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成して学習評価を行うこととされており、公立学校においては当該指導計画とその実績を学校の設置者である教育委員会等に提出することが必要になります。

どの学校においても外国籍等のこどもの「学習言語能力」の状況を把握し、必要な支援体制や日本語指導の具体的な計画を立案することができるよう、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA」等の評価ツールを活用して対象児童生徒の日本語能力を客観的に把握し、日本語指導の充実を図ることが大切です。

## (3) 各学校段階における日本語指導の目標と指導

### ①乳幼児期の教育・保育段階

幼稚園・保育所・認定こども園等の乳幼児期の教育・保育段階で、外国人幼児や日本語を話すことのできない幼児を受け入れる際には、言語や文化の違いを尊重した保護者との連携体制を整えることや、幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項を関係者が具

体的に共有することが大切です。遊びや生活の中での様々な体験を通して多様な日本語に触れ、親しむようにします。

また、日本で生まれ育った外国人のこどもや、母語を習得する前に来日したこどもの中には、母語でも日本語でも安心して自己を発揮できない状態に陥る場合や、母語しか話すことのできない家族とのコミュニケーションに困難を抱える場合があるといった課題も指摘されています。また、母語が発展途上であるため、母語を維持・伸長するための努力も必要です。このことから、日本語の習得のみならず、母語や母文化の習得についても多面的・多角的に検討するなど、将来のアイデンティティの確立に向けて、早期から支援の見通しについて保護者と共通理解を図ります。

## ②小学校教育段階

教科指導の始まりにあたる小学校教育段階では、何年生に転入しても、入国した時期や家族構成、言語環境の差異等、様々な視点で外国籍等のこどもの教育環境を整えます。

そのため、児童・保護者と教科の学習と日本語の学習の意義について共通理解を図り、実態をふまえて日本語の能力に応じた指導を組織的・計画的に行えるよう「特別の教育課程」を編成して行う日本語指導を実施し、転校先や中学校の進学先に確実に引き継いでいきます。

成人の学習者と異なり、児童の場合は、保護者の都合で来日するケースが多く、日本語学習に目的意識をもてず、学習内容が定着しないことがよくあります。児童の生活にとっては、学習している表現や文法規則には必要性を感じられないのかもしれませんが。そのような場合、同じ学習項目に留まって暗記を強要したりせず、「A 次の学習に進む」、「B 新たな内容と関連付けて学ばせる」、「C しばらくしてから児童の生活や学習状況に関連付けて再び取り上げる」、といった工夫が必要です。言語習得のプロセスは、スパイラルに進むと言われていています。児童の興味関心や必要性を考慮し、日本語でコミュニケーションをすることの楽しさや意味が感じられる学習活動の中で、繰り返し指導することが重要です。

## ③中学校教育段階

中学校においては、母国での就学状況や、小学校までに受けた教育課程についての履歴等を確実に引き継ぎ、それらを基に、生徒の日本語能力の状況や、生活支援の必要性等を踏まえて、「特別の教育課程」の編成など、支援の方向性を検討することが必要です。

その際、「生活言語能力」と「学習言語能力」を明確に区別し、教科学習と結び付けた日本語指導を行うことで、それぞれの伸びや定着について、教科担任等と連携しながら適切な時期に評価し、指導に活かしていくことが重要です。

このように学習環境を整えることで、社会的・職業的自立に向けて、生徒が自ら目標をもって、主体的に学習に取り組むことができるよう支援していくことが大切です。日本の高等学校への進学を希望している場合には、早い時期から保護者に対して、日本の

教育制度や高等学校入学者選抜の仕組み等について理解を深められるよう支援することも、生徒本人の安定した学習環境を整えるためには重要な要素です。

中学校では、小学校での「DLA」や「ことばのものさし」等の記録がある場合はそれらを引き継ぎ、中学校生活においても定期的に日本語能力を測り、記録します。そして、小学校から「特別の教育課程」を編成して行ってきた日本語指導の記録等を進学先へと引き継ぎ、高等学校における日本語指導・支援へ円滑に繋がるようにします。

#### ④高等学校教育段階

高等学校等において外国籍等のこどもに対する指導・支援を円滑に実施するためには、当該生徒がこれまでどのような指導を受けてきたのかを把握することが重要です。目標を卒業後の「自立」と定め、小・中学校や保護者とも連携し、個々の実態に応じて適切な指導及び支援の計画を作成することが必要です。その上で、学習指導においては、生徒の日本語能力も踏まえながら、必要に応じて、「特別の教育課程」の編成による個別の指導を継続して行うなど、充実した学校生活を送ることができるよう、多面的な支援を行うことが求められます。

#### (4) 障害のある外国籍等のこどもへの指導・支援

障害のある外国籍等のこどもの就学先の決定に当たっては、他のこどもと同様に一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断することなどが必要です。特に、文化の違いなどから、日本で生まれ育ったこどもと比較して発達が遅れているように見える可能性も考えられるため、言語だけでなく、文化や社会環境、家庭の養育環境等を十分に確認し、日本語能力と日本文化適応の状況、障害の状態等を混同しないことが大切です。言語や文化的背景、教育制度などが異なることに留意し、特に障害の状態等に関する共通理解が図られるように本人及び保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要になります。外国籍か日本国籍であるかを問わず、就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれのこどもの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当です。

なお、障害のない外国籍等のこどもについては、必要に応じ、日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施等により、受入れ体制を整える必要があります。障害がないにも関わらず、日本語指導が必要であることをもって、特別支援学級や通級による指導の対象とすることは適切ではありません。

また、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ外国籍等の児童生徒の指導に当たっては、障害の状態等に加えて児童生徒の日本語能力についても十分に把握した上で、適切な指導を行う必要があります。その際は、児童生徒の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした自立活動の指導を効果的に活用することが大切になり

ます。一人一人に応じたきめ細かな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を適切に活用することも重要です。特に、効果的な指導を行うためには、児童生徒の障害の状態や障害特性などについて保護者に正しく伝え、共通理解を図る必要があることから、保護者との連携体制づくりは欠かすことができません。

#### 4 進路指導の充実

##### (1) 学校での体制づくり

外国籍等のこどもの進路指導においては、国籍や在留資格など制度的な課題のほか、日本語能力や文化的背景等、さまざまな視点から支援を行うことが求められます。各学校においては、担任と進路指導担当教員等とが連携し、外国籍等のこどもへの進路指導を組織的・計画的に推進することが望まれます。

また、保護者や家庭と丁寧なコミュニケーションを取ることが必要です。外国籍等のこどもの保護者は日本の教育制度や雇用制度等について、知識や情報を十分にはもっていない場合もあり、状況に応じて言語的な配慮を行いながら、十分な情報提供を行う必要があります。

##### (2) 高等学校等への進学に向けた支援

高等学校等への進学を希望する外国籍等のこどもに対しては、個々の状況を踏まえつつ、必要な情報提供を行い、寄り添った支援を行うことが必要です。本県の公立高校への入学・編入学については以下（参考）に記載しているとおりでありますが、多様な生徒の学びをサポートできるよう、生徒の実態や社会情勢の変化を踏まえつつ、公立高等学校入学者選抜における配慮事項のあり方について検討するとともに、個に応じた指導体制の整備及び日本語指導担当教員など、高等学校等における人的配置の充実のあり方についても検討を進めていきます。

#### ※（参考）公立高等学校への入学・編入学について

##### ア 第1学年から入学する場合

公立高等学校入学者選抜を受検し、合格する必要があります。入学者選抜では、それぞれの生徒の状況に応じて、必要な配慮を行っています。必要な配慮については、中学校を通じて、志願先高等学校へ相談することとなります。

##### <具体的な配慮事項>

- (1) 学力検査等実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行って、日本語能力をみること
- (2) (1)の結果や生徒の海外での学習状況を考慮して、学力検査の実施時間を延長すること等

##### イ 第2学年以降から入学する場合

各高等学校が実施する編入学試験を受験し、高等学校長からの編入学許可が必要です。編入学試験や入学後の生活の詳細については、編入学を希望する高等学校に相談することとなります。

### (3) 高等学校卒業後の進路実現に向けた支援

高等学校においては、将来のキャリアや職業、生活に夢や希望をもつことができるよう、将来を見通して、大学等への進学や就職等の進路実現に向けた支援をすることが求められます。

特に、大学等への進学を希望する外国籍等のこどもに対しては、入試制度や奨学金制度について情報提供をする必要があります。

また、就職を希望する外国籍等のこどもに対しては、関係機関と連携し、適切な就労支援を行うことが必要です。ハローワーク、地域の商工団体等と連携し、職業相談や求人情報の提供などを行います。また、インターンシップや職場体験の機会を拡充することも必要です。

### (4) 在留資格等について

外国籍等のこどものうち、外国籍の生徒の在留資格は様々です。在留資格の中には日本での就労ができない種類のものがあります。学校では、入学後の早い段階で外国籍の生徒が日本で就労できる在留資格を持っているかどうかを把握し、適切な就労支援に繋げることが重要です。また、在留資格は一定の期間ごとに更新をしないといけないものもあります。在留資格の更新のための手続き等、生徒や保護者と情報を共有することが求められます。また、高等教育機関に進学する場合において、現在のところ奨学金等の申請資格も在留資格によって異なる場合がありますので、生徒や家庭・保護者への適切な情報提供をしていく必要があります。

## 第4章 参考資料：外国籍等のこどもの指導に役立つウェブサイト等

外国籍等のこどもの指導や支援に役立つ情報を提供しているウェブサイト等を紹介します。

### 【文部科学省】

○帰国・外国人児童生徒教育情報

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)

○外国人児童生徒受入れの手引き【改訂版】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)

○外国人幼児等の受入れにおける配慮について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/mext\\_00505.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_00505.html)

○外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト「かすたねっと」

<https://casta-net.mext.go.jp/>

○日本語教育コンテンツ共有システム NEWS

<https://www.nihongo-ews.mext.go.jp/>

○こどもの日本語ライブラリ

<https://www.kodomo-kotoba.info/>

○文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし パッとわかるまるわかりガイド

[https://www.mext.go.jp/content/20250620-mxt\\_kyokoku-000042836\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250620-mxt_kyokoku-000042836_01.pdf)

○文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（ことばの力のものさし）実践ガイド

[https://www.mext.go.jp/content/20250620-mxt\\_kyokoku-000042836\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250620-mxt_kyokoku-000042836_02.pdf)

○文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメント DLA

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345413\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413_00003.html)

○音声教材

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm)

○つながるひろがる にほんごでのくらし

<https://tsunagarujp.mext.go.jp/>

### 【出入国在留管理庁、文化庁】

- 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

[https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese\\_guideline.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html)

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/92484001.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html)

### 【出入国在留管理庁】

- 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

[https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html)

- 在留資格一覧表

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html>

### 【公益財団法人秋田県国際交流協会（AIA）】

- 外国にルーツのある児童生徒支援者向け情報

<https://www.aiahome.or.jp/pages/page-1495498530-656>

- 日本語教材の閲覧・貸出について

<https://www.aiahome.or.jp/pages/page-1744858014-1806>

- 秋田県内の日本語教室一覧

<https://www.aiahome.or.jp/pages/page-1488462840-187>

- 日本語学習情報

<https://www.aiahome.or.jp/pages/page-1575506997-943>

### 【一般財団法人自治体国際化協会】

- 多文化共生ツールライブラリー

[https://www.clair.or.jp/j/multiculture/tool\\_library/](https://www.clair.or.jp/j/multiculture/tool_library/)

### 【弘前大学】

- 外国につながる子どもの教育支援ガイドブック

<https://www.hirodaimrr.or.jp/wp->

[content/themes/hiro-daimrr/img/guidebook2023.pdf](https://www.hirodaimrr.or.jp/wp-content/themes/hiro-daimrr/img/guidebook2023.pdf)

ODLA オンライン・アセスメントマニュアル

[https://www.edu.hirosaki-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/05/Assessment\\_manual.pdf](https://www.edu.hirosaki-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/05/Assessment_manual.pdf)

**【東京学芸大学】**

○リーフレット「高等学校における日本語指導と学習支援

－『特別の教育課程』の制度を活用して－」（文部科学省委託研究）

<https://kodomonihongo.u-gakugei.ac.jp/.assets/Leaflet2024.pdf>

○高等学校における外国人生徒等の受入の手引（文部科学省委託研究）

[https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko\\_nihongo\\_tebiki.pdf](https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf)

○高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン（文部科学省委託研究）

[https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko\\_nihongo\\_guideline.pdf](https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf)

**【東京都教育委員会】**

○日本語指導推進のためのガイドラインについて

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/learning\\_japanese/guidance\\_japanese/guidline](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/learning_japanese/guidance_japanese/guidline)

**【東京都多文化共生ポータルサイト】**

○日本語を勉強したい

<https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/learnjapanese/about.html>

**【公益財団法人仙台観光国際協会】**

○日本の小学校

<https://int.sentia-sendai.jp/foreigner/child/school/j/>

**【公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー】**

- 学校（がっこう）からのおたより

[https://www.mcic.or.jp/ja-easy/support\\_for\\_foreigners/information\\_from\\_school/](https://www.mcic.or.jp/ja-easy/support_for_foreigners/information_from_school/)

**【川崎市総合教育センター】**

- 算数 6 か国語対訳集

<https://kawasaki-edu.jp/index.cfm/19,885,66,html>

**【認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ】**

- 公立高校入学のためのガイドブック

<https://me-net.or.jp/service/guidebook/>

**【公益財団法人かながわ国際交流財団】**

- 外国につながる子ども・若者の教育

<https://www.kifjp.org/kyouiku>

**【公益財団法人兵庫県国際交流協会】**

- 学習支援教材（子ども支援）

<https://www.hyogo-ip.or.jp/torikumi/tabunkakyose/kyozai/gakushu.html>

**【公益財団法人全国幼児教育研究協会】**

- 外国人幼児等の受入れに関する研修プログラム（文部科学省委託研究）

<https://zenyoken.org/survey/research/>

令和8年

第6回教育委員会会議

報告事項（2）

全ての県立学校におけるコミュニティ・スクール導入に向けたプランの策定について

秋田県教育委員会

# 「地域とつくる魅力ある学校」推進プラン

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用し秋田の将来を支える子どもを育成する

背景・課題

- ・Society 5.0や人口減少が急速に進む中、地域と一体となって主体的に人生を切り拓く子どもを育むことが求められています。
- ・地域コミュニティの希薄化により、子どもたちの社会性を養う機会や地域と連携した学びの場が減少しています。
- ・学校課題の複雑化を受け、給特法等改正法の趣旨に基づいた「地域との適切な役割分担」による教職員の負担軽減と教育の質向上が急務です。

現状

県内小中・義務教育学校におけるCS導入率86.2% 県内高等学校におけるCS導入率8.9% 県内特別支援学校におけるCS導入率7.1% (いずれも令和6年度)

## 子どもや学校が抱える課題を「チーム」で解決する仕組みの導入が不可欠

コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)とは

「学校運営協議会」とは、法に基づき、教育委員会により任命された委員が、**一定の権限をもって、学校運営の在り方**と**そのために必要な支援**について協議する**合議制の機関**のことです。

○学校運営協議会の主な3つの機能

- ① 校長が作成する**学校運営の基本方針**を承認する
- ② **学校運営**について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③ **教職員の任用**に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

期待される効果

- 校種を超えた交流や共同学習の充実
- 地域と連携したキャリア教育、探究学習等の教育活動の充実
- 企業や大学、地域人材と連携した専門的な学びの深まり
- 子どもたちを見守る複層的なネットワークの構築

など

「社会に開かれた教育課程」や「地域とともにある学校づくり」の実現

子ども

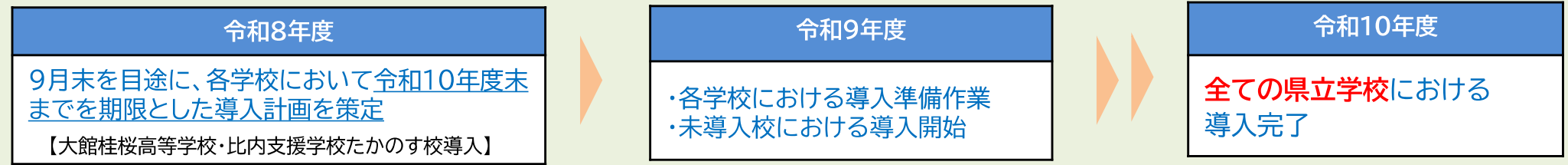
- ・安心・安全な学校生活の実現
- ・「地域の担い手」としての自覚の向上

教職員

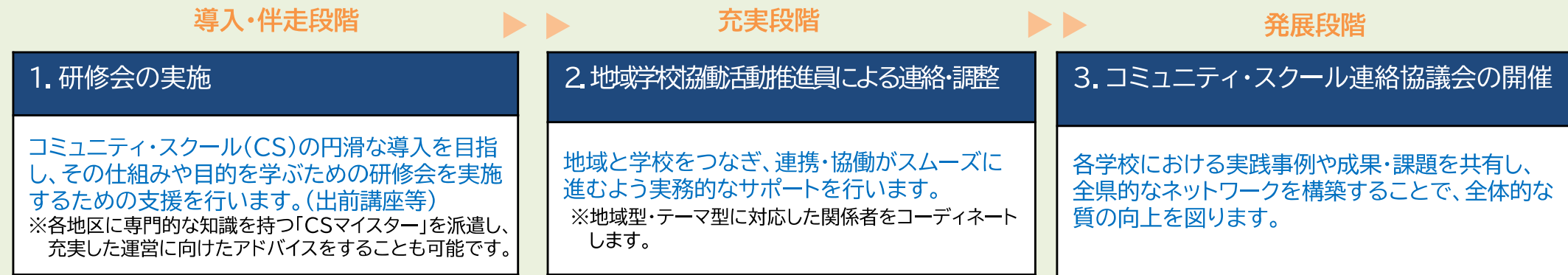
- ・地域の協力により子どもと向き合う時間の確保



## 全県導入へのロードマップ



## 全県導入に向けた支援パッケージ



県教育庁高校教育課・特別支援教育課・生涯学習課が一体となり、導入から充実・発展までのサポートを実施

## コミュニティ・スクールの導入に向けた各学校における準備

- ▶(1)導入に向けた組織づくりを行う。(校内分掌の整備・学校運営協議会委員の選任・部会の設置等)
- ▶(2)教職員、保護者、学校関係者等に対し、仕組みや目的、運営方法等の共通理解を図るための説明会や研修会を実施する。
- ▶(3)ビジョンや課題を関係者全員で共有し、コミュニティ・スクールのテーマや方向性を検討する。

## 学校のためのコミュニティ・スクールQ&A集①

Q	コミュニティ・スクールは、通学区域が決まっている小中学校向けの取組ではないのでしょうか？ 高校や特別支援学校における「地域」の考え方はどうなるのでしょうか。
A	<b>高校や特別支援学校でも、コミュニティ・スクールは「社会に開かれた教育課程」の実現に不可欠なツールです。</b> ここでの「地域」は、 <u>特定の通学区域に限定されず</u> 、企業、大学、同窓会、専門機関など、学校の特色に応じた広域的なネットワークを指します。 多様な人材との「熟議」等を通じ、地域と連携した探究学習や就労支援など専門的な学びを深め、子どもを多層的に見守る体制の構築を目指します。
Q	高校や特別支援学校にとって、具体的にどんなメリットがありますか？
A	<b>専門的な学びの深化と、卒業後の社会参画の基盤になります。</b> 高校では企業や大学と連携した質の高い探究学習が可能になり、特別支援学校では地域全体で子どもを見守るネットワークを構築することで、卒業後の就労支援や生活の安定に繋がります。 学校だけで完結せず、「社会総掛かり」で支える体制は、先生方の心理的な安心感にもつながるものと考えています。
Q	会議や事務作業が増えて、今より忙しくなるのではないのでしょうか？
A	<b>組織や会議の「精選」と「統合」を進めます。</b> 導入にあたっては、学校評議員会などの既存の会議体を発展的に学校運営協議会へ統合し、会議の回数や内容を精査することが可能であると考えております。また、地域学校協働活動推進員等が、調整業務等の実務をサポートすることで、先生方の負担を軽減する仕組みを構築します。

## 学校のためのコミュニティ・スクールQ&A集②

Q	地域の人から学校運営に批判的な発言や要望が増えるのでは？
A	<p>学校運営協議会は、学校運営を批判する場ではなく、委員全員が当事者意識を持って、課題の解決や学校運営について考え、校長のビジョンを複層的に支える仕組みです。</p> <p>多くの学校運営協議会設置校では、校長が作成する学校経営方針を地域や関係者が承認し、その実現のために何ができるかを、熟議等を通して考え、それぞれの役割分担の下で実行に移しています。</p> <p>地域の方々と顔が見える関係を築き、学校を取り巻く複層的なネットワークを構築することで、結果として学校への過度な苦情や要望が減ったという成果が現れています。</p>
Q	教職員の任用に関する意見を出されると、教職員人事に混乱が生じるのでは？
A	<p>学校運営協議会は、人事に関する個人的な意見や要望を伝え合う場ではありません。</p> <p>多くの学校運営協議会設置校では、地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置など、校長の学校経営ビジョンを後押しする意見が述べられています。また、学校運営協議会は合議制の機関であるため、個人としての意見のみが尊重されるわけではありません。そのため、教職員人事に大きな混乱が生じることはないと考えております。</p>
Q	そもそも「地域学校協働活動推進員」がないのですが、どうやって見つければいいのでしょうか？
A	<p>「学校だけで探してください」という丸投げはいたしません。</p> <p>県教育庁(高校教育課・特別支援教育課・生涯学習課)が先頭に立ち、知事部局のネットワークも活用しながら、学校を支える適切な人材発掘を学校とともに行います。加えて、既にコミュニティ・スクールを導入している他校がどのように人材を見つけ、体制構築を図ったのかといったノウハウについて、積極的に共有を図ります。</p>

## 学校のためのコミュニティ・スクールQ&A集③

Q	探究学習やキャリア教育での地域連携、結局は担任が動くことになりませんか？
A	<b>地域学校協働活動推進員等の「強力な助っ人」が活用できるよう、環境整備を進めます。</b> 学校と地域の上に立ち、実務をサポートする推進員の配置を進め、例えば「地元企業への協力依頼」や「専門的な外部講師の選定」など、これまで先生方が個別に担っていた調整業務を分担することで、教育活動の質を向上させつつ負担を軽減します。
Q	令和10年度までに導入、と言われても何から手をつければいいのかわかりません。
A	<b>県教育庁による「伴走支援パッケージ」で全面的にバックアップします。</b> いきなり完璧な運営を求めるものではなく、令和8年度は計画策定、令和9～10年度を準備・試行期間として設定しています。 県教育庁(高校教育課・特別支援教育課・生涯学習課)が一体となったサポート体制を整え、「CSマイスター」の派遣等も含め、各校の状況に合わせた無理のない導入を後押しします。
Q	令和8年度9月末までに策定・提出する「導入計画」はどのような様式で作ればいいのでしょうか。
A	<b>様式は4月の校長会等で示す予定です。</b> あくまでも、令和8年度に策定・提出いただく計画は、完成形ではなく、「これからどう進めていくか」の第一歩を示すものであるとお考えいただければと思います。進捗状況に応じて、計画を柔軟に変えながら進めていくこともあろうと思いますので、「完璧なもの」を目指す必要はありません。

令和8年

第6回教育委員会会議

報告事項（3）

令和9年度秋田県立高等学校学級減等の予定（案）について

秋田県教育委員会

令和9年度秋田県立高等学校学級減等の予定(案)

令和8年3月27日

県北地区	地 区	学 校	学 科	R8年度		R9年度		定員増減
				定 員	学 級	定 員	学 級	
	能代・山本	能代松陽	普 通	40	2	35	2	△ 10
	小 計							△ 10

中央地区	地 区	学 校	学 科	R8年度		R9年度		定員増減
				定 員	学 級	定 員	学 級	
男鹿・潟上・南秋	五 城 目		普 通	40	2	35	2	△ 10
			海 洋	35	1			△ 35
	男 鹿 海 洋		食 品 科 学	35	1			△ 35
			海 洋 資 源			35	1	35
			食 品 技 術			35	1	35
	男 鹿 工 業		機 械	35	1			△ 35
			電 気 電 子	35	1			△ 35
			機 械 シ ス テ ム			35	1	35
			電 気 エ ネ ル ギ ー			35	1	35
	秋 田	秋 田 中 央	普 通	35	6	40	5	△ 10
由利本荘・にかほ	仁 賀 保	普 通	35	2	35	1	△ 35	
	小 計							△ 55

県南地区	地 区	学 校	学 科	R8年度		R9年度		定員増減
				定 員	学 級	定 員	学 級	
	大 仙 ・ 仙 北	角 館	普 通	40	5	40	4	△ 40
	湯 沢 ・ 雄 勝	湯 沢 翔 北 校 雄 勝 校	普 通	40	1	35	1	△ 5
	小 計							△ 45

全県 全日制	合 計							△ 110
-----------	-----	--	--	--	--	--	--	-------

定時制	地 区	学 校	学 科	R8年度		R9年度		定員増減
				定 員	学 級	定 員	学 級	
								0

全県 定時制	合 計							0
-----------	-----	--	--	--	--	--	--	---

全県	合 計							△ 110
----	-----	--	--	--	--	--	--	-------

令和8年

第6回教育委員会会議

報告事項（4）

秋田県立雄物川高等学校バレーボール部における体罰事案  
に関する検証報告及び再発防止に向けた取組について

秋田県教育委員会

秋田県立雄物川高等学校バレーボール部における  
体罰事案に関する検証報告  
及び再発防止に向けた取組について

令和8年3月  
秋田県教育委員会

## 1. はじめに

令和7年9月26日、秋田県立雄物川高等学校（以下「同校」という。）バレーボール部において、部員保護者からの訴えにより、同部顧問教諭による部員への体罰及び暴言の事実が発覚した。当該教諭は、平成28年にも体罰等により指導措置を受けていたにもかかわらず、不適切な指導が継続していたことが明らかとなった。

秋田県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、被害を受けた生徒及び保護者、県民の信頼を著しく損なったことを重く受け止め、事実関係の解明とともに、過去の対応の問題点を根本から検証し、二度とこのような事態を起こさないための抜本的な再発防止策を策定することとし、本報告書を作成する。

## 2. 事案の概要

### (1) 行為者

- **氏名** : 宇佐美 大輔 (46歳)
- **職名** : 教諭 (保健体育科、男子バレーボール部監督)
- **指導歴等** : 平成26年4月より同校教諭として勤務していた。  
平成28年12月に体罰及び不適切発言で「訓告」の指導を受けた。

### (2) 処分内容

- **行為者** : 免職
- **所属校長** : 戒告 (管理監督責任)
- **同教頭** : 訓告 (監督責任)

### (3) 問題となった行為の実態

当該教諭は、令和5年4月頃から令和7年9月にかけて、同校体育館及びトレーニングルーム等において、以下の行為を行っていた。

- **体罰** :  
複数の部員に対し、平手や拳で叩く、腹部を蹴る、ボールをぶつける等の行為を繰り返した。具体的には、口が切れて出血したケースや、トレーニングルームに連れ込んでの暴行があった。  
また、1年生部員Aに対しては、ノートの提出場所が違うという理由で、胸ぐらをつかむ、靴で頭を叩くなどの暴行を加えた。令和7年9月23日には、トレーニングルームにて平手で頬を叩き、腹部を蹴るという暴行に及んだ。
- **暴言** :  
「馬鹿」、「(地元)に帰れ」、「おまえのせいで負けた」等の生徒の心を深く傷つける発言が常態化していた。

### (4) 被害の規模と影響

- 部員31名中、14名が体罰被害、13名が暴言被害を訴えた。
- 身体的怪我だけでなく、精神的苦痛により登校できない生徒がいるなど、甚大な影響が生じた。

## (5) 過去の情報提供とその対応

当該教諭の部活動指導に対しては、これまでも複数回にわたり情報提供があったものである。過去の情報提供について、その経緯及び内容と、その後の対応の概要を以下のとおりまとめていく。

時期	経緯・内容等	対応状況等
平成 28 年度 (2016)	<p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部員の保護者から「部員間で威圧行為がある」との情報提供</li> <li>・部員間の行為における調査を進める中で、監督から暴力を受けたとの証言あり</li> </ul> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頬を叩く</li> <li>・足で身体を払う</li> <li>・「消えろ」、「(地元へ) 帰れ」等の暴言</li> </ul>	<p><b>【情報提供への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭による部員全員へ聞き取り調査 →一部の部員が「監督から暴力や暴言を受けた」と証言</li> <li>・校長・教頭による当該教諭への聞き取り調査 →部員 4 名に対する、頬を叩く、足で体を払う、暴言を吐くといった行為を認めた</li> </ul> <p><b>【処分等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長から県教育委員会に対し、本件に関する事故報告書を提出 →平成 28 年 12 月付けで訓告</li> </ul> <p><b>【その後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該部員と保護者への謝罪</li> <li>・秋田県バレーボール協会（以下「県バレーボール協会」という。）への説明と謝罪</li> <li>・再発防止に向けた校内研修の実施</li> <li>・校長判断により 1 週間の指導停止</li> </ul>
令和元年度 (2019)	<p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本バレーボール協会から県バレーボール協会に対し、暴力・暴言に関する相談メールがあった旨、情報提供</li> <li>・県バレーボール協会から学校に対する情報提供があり、その後学校から県教育委員会に報告あり</li> </ul> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部員を叩く</li> </ul>	<p><b>【情報提供への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭による部員全員への聞き取り調査 →体罰を訴えた生徒なし →「くそ」や「クズ」といった暴言はないが、勝つために厳しいことを言われることはあるとの申し出あり</li> <li>・校長・教頭による当該教諭及び他の顧問への聞き取り調査 →当該教諭は通報内容を否定 →他の顧問も通報内容を否定</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔をめがけてボールを投げつける</li> <li>・「くそ」、「クズ」等の暴言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会による当該教諭への事情聴取 →通報内容を否定</li> <li>・校長から県バレーボール協会と県教育委員会に「体罰はない」旨の報告</li> <li>・県バレーボール協会から日本バレーボール協会に「体罰はない」旨の報告</li> </ul> <p><b>【その後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会から当該教諭に対し注意喚起</li> </ul>
令和3年度 (2021)	<p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会への匿名メール</li> </ul> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な平手打ち</li> </ul>	<p><b>【情報提供への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭による部員全員への聞き取り調査 →体罰を訴えた生徒なし</li> <li>・校長による当該教諭への聞き取り調査 →通報内容を否定</li> <li>・校長から県教育委員会に「メールにあるような内容は確認できなかった」旨の報告</li> </ul> <p><b>【その後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長から当該教諭に対し、誤解を招くような言動がないよう注意</li> </ul>
令和5年度 (2023)	<p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生の保護者から日本バレーボール協会及び学校に対する情報提供</li> </ul> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰がある</li> <li>・SNSにも同様の告発あり</li> </ul>	<p><b>【情報提供への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長による部員全員への聞き取り調査 →体罰を訴えた生徒なし</li> <li>・校長・教頭による当該教諭への聞き取り調査 →通報内容を否定</li> <li>・日本バレーボール協会による部員へのアンケート（学校経由） →体罰を訴えた生徒なし</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本バレーボール協会による当該教諭への聞き取り調査（オンライン形式） →通報内容を否定</li> </ul> <p><b>【その他の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭と養護教諭による身体確認 →体罰の形跡なし</li> <li>・教頭による部活動の観察 →厳しい練習の様子であったが、暴力は見られなかった</li> <li>・SNSの文章は削除されていた</li> </ul> <p><b>【その後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長から当該教諭に対する注意</li> <li>・当該教諭は県教育委員会（保健体育課）主催の講習に参加</li> </ul>
--	--	---

### 3. 事案に係る要因分析

これまでの情報提供への対応や、本事案を踏まえた生徒への聞き取りの結果を踏まえ、なぜ今回の事案を早期に明らかにすることができなかったのか、また、なぜ体罰等の発生を未然に防ぐことができなかったのかについて、その要因を以下の通り分析する。

#### (1) 調査における構造的欠陥

本事案の最大の問題点は、平成28年度に体罰等で指導措置を受けた以降も、外部からの情報提供が複数回にわたり寄せられていたにもかかわらず、いずれの調査においても事実が確認されなかった点にある。特に令和5年度に関しては、実際に体罰等が行われていたにもかかわらず、当時の調査で事実認定に至らなかったことは極めて不適切であった。なぜ、過去の調査において事実認定に至らなかったのかを明らかにするため、問題点を以下のとおり整理する。

##### ① 調査主体の限界と配慮不足

- 過去に行われた調査は、当該教諭の同僚である校長や教頭が中心となって行われており、第三者の介入はなかった。生徒にとって、校長や教頭は「当該教諭側の存在」であり、顧問の不利になる発言をすることは、即ち「当該教諭に伝わるかもしれない」という不安に直結するものとなっていた。
- また、生徒は、事実を認めれば「監督がいなくなる」「大会に出られなくなる」「進学に影響する」という恐怖心を抱いていたものと考えられるが、校長や教頭の聞き取りにおいて、この恐怖心を払拭するような配慮が不足していた。さらに、仮に事実を認めれば、「他の部員からも責められるかもしれない」という思いがあったことも想像に難くないなか、事実を認めることで不利益な扱いを受けることがないことや、学校は生徒を最後まで守り切るという姿勢を十分に示すこ

とができなかったため、生徒の正直な声を拾い上げることができなかったと考えられる。

- 加えて、体罰事案の端緒を捕捉すべき「人権アンケート」は、当該部活動の閉鎖的な組織構造により形骸化し、意味をなさないものとなっていた。本アンケートが、記名式・書面提出方式で行われていたことにより、部員の心理的安全性を十分に担保することができず、被害を申告できなかったのではないかと推察される。
- また、多くの部員が「部活動での体罰等を記載してはいけない」という認識を持っており、このことが不文律として代々継承されていた。上級生による下級生への口止めや、報復を畏怖させる雰囲気醸成されており、生徒たちはアンケートへの回答を躊躇せざるを得ず、被害申告への道は実質的に閉ざされていたものと考えられる。

## ② 心理的支配への理解不足

- 当該教諭と生徒の間には、恐怖による支配だけでなく、「監督の言う通りにすれば勝てる」、「厳しさは愛情」という歪んだ信頼関係が形成されていた可能性がある。
- 生徒自身が、体罰等を「指導の一環」として内面化し、被害として認識できない状況にあったことも推察されるが、学校として、こういった状況を十分に考慮したうえで生徒の回答を精査するまでには至らなかった。

## ③ 県教育委員会の踏み込んだ対応の欠如

- 県教育委員会は、生徒が置かれているこれらの状況を十分に理解したうえで、調査方法の工夫や必要な配慮について、学校への指導・助言を行うことや、場合によっては自ら聞き取り調査を行う等の積極的な介入を行うべきであった。
- 外部からの情報提供があったにもかかわらず、当該教諭や生徒への聞き取り調査の結果や、人権アンケートにおいて「体罰の事実はない」という回答が得られた時点で、「情報提供は事実無根」と断定して調査を打ち切っていたことは極めて不適切な対応であった。
- 学校から「体罰の事実はない」との回答があった際に、「外部からの情報提供があるのに事実が確認されないのはおかしい」との認識に立つことなく、追加の調査や踏み込んだ対応をとらなかったことは、県教育委員会として、体罰の根絶に向けた姿勢に欠ける場所があったと言わざるを得ない。

## (2) 発生原因の分析

### ① 当該教諭の規範意識の欠如と勝利至上主義

当該教諭は、「全国レベルに到達させるためには、体罰や暴言を含めた厳しい指導が必要」という誤った認識を持ち続けていた。自身の感情を制御できず、生徒のミスに対して衝動的に暴力を振るうなど、教育公務員としての資質を著しく欠いていた。過去の指導（訓告）が行動変容につながらず、軽視されていたことも大きな問題点であった。

## ② 指導の密室化と抑止力の不在

当該部活動の指導は実質的に当該教諭一人に任されており、他の教職員の目が届きにくい状況が常態化していた。体育館やトレーニングルームも、ほぼ当該部活動のみで使用しており、密室化しやすい状況にあった。また、外部コーチであるテクニカルアドバイザーも自身の教え子といった関係性があったことから、抑止力とはなっておらず、自浄作用が働かない体制となっていた。

## ③ 管理監督機能の不全

校長は、体罰を含めた不祥事防止や練習時間の遵守、服務規律の徹底等について個別での面談も含めた指導を行っており、当該教諭は指導に対し従順な姿勢を見せていたが、実態としてはこれを遵守していなかった。決められたルール等が遵守されているかについて十分な確認はなされておらず、県教育委員会に今後の対応を相談する等の踏み込んだアクションには至らなかった。

県教育委員会としても、平成 28 年度に指導を行ったことを踏まえた継続的なフォローアップが必要であったにも関わらず、学校での対応に任せきりとなっていた。校長及び教頭に対し、当該教諭が過去に訓告による指導を受けており、外部からも疑わしい目が向けられていることを共有したうえで、特に目を配るよう継続して指導したり、県教育委員会として部活動指導の状況を直接確認することもしていなかった。

## ④ 研修の形骸化

平成 28 年度以降、当該教諭は自らの指導の問題点を自覚し、改善を図るための複数の研修を受講していたが、結果として体罰や暴言は改善されなかった。研修を行うことが目的化していた側面があり、受講者に対するフォローアップや検証も不十分であった。

研修を受講しているという事実のみをもって、「改善が図られているだろう」と安易に判断をしていたことは否定できない。

# 4. 再発防止策

県教育委員会は、上記要因分析の結果を厳粛に受け止め、生徒が主体的に生き生きと活動できる環境を構築するため、これまでに寄せられた生徒の声にも配慮しつつ、以下の再発防止策を確実に実行する。

## (1) 生徒の「心理的安全性」を担保した調査の実施

- 県教育委員会として、これまでも「人権アンケート」を実施してきたが、その実効性が十分でなかったことを踏まえ、実施方法の見直しを図ることとする。現在は、迅速に課題解決を図る観点から、記名式で実施しているが、記名式であることにより、個人が特定され、声を上げにくい現状もあることから、無記名式でもその後の調査が継続できるよう実施方法を改善する等により、生徒が安心して声を上げることができる機会の拡充を図る。【新規・拡充】
- また、生徒の声を踏まえ、学校管理職等が生徒の声を直接聞く機会を定期的に設けるよう学校に指導する。【新規】

- スクールカウンセラーや、外部の相談窓口の存在を改めて周知し、生徒や保護者が学校や顧問を通さず、匿名性を確保した上で相談できるルートを十分に確保する。【拡充】

## (2) 学校まかせとしない体制の整備

### ① 不適切な指導の予兆が見られる教員への早期介入【新規】

生徒からのアンケートや相談窓口への通報等により、不適切な指導の予兆（大声での叱責、特定の生徒への執拗な指導等）が確認された教員については、学校と県教育委員会との間で速やかに情報を共有し、定期的なモニタリングを行うとともに、改善に向け、学校と県教育委員会とが一体となり、組織的・継続的な指導を行う。

具体的には、学校管理職による面談を定期的実施し、改善に向けた具体的なアクションを強力に指導する。さらに、必要に応じて、県教育委員会として部活動指導等の現場をチェックし、指導・助言を行うことや、十分な改善や行動変容が見られない場合には、部活動指導を一時的に禁止する等の措置を講じる。

### ② 指導歴・懲戒処分歴のある教員への指導監督の強化【新規】

過去に体罰等で指導歴・懲戒処分歴のある教員については、随時学校管理職とその情報を共有し、重点的な指導監督の対象として継続的なモニタリングを行う。

日々の部活動指導等の状況や再発防止に向けた各種研修の受講状況を厳格に管理し、学校から県教育委員会への定期的な報告を求める。また、必要に応じて、学校と県教育委員会が連携して改善・行動変容に向けた指導プログラムを作成し、組織的な指導を行う。

あわせて、県教育委員会が部活動指導等の現場を直接チェックする機会や、面談する機会を設け、「おかしい」と思う行動等を見過ごさない体制を構築する。

### ③ 悪質事案に対する厳正な対処【新規】

上記の指導にも関わらず改善が見られない場合や、体罰等の悪質な指導を行った教員については、過去の指導実績等に関わらず、教育現場から排除する方針の下、免職を含めて厳正に対処する。

## (3) 外部の目を入れた指導体制の構築

- 特に部活動指導においては、日常的に複数の指導者による指導体制を確立し、特定の指導者と生徒とが一对一になる密室化が起らないよう、学校に対して指導を行う。また、密室化することが懸念される場合には、学校管理職が積極的に巡回等を行うことや、複数の部活動を組み合わせた上で複数の指導者が立ち会うことができる体制を整備するなど、あらゆる対応を行うように働きかける。【拡充】
- また、練習を積極的に公開し、保護者等も含めて常時見学・立ち会いができる環境を作る。【新規】

## (4) 教職員への実効性のある研修の徹底

従来倫理観に訴える精神論的な研修から、より具体的な指導技術等の習得を行うための研修への転換を図る。以下の内容を盛り込んだ研修を新たに実施するとともに、研修の受講のみで終わらせることなく、その定着度合い等を測るための仕組みを構築し、研修の実効性を高めていく。

- 文部科学省通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」等を踏まえつつ、現場の実情に即した、県教育委員会としての「指導行動規範（仮称）」を令和8年度夏頃を目途に策定する。体罰はもちろんのこと、暴言や不適切な発言、威圧的な態度についても禁止事項として明文化し、県立学校に対して徹底を図るとともに、市町村教育委員会に対しても周知を図り、適切な対応を促す。【新規】
- 部活動指導に関わる全ての教員に対し、指導における具体的な言葉のかけ方、ハラスメントの境界線を学ぶケーススタディ（事例検討）やロールプレイングを取り入れた研修を実施するとともに、これまでのアンガーマネジメント研修が実効性ある内容となるよう拡充を図る。【新規・拡充】
- 指導観の転換を図るため、生徒の主体性を引き出し、自ら考え行動できる力を育む指導法の習得に向けたコーチング研修等の更なる充実を図る。【拡充】
- 学校管理職としての資質能力および規範意識の定着を図るため、従来は1年目に限定されていた悉皆研修を2年目まで継続することとし、学校管理職に対する指導体制の強化を図る。【拡充】

## 5. まとめ

同校バレーボール部における事案に関して、輝かしい栄光の裏側で、傷つき、声を上げられぬまま学校を去らざるを得なかった生徒たちの無念に対し、我々は深い悔悟の念を抱かざるを得ない。

また、本事案の後にも、部活動指導における体罰事案や、暴言、不適切な発言により、生徒に大きな影響を与えた事案が複数発覚した。このことは、本県教育への信頼を根本から揺るがす極めて深刻な事態であり、これまでの対応が、生徒の安全確保と基本的人権の擁護という、教育が果たすべき本来の役割を全うできていなかった事実を厳粛に受け止めなければならない。

「勝利」は教育成果の一つではあるが、生徒の「尊厳」を犠牲にして成立する勝利にいかなる価値も見出すことはできない。

県教育委員会は、事案発生から今日に至るまで精神的苦痛を抱え続ける生徒がいる現実を深く受け止め、これまでの対応が体罰等の根絶を目指す上ではまったく不十分であったことを痛切に反省するものである。

一方で、再発防止策の徹底が指導現場の萎縮を招き、生徒の成長に必要な指導までが控えられるような事態は避けなければならない。根絶されるべきは暴力やハラスメントといった生徒の人権を侵害する非教育的行為であり、情熱ある適切な指導を否定するものではない。

「体罰や暴言」と「成長を促す厳格な指導」とを明確に区別し、どのような立場の方からも理解の得られる教育活動を実践していくことが、信頼に基づく教育環境を構築する道であると考えらる。

県教育委員会は、今回の事案を教訓とし、二度と同様の事態を招かぬよう組織風土を刷新していくとともに、市町村教育委員会に対しても、改革の姿勢を示していくことで、学校種を問わず、すべての子どもたちが心身の安全を保障され、安心して学校生活を送ることができる環境の構築を確実なものにしていくことをここに誓約する。